

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【会計年度】 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日

【発行者の名称】 チュニジア中央銀行
(Banque Centrale de Tunisie)

【代表者の役職氏名】 マルアン・エル・アバッシ 総裁
(Marouane El Abassi, Governor)

【事務連絡者氏名】 弁護士 月岡 崇

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03)6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

第1【募集(売出)債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の未償還額	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名
第6回チュニジア中央銀行 円貨債券(1997)	1997年8月	12,500百万円	12,500百万円	0円	該当なし
第7回チュニジア中央銀行 円貨債券(2007)	2007年8月	30,000百万円	0円	30,000百万円	該当なし

第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当事項なし。

(2)【当会計年度(又は事業年度)中最近6月間の月別為替相場の推移】

該当事項なし。

(3)【最近日の為替相場】

該当事項なし。

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし。

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

注:

- (1) 本書中、別段の表示のない限り、「チュニジア・ディナール」、「TD」および「ディナール」とはチュニジア共和国のチュニジア・ディナールを意味し、「米ドル」とはアメリカ合衆国のドルを意味し、「円」とは日本円を意味する。チュニジア中央銀行発表の2018年6月1日におけるチュニジア・ディナールと円との公的売買相場の仲値は1,000円 = 23.3910チュニジア・ディナールであり、これに基づいて算出した為替相場は1チュニジア・ディナール = 約42.7515円であった。なお、本書において米ドル等に対する外貨換算が行われている数値については、異なる為替相場によって換算されている場合がある。
- (2) チュニジア中央銀行およびチュニジア共和国の会計年度は暦年である。

(1)【設立】

1 設立、法的地位および特権ならびに国との関係

チュニジア中央銀行(以下「中央銀行」という。)は、チュニジア共和国の中央銀行である。中央銀行は、国の公的法人として設立され、1958年11月3日に業務を開始した。中央銀行設立および組織法(2016年4月25日法律第16-35号)(以下「組織法」という。)に基づき、中央銀行は、独立した法人格と財政的自律権を有している。

中央銀行の本店は、チュニス、ヘディ・ノウィラ通り25番に所在している。中央銀行はまた、11の事務所をチュニジア国内、ビゼルト、ガベズ、ガフサ、ジェンドゥーバ、カスリーヌ、ケルアン、メドニン、モナスティル、ナブル、スファックスおよびスースに有する。中央銀行に海外支店はないが、海外駐在員は数名いる。また、2017年12月31日現在、中央銀行の雇用人数は865人であった。

中央銀行は、通貨発行権限ならびにマネー・サプライ、外国為替および国際金融取引についての管理権限を有している。中央銀行は、法律によりチュニジアの銀行に対して承認し規則を制定する資格を与えられており、また、チュニジアの銀行を管理し認可する権限を有している。

組織法に従い、中央銀行の資本金は国が全額引き受け、これを保有する。

国は中央銀行の運営に対して監督権限を行使する。中央銀行は、大臣の管理下には置かれていない。むしろ、中央銀行は共和国大統領に対して直接責任を負い、大統領に対し、年次財務諸表および経営報告書を提出しなければならない。中央銀行はその責務を履行するにあたり、何らかの公的機関による事前の精査または承認を条件としない。ただし、中央銀行の満期2年超の借入および通貨発行に関する中央銀行の決定は、大統領令による承認がなければならない。

法により、中央銀行の会計は年度末には決して赤字にならない。中央銀行の当期利益が損失になる場合には、かかる損失を中央銀行の一般および特別準備金から補填することが組織法によって要求されている。組織法ではさらに、もしこれらの準備金が損失の補填に不足する場合、チュニジア国庫から不足分を補うことを要求している。中央銀行は、清算条件を定める法律によらない限り、清算されることはない。

第三者との取引においては、中央銀行は一商業法人とみなされる。よって中央銀行は適用ある商法に従うが、かかる法が中央銀行特有の法または組織法の規定により変更されていない範囲に限定される。

2 目的

中央銀行は、その設立準拠法に従い、価格安定を維持する全般的な任務を負う。この点において、中央銀行はその金融政策を追求し、流通通貨を管理し、決済システムの健全な運営を監視し、貸付機関を監督し、金融制度の安定および安全を維持する。

3 日本との関係

特になし。

(2)【資本構成】

中央銀行の1958年の設立時における当初資本金は、1,200,000チュニジア・ディナールであった。組織法の規定では、中央銀行の資本金は大統領令によって授権された中央銀行の管理委員会が承認することにより、準備金の組入れによって増額される。その後2度の資本金増額により、2017年12月31日現在の中央銀行の資本金は6,000,000チュニジア・ディナールであった。

組織法ではまた、法定準備金が中央銀行の資本金の50パーセントに達するまで、毎年剰余金純額の15パーセントを法定準備金に組み入れることを要求している。法定準備金が1988年度に資本金の50パーセント、すなわち3,000,000チュニジア・ディナールに達した後は、剰余金の法定準備金への組入れは行われていない。

次に掲げる表は、2013年、2014年、2015年、2016年および2017年の12月31日現在における中央銀行の資本および長期債務に関する情報を示したものである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(千チュニジア・ディナール)					
資本金 ⁽¹⁾	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
準備金.....	110,751	111,144	116,159	137,889	138,311
その他の資本.....	3	1	17	95	161
繰越剰余金.....	76	36	77		91
合計.....	116,830	117,181	122,253	143,984	144,563
長期債務 ⁽²⁾	7,011,298	9,119,397	12,613,680	15,384,349	20,513,722

(1) 中央銀行の資本金は、チュニジア政府により全額引き受けられた6,000,000チュニジア・ディナールから成る。かかる資本金は株式の形をとらず、また、組織法に従う場合を除き、譲渡できない。

(2) 中央銀行が募集した債券から成り、その手取金は国の利用に供された。中央銀行の現在の会計方針では、この債務は中央銀行の貸借対照表上には計上されず、オフ・バランスシート・コミットメント計算書に計上される。

(3)【組織】

1 中央銀行の執行権限および管理権限は、それぞれ総裁および管理委員会(総裁、副総裁および8名の委員により構成される。以下「管理委員会」という。)に属する。上記の役職者は、チュニジア国籍を有し、政治的、市民的権利を完全に享有し、市民権の喪失を伴う刑事裁判の判決または処罰を受けたことのない者の中から、共和国令により任命される。中央銀行の会計管理は、チュニジア監査役会名簿に登録された監査役の中から総裁の提案に基づき共和国令により任命される2名の外部の監査役が担う。

2 権限と機能

総裁 総裁は、中央銀行を経営し、中央銀行に関連する全ての法律と管理委員会の決定を遂行し、管理委員会の議長を務める。

総裁は、第三者に対し、中央銀行を代表する。

総裁は、首相が推薦し、国民議会の絶対多数の承認を受けて、大統領令により任命される。総裁は同様の方法または国民議会の3分の1の要請を受け、かつ国民議会の絶対多数の承認により、解任される。

副総裁 副総裁は、総裁を補佐し、中央銀行の全ての部署の業務が円滑に行われるよう常時監督する。総裁が不在、または職務を遂行できない場合、副総裁が総裁の職務を執行する。副総裁は、総裁が推薦し、大統領令により任命される。

管理委員会 管理委員会は、とりわけ、中央銀行の内部規則を決定し、また、関連法令により授けられた業務の遂行方法について決定する。

管理委員会は、また、大統領令による認可を条件として、中央銀行の紙幣および硬貨の造幣、発行、回収、交換について決定し、また、経済、通貨状況および業務必要経費に鑑み、中央銀行の業務に関して支払われる公定歩合および手数料について決定する。

8名の委員は、首相の推薦を受けて、共和国の大統領が公布する大統領令により任命される。委員は、3年任期(更新可能)で任命される。

8名の委員のうち4名は共和国の経済、金融もしくは社会行政機構にいる者または共和国の経済開発に関与することを専門にしている公的もしくは準公的機関にいる者の中から選任され、その他の4名は経済および金融部門で専門的経験を有する者の中から選任される。

監査役 中央銀行の会計は、2名の監査役により外部監査を受ける。かかる監査役は、中央銀行の活動の性質および有効な法律に従い、以下の職務を遂行する。

1. 中央銀行の財務諸表が財政状態についてその真正かつ公正な見解を示しているか否かの精査。この点において、監査役は、財務データ公表の内部統制および手続のシステムを査定することができる。

2. 銀行のデスク、ストックおよびポートフォリオに関わる在庫管理の検証。

3. 財務諸表に関する意見書の発行。

監査役は、自らの職務を遂行するために必要と考える書類を互いに送信する権限を有する。

3 2017年12月31日現在の総裁、副総裁、委員および外部監査役の氏名は、以下のとおりである。

総裁	マルアン・エル・アバッシ(Marouane El Abassi)
副総裁	モハメド・レキーク(Mohamed Rekik)
委員	金融市場評議会会長 サラ・エッセイエ(Salah Essayel) 財務省公債担当官 カウテール・ゴムラスニ(Kaouther Ghomrasni) 経済開発省予測担当官 ロフティ・フラディ(Lofti Fradi) 経済・財務問題専門研究員 ファトマ・ゲルマチ・シアラ(Fatma Guerhazi Siala) 経済・財務問題専門研究員 ノウリ・フェティ・ゾウエイル(Nouri Fethi Zouhair) 銀行業専門理事 セルマ・ベッラガ(Selma Bellagha) 銀行業専門理事 サドク・アッティア(Sadok Attia) 中央銀行副総裁 モハメド・レキーク(Mohamed Rekik) 中央銀行総裁 マルアン・エル・アバッシ(Marouane El Abassi)
外部監査役	ムラド・ゲラティ(Mourad Guelaty)(ムラド・ゲラティ事務所) チェリフ・ベン・ジナ(Cherif BEN ZINA)(CMC事務所)

(4)【業務の概況】

全般的な機能

組織法に定められている中央銀行の主な職務は以下のとおりである。

- ・ チュニジアにおける通貨の発行。これに関して中央銀行は専属的権限を有する。
- ・ チュニジアの準備金の統制および管理。
- ・ チュニジア政府の全般的な経済戦略の枠組み内での、ディナールの交換性の監督および外国為替政策の実施。
- ・ チュニジア国内の銀行その他の信用機関がさまざまな規制を確実に遵守するよう監督すること、自己資本比率を監視し、預金準備を課すことを含め、チュニジアの銀行制度および金融制度が適切に機能するようにこれを監督・維持すること。
- ・ その他、国の銀行として行為すること。
- ・ 価格安定の維持。
- ・ 中央銀行の金融政策の追求。
- ・ 流通通貨の管理および決済システムの健全な運営の監視。
- ・ 金融制度の安定および安全の維持。
- ・ 銀行業務品質の追求。

2016年4月、新組織法が国民議会により可決された。新組織法は、中央銀行の主要目的が価格安定および金融安定への貢献であると定めており、ガバナンス、透明性および説明責任を向上させながら、(組織、財務、人事および機能に関する問題について)中央銀行の自律性を拡大することをめざしている。中央銀行の管理委員会は、新組織法に従い、総裁、副総裁、金融市場評議会会長、国庫責任者および経済・財務問題を専門とする学者2名で構成される。新組織法に基づき、中央銀行は、金融政策の策定および実施ならびに為替相場の管理という専属的任務を維持するほか、システミックリスクの予防および軽減を目的としたマクロブールデンス政策を定める権利を維持する。また、新組織法は、銀行業務において顧客を保護するという新たな機能を中央銀行に課しており、中央銀行が最後の貸手として行為することのできるメカニズムを導入している。

通貨の発行

中央銀行は、国に代わってチュニジアにおいて通貨を発行する専属的権限を有する。紙幣および硬貨の造幣、発行、回収および交換は中央銀行の責務であるが、首相令による承認を条件とする。紙幣および硬貨は中央銀行の負債に計上されるが、かかる負債は金地金その他の資産による担保を義務付けられていない。

チュニジアの準備金の管理

中央銀行はチュニジアの金地金および外貨準備を全般的に統制・管理する。チュニジアの準備金は、金地金、中央銀行による外貨の直接保有および国際通貨基金(以下「IMF」という。)によりチュニジアに対して発行される特別引出権(以下「SDR」という。)の形をとる。中央銀行は、金地金および外貨建金融商品を売買するとともに、外貨建債券を引き受けることができる。

次に掲げる表は、表中に示された年度の12月31日におけるチュニジアの準備金を示したものである。

準備金

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(百万米ドル)					
金地金 ⁽¹⁾	160.5	160.1	141.9	154.7	172.9
SDR ⁽²⁾⁽³⁾	373.2	281.1	173.5	33.1	31.5
外貨 ⁽²⁾	7,102.4	7,145.9	7,079.7	5,694.5	5,293.0
IMF準備持高 ⁽²⁾⁽⁴⁾	83.3	74.9	76.1	150.2	163.2
合計.....	7,719.4	7,662.0	7,471.2	6,032.5	5,660.6

(1) 2013年12月以降、金塊の形態での金地金による準備金の時価は、ロンドン金値決め価格(午前)である純金1グラム=34.15米ドル(68.74チュニジア・ディナール相当)(2015年12月31日現在)により評価されている。

(2) 米ドルへの換算は、当該日に有効な為替相場で行われた。

(3) SDRは、加盟国の外貨および金地金による準備金を補うためにIMFにより創設された資産である。これは、加盟国のIMF割当金または出資の金額に基づいて割り当てられ、外貨払いその他の債務を弁済する目的で引き出すことができる。「SDR」項目は、中央銀行が利用できる残高および中央銀行がIMFとともに行った投資を示している。

(4) チュニジアのIMF準備持高は、チュニジア割当分から、中央銀行の帳簿の第1号口座にあるチュニジア・ディナールのIMF持分を減じたものである(IMFからの貸付による資産は含まれない。)。1999年にIMF割当金が増加されて以来、チュニジアはこの準備持高の引出を行っていない。

出所 中央銀行

2017年12月31日現在、外貨準備高は5,293.0百万米ドルであり、輸入に換算すると93日分に相当する。2016年12月31日現在、外貨準備高は5,694.5百万米ドルであり、輸入に換算すると111日分に相当する。これに対し、2015年12月31日現在は7,097.7百万米ドルであり、輸入に換算すると128日分、2014年12月31日現在は7,145.9百万米ドルであり、輸入に換算すると112日分であった。2013年12月31日現在の外貨準備高は、輸入に換算すると106日分に相当する。

2016年度および2017年度における外貨準備高の減少は、主に継続的な経常収支赤字によるものであった。

2015年度における外貨準備高の減少は、主に観光収入の減少によるものだったが、オリーブ油の輸出収入、中央銀行による10億米ドルの債券発行ならびに多数の二国間貸付および多国間貸付の締結により一部相殺された。

2014年度における外貨準備高の増加は、主に2014年度に行われた政府による国外での資金調達によるものである。これには、IMF、EUおよびアルジェリアから受領した予算支援のほか、チュニジア共和国に代わって中央銀行が発行した500百万米ドルのUSAID保証付債券およびチュニジア共和国に代わって中央銀行が発行した500億円の国際協力銀行保証付債券が含まれる。

ディナールの交換性および為替相場の監督

チュニジアの通貨であるディナールは、IMF協定第8条に従って、1993年に交換可能通貨となった。よって、外貨による当座勘定取引に中央銀行の許可が不要となった。さらに、外国投資家は、法に従ってチュニジアで行われた投資の収益を自国に送金することもできる。下記「(7) チュニジア共和国の概況

6 チュニジア共和国の経済 経済改革プログラム 構造改革 投資の自由化」を参照。

ディナールと外貨の売買レートは、現在、1994年3月に創設された銀行間外国為替市場においてチュニジアの銀行によって自由に設定されている。中央銀行は、ディナールの安定を維持するためにこれに介入することができる。中央銀行は、米ドルおよびユーロ建による3か月、6か月および12か月対チュニジア居住者コール・オプションの相場を毎日発表する。下記「(5) 経理の状況 財務諸表に適用される重要な会計原則」を参照。

中央銀行は、為替相場政策を緩和する複数の改革を導入してきた。これは、とりわけ、1994年に国内外国為替市場を創設することにより行われた。当該市場では、ディナールの為替相場は供給および需要に従って決定されている。中央銀行の役割は、政策変更の目的に従ってこの市場を規制することに限定されている。当該政策変更は、ディナールの実際の価値を一定のレベルで維持することをめざしている。このレベルは、国のファンダメンタルズを反映し、対外競争力を保持するものである。

2011年から2015年までの間、中央銀行は、為替市場の深化および経済に必要とされる流動性を提供する能力の強化を目的とした、外国為替市場の一連の改革に着手した。これらの改革は、外国為替市場に対する中央銀行の介入を減らすことも目的としていた。これらの改革の主な軸は以下のとおりである。

- ・ ディナールの基準為替相場は、以前は通貨バスケットに基づいて計算されていたが、これを銀行間相場の平均に基づく値決めによるものに変更すること。
- ・ 中央銀行の介入方法を、消極的(かつより頻繁な)介入方法から、より積極的な介入形態に変更すること。この方法では、中央銀行は、中央銀行の主導により、かつ銀行間為替相場に基づいて行動する。中央銀行は、この新たな方法に従い、概して、市場がストレス下にあるか、市場の流動性が低下しているというリスクが存在する場合にのみ介入する。
- ・ 2014年5月9日通達第2014-04号により導入された外国為替マーケットメーカー契約を通して、チュニジアの銀行間でのマーケットメイクを促進し、かかる銀行が、市場の流動性を向上させるために自行の為替ポジションをより積極的に管理するよう促すこと。このマーケットメーカー契約は、為替市場が、正確で、合意に基づいた規則に従って良好に機能することを保証することを目的としており、銀行間市場におけるカウンターパーティー間での為替取引を規制する規則を定めている。かかる規則は、マーケットメーカーに対し、見積もりを要請するカウンターパーティーに対してこれを体系的に提示することを求めるだけでなく、取引通貨、最低取引額およびマーケットメーカーが見積もりを提示する際に示しうる最大の呼び値スプレッドを定めている。マーケットメーカーは、規制限度の3分の2以上という外国為替ポジションに関する内部限度を維持しなければならない。
- ・ 為替リスクおよび金利リスクの新しい管理手段を導入することにより、ヘッジ活動に係る現在の制限を軽減すること。

2016年2月、中央銀行は通達第2016-01号を公表した。これにより、銀行間市場の流動性を強化し、為替相場の柔軟性のさらなる向上を促進することを意図した、さらなる一連の改革が導入された。これらの改革には以下が含まれる。

- ・ 銀行間の外貨およびディナール等価取引を実体経済での取引によって担保する義務を撤廃すること。
- ・ 外国為替公売を導入すること。これは、中央銀行の介入ツールを強化し、ディナールの価値に関する市場の判断をより重視することを意図している。
- ・ 銀行が、中央銀行に対して外貨紙幣を外貨と引換えに売却することを認めること。これは、市場為替相場を活性化し、銀行部門に安定的で予測可能な通貨供給を提供することを意図している。
- ・ デリバティブ商品に対する満期上限を撤廃することにより、為替相場および金利ヘッジ活動に課せられている既存の制限を軽減すること。
- ・ マーケットメーカーの呼び値スプレッドを縮小すること。

上記の改革の結果、中央銀行の外国為替市場に対する介入の市場シェアは、2014年度は38パーセントだったが、2015年度は28パーセントにまで低下し、2016年度は約35パーセントであった。

2016年度において、政府は、為替相場の柔軟性の向上を促進し、為替リスクおよび金利リスクの新しい管理手段(金利スワップおよびクロスカレンシースワップを含む。)を導入する意向であることを確認した。これらの手段は2018年度末までに実施される予定である。2017年12月、かかる改正の実施を促進するためにも、中央銀行は100ベース・ポイントの範囲内で金利の変動範囲の限度を調整し、4.00パーセントから6.00パーセントとした。2018年度の最初の2か月におけるインフレを受けて、2018年3月、中央銀行は基準金利をさらに75ベース・ポイント引き上げて5.75パーセントとし、変動範囲の限度を4.75パーセントから6.75パーセントとした。

次に掲げる表は、表中に示された年度におけるディナールの主要な通貨との為替相場の年間平均を示したものである。

為替相場年間平均⁽¹⁾

(別段の表示がない限り、1通貨単位あたりのチュニジア・ディナール)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
米ドル.....	1.6254	1.7001	1.9623	2.1472	2.4195
日本円 ⁽²⁾	16.5585	16.0005	16.1265	19.6675	21.3218
ユーロ.....	2.1595	2.2531	2.1770	2.3740	2.7238

(1) 中央銀行が発表したチュニジア銀行間外国為替市場における銀行間金利の年間平均

(2) (チュニジア・ディナール/1,000円)

中央銀行発表の2018年6月1日におけるチュニジア・ディナールの対米ドル為替相場終値は、2.5768チュニジア・ディナール=1.00米ドル、対日本円為替相場終値は23.3910チュニジア・ディナール=1,000円、対ユーロ為替相場終値は3.0563チュニジア・ディナール=1.00ユーロであった。

中央銀行の重要な目的の1つは、安定しかつ競争力のある外国為替相場を維持することである。

金融および与信政策の設定および実施

中央銀行法によれば、中央銀行は、価格安定を維持する全責任を担っている。この目的を達成するために、中央銀行は、金融政策および決済システムの機能を監督し、流通通貨を管理し、信用機関を監督し、かつ金融制度の安全および安定を維持する責任を有する。

中央銀行は、国の経済政策を支援している。中央銀行は、政府に対し、総裁または管理委員会の意見として、国際収支、価格変動、資本移動、公的資金状況および一般的に国家経済の発展に好ましい影響を与える可能性のある措置を提言することができる。

組織法は、政府に対し、金融および与信政策に関する事項またはチュニジアの金融事情に影響を及ぼしうる事項については中央銀行の総裁と協議することを要求している。中央銀行は、財務省と協力して金融および与信政策を設定し、これを実施する。中央銀行はまた、金融安定に影響を与えうる展開全てについて共和国大統領に助言する責任がある。

1987年より前の金融政策の特徴は、与信の量・構成および金利水準に対する厳しい管理であった。商業銀行が貸付業務を行うには、ほとんどが中央銀行の事前の承認を得なければならなかった。民間部門の経済における役割および市場メカニズムの自由運営の向上のために政府が行った取組の中で極めて重要なものは、銀行部門の自由化である。下記「(7) チュニジア共和国の概況 6 チュニジア共和国の経済

経済改革プログラム」を参照。1987年以来、貸付を行う際の中央銀行による事前の承認の要件は撤廃された。金利は現在、少額貯蓄口座を奨励するためのもの以外は、自由に設定されている。実際、2008年4月1日以降、銀行は特別貯蓄口座に保有されている金額に適用される金利を自由に設定する権限を与えられているが、これらの少額貯蓄口座については、最低の市場金利から2パーセント差し引いた金利未満の金利を設定することはできない。2011年9月に特別貯蓄口座に適用された最低金利は2パーセントであった。この金利は徐々に引き上げられ、2012年度末には2.5パーセント、2013年3月末には2.75パーセント、2013年12月には3.25パーセントとなった。要求払預金には金利の上限がある(2パーセント)。

チュニジアの銀行部門の自由化の目的の1つは、間接的な通貨管理がより効果をあげる状況を作り出すことにあった。金融市場の発達には、このために不可欠なステップであった。また、中央銀行は、1996年、全ての再割引および優遇的与信業務を停止した。

銀行業務を規定する法的枠組みを、先進国において一般的な法的枠組みと一致させることを目的として、2006年、中央銀行の設立および組織の準拠法に大幅な改正が行われた。これは貸付機関にも影響する。中央銀行法の改正(法律第2006-26号)は、金融政策の実施に関する中央銀行の主要な権限の再定義が狙いであり、これにより価格安定性が金融政策の最終的な目標となった。中央銀行はまた、貸付機関の監督、決済システムの安定および安全の維持、情報の普及および伝達に関する透明性政策の強化、中央銀行の独立性の促進、ならびに中央銀行の勘定に外部監査を課すことによる管理および監査業務の強化などのその他の権限も行使しなければならない。

国の新たな方向性、金融サービスのグローバル化およびバーゼル の要件の観点から、銀行法に対しても改正が行われた。これは、銀行業務の実務へのさらなる柔軟性の導入、貸付機関の財政基盤の強化(各銀行の最低資本金を10百万チュニジア・ディナールから25百万チュニジア・ディナールに、商業銀行を除く金融機関については3百万チュニジア・ディナールから10百万チュニジア・ディナールに引き上げることにによる。)、ならびに適正なガバナンス規則(内部手続の継続的な評価が可能な適切な内部統制システム、融資業務の審査担当の融資実行委員会および適合性管理制度の設定による。)が狙いであった。

金融政策手段

預金準備

中央銀行は預金準備を、構造的な流動性需要を創出するためおよび/または金融市場において優勢な過剰流動性に対処するために、金融政策の一手段として利用する。チュニジア・ディナール建の預金は、住宅貯蓄、プロジェクト貯蓄および投資貯蓄口座を除き、全て預金準備を条件とする。

預金準備は、銀行の流動性ポジションを考慮した上で、銀行に公表された2002年5月6日通達第2002-05号(従前に改正済み。)により規制される。具体的には、チュニジアの銀行制度は、2007年度半ばから2010年度半ばにかけて過剰流動性を経験した。こうした過剰流動性を低下させるために、中央銀行は数回にわたり預金準備率を最大12.5パーセント(2010年4月時点)に引き上げて、金融政策の引締めを図った。

2010年6月から、外貨による純資産が大幅に減少し、強制預金準備率の引上げに伴い、流動性の状態は悪化した。このことは、銀行の需要に応じるため、中央銀行による介入、とりわけ入札を通じて流動性を注入する必要性を高めた。2010年度下半期にかけて貸付機関に供与される金額は増え、夏期に頂点に達した。

2011年1月14日革命(以下に定義する。)の結果、2011年度においては、国際市場におけるエネルギーおよび商品価格の上昇に加えて、革命があった地域のその他の区域においても、政治的・社会的な混乱および暴力がチュニジアの経済全般、特に銀行の流動性に重大な悪影響を及ぼした。流動性の縮小に対処するために、中央銀行は、2011年度において、預金準備率を3回にわたり段階的に12.5パーセントから2パーセントに引き下げた。同時に、中央銀行は、2011年6月末に政策金利を4.5パーセントから4パーセントに、2011年9月初めに再び3.5パーセントに引き下げた。こうした措置は、チュニジア企業の資金調達費用を軽減することにより、インフレ率が最も低い時に景気回復を後押しすることを目的とするものであった。

預金準備が緩和された結果、中央銀行に保有されている銀行の当座勘定から1,400百万チュニジア・ディナール超が流出された。当時、経常収支赤字は悪化していた。したがって、中央銀行は、消費者ローンの残高に50パーセントの預金準備を課すことにより、銀行の消費者ローンの貸付能力を制限することを目的としたマクロブレードンス政策を導入した。預金準備率は2013年度に30パーセントまで引き下げられた。2015年2月において、中央銀行は、遂行している金融政策の歪みを制限するために、また、2014年7月にさらなるマクロブレードンス政策(かかる政策により、消費者ローンの返済期間が最長5年に制限された。)を採用することを考慮して、預金準備率を撤回した。銀行の流動性の継続的な悪化を受けて、中央銀行は貯蓄預金に係る預金準備率をさらに引き下げて1パーセントとし、預金準備の計算の基準から流動性比率の不足を撤廃した(金融政策手段と健全性のための手段との関連性に終止符を打った。)

2013年度から2017年度について、預金準備率は以下のとおり変更された。

	当初満期または約定満期			特別貯蓄口座
	満期が3か月未満の預金	満期が3か月以上24か月未満の預金	満期が24か月以上の預金	
性質	貯蓄預金、その他顧客に支払うべき金額、譲渡性預金証書および流動性比率に関して不足する金額	譲渡性預金証書、先物勘定、現金引換票、その他の金融商品およびその他の貯蓄口座	その他全ての商品(形態を問わない)	
参照				
銀行に公表された 2013年12月27日 通達第2013-20号	1 %	0 %	0 %	0 %
銀行に公表された 2015年2月4日 通達第2015-01号	1 %	0 %	0 %	0 %

通常手段

翌日返済預金または翌日返済貸付制度 2009年度初めに設立されたこれらの制度は銀行が自らの需要を満たすことができるように、または流動性資産の剰余金を運用することができるように、一日の終了時に、銀行が主導で行うことができる制度である。翌日返済貸付制度に対する償還請求は、公債、企業および個人の債権または有価物が、中央銀行の基準金利に、50ベース・ポイントを上乗せした金利と同等の金利で取得されることによって行われる。一方、翌日返済預金制度は、中央銀行の基準金利から50ベース・ポイントを差し引いたものと同等の金利で利息が付される。金融市場金利は翌日返済預金制度の金利を下限、翌日返済貸付制度の金利を上限とする範囲内で変動する。政策金利は変動範囲の中央値を採ったものである。2011年度中、中央銀行は基準金利を2回、一度目は6月末に4パーセントまで、そして再び9月初めに3.5パーセントまで、引き下げた。こうした引下げは、チュニジア企業の金融費用を軽減することにより、当該企業が銀行に対する財政的責任に対処しやすくなることを意図したものである。基準金利の引下げは、金融市場金利の変動範囲の制限に影響を与えた。翌日返済預金制度の金利および翌日返済貸付制度の金利は、それぞれ3パーセントおよび4パーセントとなった。2012年度を通じ、価格の上昇を受け、中央銀行はその基準金利を25ベース・ポイント引き上げ、8月末には3.75パーセントとした。その結果、変動範囲の限度は3.25パーセントから4.25パーセントとなった。しかし、2013年度第1四半期中インフレ圧力が続き、中央銀行は、(1)基準金利の水準は3.75パーセントを維持しつつ、変動範囲の限度を2013年2月末に3.5パーセントから4.5パーセントに推移させ(これにより、変動範囲は不均整となる。)、(2)3.75パーセントから4.75パーセントの不均整な変動範囲を維持しつつ、基準金利を4パーセントになるよう25ベース・ポイント引き上げることから成る一連の措置を講じた。インフレが高まる中、中央銀行は2013年度末、政策金利をさらに引き上げて4.5パーセントとし、変動範囲の調整を導入したが、これにより変動範囲は基準金利のプラス/マイナス25ベース・ポイント(すなわち、4.25パーセントから4.75パーセント)に制限されるようになった。

2014年6月末現在、中央銀行は基準金利を4.75パーセントに引き上げ、変動範囲の限度を4.5パーセントから5.0パーセントに設定した。2014年6月30日以降、中央銀行による基準金利または変動範囲の限度のさらなる変更は行われていない。

2015年10月、2015年度下半期においてインフレが減速したことに伴って、中央銀行は基準金利を4.25パーセントに引き下げた。これは、経済成長および雇用創出を拡大させるという政府の取組を支援することをめざしたものである。

2017年4月、チュニジア・ディナールの価値下落および広範囲にわたる価格の上昇を受けて、中央銀行は、インフレを防止すべく、基準金利を50ベース・ポイント引き上げて4.75パーセントとした。2017年5月、中央銀行は、継続的な価格上昇および増幅する貿易赤字を理由として、基準金利をさらに25ベース・ポイント引き上げて5.0パーセントとした。2017年度末において、銀行間金利の変動範囲も拡張された(4パーセントから6パーセント、2018年1月2日付で施行)。

任意の金融操作

入札または7日間預金または融資公売(アペル・ドフル(*appel d'offres*)) 中央銀行は、原則として、中央銀行の主な任意の金融操作手段を通じてマネー・サプライを管理する。まず、入札(アペル・ドフル)だが、これは、毎週行われる、金額が事前に定められた満期が7日の資金の公売である。中央銀行は、流動性の低下を望む場合、この制度を利用して、1日から7日の満期で事前に定められた金額を借り入れる。中央銀行は、毎週、預金公売(銀行の需要を満たす目的)または7日間逆入札(過剰流動性の場合)の入札を募る。中央銀行は、投入されるべきまたは回収されるべき金額を決定する。入札は、提示された相場に従って順位付けされ、受領されることで成立する(すなわち、複数相場公売)。適格担保としては、国庫証券、国庫債券および民間部門における優良銀行債権がある。入札レートは、以前は中央銀行の基準金利であったが、現在では、(管理委員会により)設定され、銀行が提供する最低金利となる政策金利とする傾向がある。2011年度中、中央銀行の政策金利は2回にわたって2段階(各回につき50ベース・ポイント)引き下げられ、3.5パーセントとなった。引下げは、2011年1月14日革命の結果生じた不況に見舞われたチュニジア企業に対して、その金融費用を減少させることにより支援することを意図したものであった。

経済指標の緩やかな改善(とりわけ観光業および鉱業における改善)と、2011年の景気後退後の(一時的な経済活動ではあるが)回復によって、中央銀行は、上昇するインフレ圧力に対応するために、2012年8月には基準金利を25ベース・ポイント引き上げて3.75パーセントとした。その後2013年3月に4パーセントに、最終的には2013年12月に4.5パーセントに引き上げた。

カウンターパーティー・リスクから中央銀行の貸借対照表を保護するために、国債により担保される再融資の最低割合を段階的に引き上げるプロセスが開始された(2013年9月の10パーセントから2013年12月末には20パーセントに引き上げられ、2015年度初めには40パーセントに達した。)

また、中央銀行は、2014年1月に、民間部門の債務に対して10パーセントのヘアカットを課した。当該ヘアカット率は、その後2014年7月にさらに25パーセントまで引き上げられた。かかる引上げにより、銀行はより厳しい流動性状況に備えることができた。

2017年12月31日現在、銀行への再融資は10,962百万チュニジア・ディナールとなった(これに対し、前年度は6,711百万チュニジア・ディナールであった。)。再融資の大幅な増加は、主に、流通紙幣および硬貨の大幅な増加と連動して、経常収支赤字が増加した(2017年度はGDPの10.3パーセント)ことによるものである。

公開市場操作¹ 金融政策手段を多様化かつ現代化する中央銀行の政策の一環として、中央銀行は、2003年4月に初めて国庫証券および国庫債券の公開市場取引を導入した。中央銀行は、公開市場操作を実施することを発表し、入札を募る。中央銀行は基準相場を決定し(それより低い入札は除外される。)、売却の場合は最高値に、購入の場合は最低値に割当を行う。決済は同日に行われる。一回目の取引は、15.6百万チュニジア・ディナールであった。公開市場取引が利回り曲線の形成を促すことが期待されているが、現在、まだ形成されていない。中央銀行は、2011年度には公開市場操作を利用しなかった。中央銀行は、貸借対照表における一定のリスクを軽減するために、2012年度および2013年度以降、公開市場操作を行った。その結果、2013年3月には公開市場操作残高がこれまでで最も高い11,017百万チュニジア・ディナールに達し、これは再融資全体の5分の1に相当するものであった。2015年12月31日現在、残高は112百万チュニジア・ディナールに減少した。チュニジアの銀行制度の構造的な流動性需要を支援し、国債の流通市場の発展を促進するために、公開市場操作を行う決定がなされたことにより、2016年12月31日現在、残高は804百万チュニジア・ディナールに増加した。

2017年12月31日現在、公開市場操作残高は987百万チュニジア・ディナールに増加したが、2018年2月13日現在、公開市場操作残高は867百万チュニジア・ディナールに減少した。

1 銀行に公表された2017年3月10日付通達第2017-02号(チュニジア中央銀行による金融政策の実施について規定する。)により変更された。

為替スワップ 金融政策の一手段としての外国為替スワップについて規定する規制枠組みは、2013年12月に公表された。かかる規制に従って、中央銀行は、銀行との間で外貨に対するチュニジア・ディナールの直物取引、および、同時に、所定の日および為替相場でかかるスワップの売戻しもしくは買戻しまたは実行もしくは先物取引を行う、外国為替スワップに着手することができる。中央銀行は、流動性を改善し、結果的に銀行間金利を下支えするために、この金融政策ツールを利用する意向である。2016年12月31日現在、外国為替スワップの残高は507百万チュニジア・ディナールであった。2017年12月31日現在、外国為替スワップの残高は1,491百万チュニジア・ディナールであった。

買戻契約 金融市場の流動性を改善させるため、かつ国債流通市場の発展および銀行間市場の活性化を促すために、市場で入手できる一連の金融商品が買戻契約の導入とともに拡充された。かかる商品は、資本市場の回復を促し、SICAV(投資ファンド)の役割を向上させるものである。これらの商品は、買付日において合意された価格での売戻しが約束された、株式その他の有価証券もしくは債務(証券、約束手形、為替手形)の公開または非公開の取引での買付から成る。中央銀行は、かかる取引の条件を規定する基本買戻契約(master repurchase agreement)を採用した。この基本契約によると、買戻取引の実施を望む銀行は、中央銀行に対し、基本買戻契約を遵守することを確認する通知を書面にて行わなければならない。いったん買戻契約が調印されると、署名した銀行は、毎日、買戻業務の報告書を中央銀行に提出することが義務付けられる。基本買戻契約は、議決権のない株式および証券を除く株式買戻し、ならびに非公開取引においてのみ、適用される。この手段が発展し、銀行間市場にまで展開することが期待されているが、今日まで、ほとんどの買戻取引において中央銀行が当事者となっている。中央銀行は、2006年9月15日に買戻契約の取引を開始した。最初の取引は、過剰流動性の除去を狙った国庫債券の売却という形をとった。

金融市場の手段

「金融市場」には、満期5年以内の譲渡性預金証書(CD)およびコマーシャル・ペーパーならびに国庫証券も含まれる。譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパーの満期の下限は両方とも10日である。発行銀行は、自らが発行した譲渡性預金証書を買戻すことはできない。通達第2005-09号に規定されており、譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパーは、券面が発行されない証券である。満期1年未満の譲渡性預金証書およびコマーシャル・ペーパーの利息はあらかじめ支払われる。

さらに、チュニス証券取引所に上場しているか、または認可された格付機関によって格付が行われている企業は、銀行の保証がなくてもコマーシャル・ペーパーを発行することができる。かかる保証は、発行者と引受人が同じグループに属する場合も、同様に不要である。

通貨供給量

次に掲げる表は、表中に示された各年度の12月31日における通貨の流通金額を示したものである。

マネー・サプライ
(パーセント表示を除き、百万チュニジア・ディナール)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
マネー・サプライ(M1) ⁽¹⁾	20,877	22,542	23,645	26,409	30,301
前年度に対する増加(%) ...	4.3	8.0	4.9	8.0	14.7
マネー・サプライ(M2) ⁽²⁾	51,681	55,908	57,982	63,660	70,382
前年度に対する増加(%) ...	6.9	8.2	3.7	8.2	10.6

(*) 暫定データ

(1) M1は、現金および当座勘定を含む。

(2) M2は、M1および準貨幣を含む。

出所 中央銀行

M2マネー・サプライは、2013年度において6.9パーセント増加した。これに対し、2012年度は8.2パーセントの増加であった。これは、M1マネー・サプライの成長が減速したこと(2012年度の5.3パーセントに対し、2013年度は4.3パーセント)および準貨幣の増加率が鈍化したこと(2012年度の10.4パーセントに対し、2013年度は8.8パーセント)が重なった影響を反映したものである。2014年度において、M2マネー・サプライは8.2パーセント増加し、M1マネー・サプライは8.0パーセント増加した。2015年度において、M2マネー・サプライは3.7パーセント増加し、M1マネー・サプライは4.9パーセント増加した。2015年度においてM1マネー・サプライの増加が減速したのは、主に流通紙幣および硬貨の増加率が2014年度に比べて鈍化したことによるものである。2015年度においてM2マネー・サプライの成長が減速したのは、主に準貨幣の増加率が低下したことによるものであり、この低下は、元を辿れば、主に先渡預金の成長が減速した結果である。M2マネー・サプライは、主に信託通貨および銀行における貯蓄預金の残高の増加により、2016年度において8.2パーセント増加した。M2マネー・サプライは、主に信託通貨および銀行における貯蓄預金の残高の増加、ならびにそれより程度は少ないものの準貨幣の預金の増加が加速したことにより、2017年度において10.3パーセント増加した。M1マネー・サプライは、主に流通紙幣および硬貨の残高の増加により、2016年度において8.0パーセント増加した。M1マネー・サプライは、主に流通紙幣および硬貨の残高の増加により、2017年度において14.8パーセント増加した。

M1マネー・サプライの主要な構成要素の1つである信託通貨の残高は、2013年度に10.3パーセント増加した。信託通貨の主要な構成要素である流通紙幣および硬貨は、2013年度には6.3パーセント増加した。2014年度において、信託通貨は11.7パーセント増加し、流通紙幣および硬貨は11.8パーセント増加した。2015年度において、信託通貨は4.1パーセント増加し、流通紙幣および硬貨は4.0パーセント増加した。2016年度において、信託通貨は15.8パーセント増加し、流通紙幣および硬貨は15.1パーセント増加した。2017年度において、信託通貨は15.1パーセント増加し、流通紙幣および硬貨は15.0パーセント増加した。

銀行統制および監督

中央銀行は、2006年5月2日法律第2006-19号により改正された2001年7月10日法律第2001-65号(以下「銀行法」という。)に従って銀行制度を全般的に統制している。銀行法は、中央銀行がその後発布したいくつかの規則とあわせて、銀行部門の競争力および効率の改善をめざすとともに、一方ではより厳格なリスク管理要件の導入をめざしている。

中央銀行は、チュニジアの銀行および専門的な信用機関ならびにチュニジアにおける外国銀行の支店の運営および財務状況を監督する責任を負う。中央銀行は、かかる銀行および専門的な信用機関の統制を、準備金および与信管理の要件等の規制の遵守状況を監視することによって行う。中央銀行は、かかる機関から該当情報を収集するとともに、違反を発見した場合にはかかる規制を執行する権限を有する。中央銀行はまた、最低資本比率その他の要件を公表して、銀行および専門的な信用機関の支払能力の維持を支援する。中央銀行には経営困難に直面した機関を支援する法的または規制上の義務はないが、銀行制度の完全性を維持するためにこれを行うこともある。下記「(6) その他 銀行制度 銀行の統制および監督」を参照。

2016年5月12日、国民議会は、2001年7月10日法律第2001-65号を改正する新銀行法を可決した。新銀行法は、とりわけ、以下を目的としている。()承認条件および銀行部門にアクセスするための手続に関連する規制枠組みの強化、()適正なガバナンス規則の強化、()制裁制度の見直し、()特定の既存銀行規制の統一、()イスラム金融取引に係る規制枠組みの制定、ならびに()銀行の外部監査に関連する規制枠組みの強化。

新銀行法は、チュニジアの銀行制度の運営および監督を、国際的な基準およびガバナンス原則(実効的な銀行監督のための29のパーゼル原則を含む。)に合致させることを目標としている。透明性を高めるために新しい報告システムが設計されており、銀行市場に関する四半期データを提供するために統一銀行業績報告システム(UBPR)が開発されている。

国の銀行

中央銀行は、唯一の国の銀行である。中央銀行は、国の当座勘定残高を保有し、また国に対する現金管理業務を全て行う。さらに、中央銀行は、国庫証券その他の政府借入債務の発行、利払いおよび償還に関して国の受理銀行および支払機関としても行為する。組織法により、中央銀行は、自己勘定および国の勘定において、国際金融市場を通じて外貨建借入を行う権限を授与されている。1992年以降、国は、自らが直接調印した3件の国際銀行シンジケート・ローンならびに中央銀行が発行した円建債券および私募7回、グローバル円債3回、米ドル建債券2回、ユーロ建債券4回およびグローバル・ドル債1回を通じて国際金融市場を利用している。

円建債券募集による日本円の手取金、米ドル建債券募集による米ドルの手取金およびユーロ建債券募集によるユーロの手取金は、それぞれディナールに換金された後、中央銀行によって、もとの債券と同等の条件で国の利用に供された。

中央銀行の借入は、国によって保証されるものではなく、国の債務を構成するものでもない。しかしながら、組織法では、もし中央銀行に、(債務返済を含めた全ての費用を考慮した後で)自らの準備金をもってしても補填できない損失が発生する年度があった場合には、残りの金額はチュニジア国庫から弁済しなければならないことを規定している。

1970年5月の法律第70-22号により、中央銀行は国に42,500,000チュニジア・ディナールの貸出金を供した。このうち25,000,000チュニジア・ディナールは、年利0.5パーセントの永久貸出金の形をとり、17,500,000チュニジア・ディナールは毎年500,000チュニジア・ディナールの35年払いの貸出金の形をとった。後者については、初回の貸出は1975年7月1日に行われた。利息は未払の全額に対し年率3パーセントで発生し、最終の貸出は2009年7月1日に行われた。2012年10月22日、永久貸出金は国庫から全額返済された。

金融政策実施における中央銀行の独立性をさらに深めるため、法律第2006-26号(第47条補足)により、とりわけ貸越、貸付または国によって発行された証券の直接取得の形での発行機関による国庫への融資は撤廃された。

中央銀行は、IMFおよびアラブ通貨基金(以下「AMF」という。)に対しては、国の法定代理人である。国に代わって中央銀行が、当初払込金を支払い、これらの組織に対する国の出資金を支払い続ける。かかる支払は外貨建とディナール建の両方だが、チュニジア国庫への貸出金として計上され、その額面金額はSDRまたはアラブ・ディナール会計(Dinar Arabe de Compte)により表示された払込金に相当するディナール額である。かかる方法で行われた国庫への貸出金総額は、2013年12月31日現在は710,026,755チュニジア・ディナール、2014年12月31日現在は727,793,443チュニジア・ディナール、2015年12月31日現在は846,750,046チュニジア・ディナール、2016年12月31日現在は1,640,906,909チュニジア・ディナール、2017年12月31日現在は1,903,763,844チュニジア・ディナールであった。

通貨および金融の安定を確保するために、法律第2006-26号では、管理に対する協力体制を築けるよう、中央銀行が金融および保険部門において規制当局に対応できるようにした。この目的を達成するため、発行機関は、情報および経験の交換ならびに研修および合同検査実習についてこれらの機構との協定を結ぶことができる。また、中央銀行は、情報交換について定められ、とりわけ双方の国で貸付機関の代理店または支店を設立する際に監督責任の実施方法を明確にする双方協力協定を外国の監督当局との間で締結する権限を有する。

中央銀行は、国庫の指図人に支払われる満期3か月未満の為替手形および保証債の割引または買取も行う。為替手形および保証債は、輸入業者その他が国庫に支払うべき関税および間接税を提示し、保証書は商業銀行によって発行される。

中央銀行はまた、国の金庫でもあり、チュニジアの銀行のために、預金準備を含めた預金を保有する。

(5)【経理の状況】

中央銀行の会計年度は暦年である。中央銀行の財務諸表は、年次ベースで作成される貸借対照表、オフ・バランスシート、損益計算書および注記から構成される。

チュニジア中央銀行の財務諸表は、組織法およびチュニジア会計基準の条件に従い、チュニジア中央銀行の活動の特別な性質を考慮して作成される。チュニジア会計基準によって特に規定されていない部分については、国際会計基準および一般に公正妥当と認められる会計原則が利用される。

2017年12月31日現在のチュニジア中央銀行の財務諸表は、2016年度財務諸表の手続および表示に使われたのと同じ規則を元に作成されている。

	2013年	2014年	2015年 ^(*)	2016年	2017年
(チュニジア・ディナール)					
資産					
金保有高.....	263,348,161	297,963,848	285,600,773	356,502,031	424,349,457
国際機関に対する出資 ⁽¹⁾	2,371,793	2,371,793	2,371,793	2,371,793	2,371,793
IMF準備持高 ⁽²⁾	136,604,685	139,444,285	153,124,384	345,931,258	400,628,295
SDR資産および出資 ⁽³⁾	612,128,579	523,021,758	349,243,634	76,136,315	77,279,835
外貨資産.....	11,650,020,717	13,296,296,344	14,250,308,411	13,117,866,435	12,991,945,011
対貸付機関金融政策取引関連 再融資 ⁽⁴⁾	3,668,000,000	3,116,000,000	4,209,000,000	5,490,000,000	8,484,000,000
買取証券 / 公開市場.....	887,722,794	474,289,641	112,221,024	804,079,910	981,528,721
通貨基金出資に関する 対国家貸出金.....	710,026,755	727,793,443	846,750,046	1,640,906,909	1,903,763,844
対国家永久貸出金.....					
株式ポートフォリオ ⁽⁵⁾	38,550,627	37,758,087	35,657,022	36,059,423	38,106,560
固定資産.....	35,495,152	36,647,628	34,719,337	40,893,534	39,309,212
その他の債権.....	33,141,748	34,055,002	34,616,507	35,443,225	37,995,268
備忘勘定および要調整勘定.....	140,193,467	153,512,274	83,750,112	71,386,032	85,347,284
	18,177,604,478	18,839,154,103	20,397,363,043	22,017,576,865	25,466,625,280

(*) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。特に、2015年度の一定の数値は、2016年度に実施された会計方針の変更を反映するために修正再表示されている。

(1) IMFおよびAMF出資金を除く。

(2) リザーブ・トランシェ持高は、チュニジアの割当額から一般資金勘定中のIMF保有チュニジア・ディナールを差し引いた額(ただし、IMFからの貸付を利用した結果取得した保有分を除く。)に相当する。IMF中のリザーブ・トランシェ持高は、チュニジアの外貨準備の一部である。

(3) IMFよりチュニジアの利用に供されたSDRの未引出残高。上記「(4) 業務の概況」を参照。

(4) 中央銀行による流動性供与のための金融市場介入を反映している。以前は、この項目には、中央銀行による金融市場介入の正味貸方残高総額が含まれていた。流動性を抑制する行為が流動性の供給を上回る正味貸方残高総額の場合は、当該残高は貸借対照表負債の部の「対貸付機関金融政策取引関連コミットメント」の項目に計上される。適切な開示の観点から、2013年度現在、中央銀行による金融市場介入については、流動性の供給という形態および流動性の抑制という形態の介入を別個に表示し、当該2形態は相殺していない。

(5) チュニジア外国銀行、アラブ諸国間通商経済プログラム、アフリカ輸出入銀行、銀行間電子決済会社、国際銀行間通信協会(SWIFT)およびマグレブ投資外商業銀行における中央銀行の出資持分から成る。下記「(7) チュニジア共和国の概況 5 国際関係」を参照。

	2013年	2014年	2015年 ^(*)	2016年	2017年
(チュニジア・ディナール)					
負債および資本					
負債					
流通紙幣および硬貨.....	7,615,770,976	8,514,946,860	8,856,352,569	10,198,639,814	11,731,013,986
銀行および金融機関当座勘定	443,551,792	539,691,842	194,032,958	331,987,555	398,841,599
政府中央勘定 ⁽¹⁾	1,071,056,625	986,851,617	1,941,124,257	645,701,492	1,236,005,217
政府特別勘定 ⁽¹⁾	689,092,627	645,307,835	694,600,134	1,036,572,062	1,298,385,615
対貸付機関金融政策取引関連 コミットメント ⁽²⁾	8,000,000	172,000,000	25,000,000	90,000,000	
SDR割当 ⁽³⁾	690,560,809	736,316,219	760,935,324	845,046,555	952,283,717
外国機関のチュニジア・ ディナール建当座勘定.....	800,715,833	817,695,471	893,313,854	1,424,673,087	1,485,714,163
チュニジア公認仲介機関に 対する外貨コミットメント...	3,115,682,542	1,726,928,298	1,951,232,221	2,022,911,595	3,161,773,298
外貨勘定.....	47,355,886	105,907,420	148,338,193	183,213,147	106,804,009
その他の外貨コミットメント	1,916,906,709	2,236,129,976	2,339,824,637	1,835,387,944	651,341,229
当座回収価値.....	4,844,473	76,942,310	77,413,140	95,589,627	6,824,916
再評価および換算差額.....	1,232,236,697	1,675,309,908	1,892,524,468	2,480,897,006	3,362,169,156
その他の債務.....	51,291,517	106,249,560	91,304,434	88,348,142	131,601,895
紙幣・硬貨・メダル製造費 引当金.....	15,485,259	7,742,630	0	0	0
備忘勘定および要調整勘定 ⁽⁴⁾	171,463,030	199,211,242	183,890,091	372,934,491	435,142,800
負債合計	17,874,014,775	18,547,231,188	20,049,886,280	21,651,902,517	24,957,901,600
資本					
資本金.....	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
準備金 ⁽⁵⁾	110,751,542	111,144,069	116,159,036	137,888,876	138,311,580
その他の資本.....	2,588	1,480	17,726	94,920	160,763
繰越未処分利益 ⁽⁶⁾	76,043	35,573	77,366		90,552
会計年度収支前資本合計	116,830,173	117,181,122	122,254,128	143,983,796	144,562,895
会計年度収支 ⁽⁷⁾	186,759,530	174,741,793	225,222,635	221,690,552	364,160,785
割当前資本合計	303,589,703	291,922,915	347,476,763	365,674,348	508,723,680
負債および資本合計	18,177,604,478	18,839,154,103	20,397,363,043	22,017,576,865	25,466,625,280

- (*) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。特に、2015年度の一定の数値は、2016年度に実施された会計方針の変更を反映するために修正再表示されている。
- (1) 2014年3月以降、政府勘定は以下の2つの異なる項目に分割された。政府中央勘定は、外貨またはディナール建勘定の貸方残高を保有するものであり、国庫が日々の流動性管理の枠組みにおいて利用可能な資源を表している。政府特別勘定には、外貨またはディナール建の資金を有する勘定が含まれ、国庫が日々の流動性管理の枠組みにおいて利用することはできない。この項目には主に、国の保証が付され、明確に決定されたプロジェクトに提供される国または公的機関向けの外貨建融資および援助資金の引出を計上するチュニジア政府特別勘定残高が含まれる。
 - (2) 流動性を抑制するための金融市場に対する中央銀行の介入が反映されている。
 - (3) IMFよりチュニジアの利用に供されたSDRのうち、中央銀行によって引き出され、返済されるべき部分。上記「(4) 業務の概況 チュニジアの準備金の管理」を参照。
 - (4) 「チュニジア・テレコム」の一部民営化による受取金は、現在はこの項目では表示されておらず、「政府中央勘定」の項目で表示されている。
 - (5) 特別準備金、法定準備金、社会基金準備金および銀行の新築建設のための引当金を含む。
 - (6) 前年度剰余金のうち国庫への未払配当金として留保された部分。
 - (7) 損益計算書上において年間収益合計が年間費用合計を上回った金額を示す。中央銀行の管理委員会は、毎年、前年度末の純剰余金からチュニジア国庫への充当金額を決定する。残りはもしあれば、中央銀行の当年度の繰越勘定に計上される。

	2013年	2014年	2015年 ^(*)	2016年	2017年
(チュニジア・ディナール)					
収益					
金融市場介入からの収益.....	218,540,784	250,794,085	248,056,934	295,565,640	474,832,989
外貨先渡投資受取利息.....	165,360,589	146,471,985	157,062,113	149,160,258	138,113,363
その他の外貨取引収益 ⁽¹⁾	35,577,547	28,437,197	83,139,613	22,360,560	68,867,667
対国際機関取引収益.....	3,320,921	5,706,330	1,695,034	381,675	2,304,336
対国家債権受取利息.....					
銀行および金融機関勘定受取利息	380,576	341,174	437,233	589,030	967,438
その他の収益.....	3,287,377	3,022,960	7,059,251	5,455,484	4,668,178
紙幣・硬貨・メダル製造費 引当金戻入.....	12,914,741	7,742,629	7,742,629		
為替差益 / 外貨勘定調整 ⁽²⁾				2,354,505	175,000
収益合計.....	439,382,535	442,516,360	505,192,807	475,876,152	689,928,971
費用					
金融市場介入関連費用.....	20,067,782	8,619,774	2,844,393	4,088,218	7,582,248
外貨取引支払利息 ⁽³⁾	7,036,363	33,907,750	35,151,966	44,335,290	26,792,399
その他の外貨取引費用.....	120,229,480	88,703,303	96,604,924	87,517,677	76,384,576
対国際機関取引費用 ⁽⁴⁾	8,594,285	13,115,931	17,198,460	5,327,834	9,018,750
銀行および金融機関勘定支払利息					
その他の費用.....	814,628	259,111	252,980	306,905	4,665,272
人件費.....	62,416,065	67,072,786	68,854,715	66,876,558	77,908,353
一般管理費.....	13,802,462	15,130,984	14,780,966	16,573,542	18,134,088
紙幣・硬貨・メダル製造費.....	12,914,741	29,641,056	29,641,056	16,726,518	9,933,089
固定資産減価償却準備金繰入.....	6,747,199	7,323,872	8,190,032	7,346,903	9,146,004
繰越費用吸収のための繰入.....					
紙幣・硬貨製造のための引当金繰入					
引当金繰入 / 株式償却.....		4,000,000	3,900,000	4,703,247	1,164,000
リスク・費用引当金繰入.....			2,550,680	376,908	63,397,329
費用合計.....	252,623,005	267,774,567	279,970,172	254,176,600	304,126,108
純剰余金.....	186,759,530	174,741,793	225,222,635	221,690,552	385,802,863

(*) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。特に、2015年度の一定の数値は、2016年度に実施された会計方針の変更を反映するために修正再表示されている。

(1) 外国為替操作による手数料その他の利息外収入を含む。

(2) 外貨勘定の調整による為替差益。

(3) この項目には「外貨建預金に係る利息」が含まれる。これは2013年12月31日までは「その他の外貨取引費用」の項目で表示されていた。

(4) 貸借対照表に計上された当初出資金負担を除く、加盟国年間負担その他の費用および手数料。

財務諸表に適用される重要な会計原則

以下は、中央銀行によって作成された、中央銀行の財務諸表に適用される一定の重要な会計原則の要約である。

(1) 金準備資産

金塊の形態での資産は、1986年8月18日政令第86-785号に基づくチュニジア・ディナールの切下げ日である1986年8月19日以降、適用されてきた公定金相場である純金1グラムあたり0.6498475ディナールに代わり、2013年12月31日現在、ロンドン金値決め価格(午前)による時価で評価されている。

金塊の時価での再評価は、外貨資産と同様に毎月行われ、かかる再評価により生じる差額は貸借対照表負債の部の再評価差額勘定に計上される。

記念硬貨の形態での金資産は、引き続き上記の公定金相場で評価される。

(2) 外貨建の資産および負債

外貨建の資産および負債は、決算日に「会計基準相場」によりディナールへ換算される。会計基準相場とは、当該決算日にチュニジア中央銀行が定める平均相場([買相場 + 売相場] / 2)である。

再評価による潜在的な損益は、「換算差額」勘定に計上される。潜在的な正味差損のみが業績に計上される。潜在的な正味差益は次年度に繰り越される。

(3) 収益および費用の考慮

収益および費用の計上は、周期性の慣例および費用を収益に結び付けるという慣例に基づいている。したがって、収益がある会計年に計上されるとき、これらの収益の達成に寄与した全ての費用が同一の会計年度に帰属すると判断される。外貨取引より発生した収益および費用は、取引日に適用される為替相場にてディナールに換算される。

会計期間の決算日後、「換算差額」勘定残高は、それぞれの場合に従って以下のとおり処理される。

- ・借方残高の場合、当該会計期間の費用として調整される。
- ・貸方残高の場合、未実現利益の金額が次年度に繰り越される。実際、過去の会計年度とは異なり、2012年度においては、外貨勘定調整に関し、潜在的な差益については何ら銀行決算報告に計上されない。潜在的な為替差益に関するこの変更は、未実現利益の収益化を避けると同時に健全性の原理を適用する枠組みに対応するものである。

上記の変更は、その特定の特徴に鑑みて、将来に向かって適用された。

取引日に適用される為替相場と会計基準相場の相違は、為替差損益として直接計上される。

事実上、これらの損益は、実際の取引から発生し、よって有効に完了したものとみなされる。

(4) 固定資産

有形および無形固定資産の調整は、「取得原価」を基準に行われる。つまり、建物に関する限り、各々の取得原価または取引を完了させるために発生した実際の費用に基づいている。

土地および美術品を除き、固定資産の減価償却は、各固定資産カテゴリーごとの通常の割合に従って計算された耐用年数にわたり、定額法で行われる。

キャッシュ・デスク機器等中央銀行に固有の一部の備品については、適用される耐用年数および減価償却率は、その使用者の経験により判断される。

有形固定資産には、とりわけ、土地、建物、技術装置、コンピュータ機器、キャッシュ・デスク機器、輸送設備および事務用備品が含まれる。

無形固定資産は、コンピュータ・ソフトウェアから成る。

(5) 有価証券

「外貨資産」の一部である外貨建有価証券は、会計年度の決算日における時価で評価される。

有価証券の簿価(可能であれば、プレミアム償却および税金控除による調整後)と時価の差額から発生する未実現損失は、(その取得時点で)満期まで維持されることが意図されていた有価証券を除き、減価償却の引当金に計上される。未実現利益は計上されない。

公開市場取引の枠組みの中で購入されたディナール建の有価証券は、貸借対照表の決算日における時価で評価される。

有価証券の簿価と時価の差額から発生する潜在的な差損の場合、有価証券償却に係る引当金が計上される。潜在的な差益は計上されない。

(6) 株式ポートフォリオ中の有価証券

中央銀行の株式ポートフォリオは、その法第53条の範囲内において購入された株式で構成され、一定の非居住団体および企業ならびに商業銀行業務の管理を担う居住企業の資本に関する中央銀行の持分に相当する。

次に掲げる表は、表中に示された年度の12月31日における中央銀行のオフ・バランスシート・コミットメントに関する一定の情報を示したものである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(チュニジア・ディナール)					
保証に対するコミットメント⁽¹⁾					
Yankee債 ⁽²⁾	530,226,975	578,445,113	600,835,725	659,117,550	671,933,062
日本円建債、グローバル・ サムライ債および グローバル円債 ⁽³⁾	3,512,912,410	4,323,229,439	4,552,471,356	5,251,079,048	5,403,996,860
ユーロ債 ⁽⁴⁾	1,189,970,924	1,149,046,324	1,077,658,093	1,144,458,400	4,316,628,294
グローバル・ドル債					
ドル債 ⁽⁵⁾	876,022,883	2,068,550,424	5,325,968,246	7,149,099,537	7,408,886,075
カタール私募債 ⁽⁶⁾	902,165,000	1,000,126,250	1,056,746,250	1,180,595,000	2,712,277,750
その他の対外借入 ⁽⁷⁾	938,389,667	2,621,573,282	3,331,761,536	4,174,133,639	5,250,145,855
担保差入有価証券⁽⁸⁾	663,448,470	671,016,998	653,106,102		
合計.....	8,613,136,329	12,411,987,830	16,598,547,308	19,558,483,174	25,763,867,896
再融資業務に対して提供される コミットメント.....					
外国為替スワップ取引に対して 受け渡される通貨.....			602,647,606	504,964,825	1,472,999,713
再融資業務を対象とした受取保証	3,668,000,000	3,116,000,000	4,135,338,024	5,290,580,723	8,270,815,000
当期債権.....	2,106,515,000	1,274,900,000	1,447,288,024	1,363,651,723	4,115,214,963
準国庫債券.....	1,561,485,000	1,841,100,000	2,688,050,000	3,926,929,000	4,155,600,037
再融資業務に対して受領される コミットメント.....					
外国為替スワップ取引に対して 受領するディナール.....			607,409,482	508,056,852	1,501,557,875
外国為替スワップ取引に対する 繰越額.....			606,000,000	507,000,000	1,491,000,000
その他の受領コミットメント					
暫定受領保証.....		93,754	2,984,456	843,157	992,895
最終受領保証.....		80,800	2,419,440	109,500	112,600
その他のコミットメント.....		12,954	565,016	733,657	880,295
その他のコミットメント.....					
中央銀行が没収・留保する紙幣			40,523,510	34,115,901	4,013,426

(1) 元本に最終償還日までの利息を含んだ金額。下記注記(2)ないし(8)に記載された各債券の手取金は、ディナールに換算されており、中央銀行により国が元の債券と同じ条件で利用することができるようにされている。

(2) 額面総額150,000,000米ドル2027年満期債券から成る。

(3) 2017年から2033年の間に満期が到来する日本円建サムライ債、額面総額12,500,000,000円2017年満期4.35パーセント利付債券、額面総額30,000,000,000円2027年満期3.28パーセント利付債券、額面総額15,000,000,000円2030年満期4.3パーセント利付グローバル円債、額面総額20,000,000,000円2031年満期4.2パーセント利付債券、額面総額30,000,000,000円2033年満期3.5パーセント利付債券、額面総額25,000,000,000円2022年満期1.19パーセント利付債券、額面総額22,400,000,000円2023年満期3.52パーセント利付債券および額面総額50,000,000,000円2024年満期1.61パーセント利付債券を含む。

(4) 額面総額400,000,000ユーロ2020年満期4.5パーセント利付債券を含む。

(5) 額面総額485,000,000米ドル2019年満期1.686パーセント利付債券、額面総額500,000,000米ドル2021年満期2.452パーセント利付債券、額面総額1,000,000,000米ドル2025年満期5.75パーセント利付債券および額面総額500,000,000米ドル2021年満期1.416パーセント利付債券から成る。

(6) 額面総額500,000,000米ドル2017年満期2.5パーセント利付債券から成る。

(7) その他の対外借入、ならびにスタンド・バイ取極(以下「SBA」という。)および拡大信用供与制度(以下「EFF」という。)の枠組みにおいて供され、国家予算の強化を狙いとする信用部分に関する中央銀行のIMFに対するコミットメントを含む。

(8) 中央銀行が署名したナティクス・パリからの借入金の保証として提供された、ユーロ建有価証券を含む。

(6)【その他】

銀行制度**概 観**

独立前、チュニジアには実質的な銀行制度が存在しなかった。植民地経済の資金調達のために主としてフランスの銀行の支店・事務所によるネットワークがチュニジア中に創設されたが、これはフランスの銀行制度の延長であった。1956年の独立後、政府は公的なチュニジアの銀行制度の構築に着手し、1957年にチュニジア社会銀行を、1959年に農業国民銀行を設立した。チュニジアの近代銀行制度の構造は1962年から1967年の間に整理統合の原則(policy of consolidation)に従って現われ始め、そのおかげで国際銀行協会等の他の銀行が設立され、また銀行業の実施に関する法律(1967年12月7日法律第67-51号。以下「銀行法」という。)が発布されることとなった。

商業銀行、投資銀行およびマーチャント・バンクの間の区分の撤廃を狙いとした新銀行法が、2001年7月10日に国会で可決された(法律第2001-65号)。この新しい法的枠組みのもとで、ユニバーサル・バンキングが可能となった。これらの銀行は、公衆の預金の収集、信用供与および幅広い金融サービスの提供を行うことが許可されている。チュニジアは、EU連合協定および世界貿易機関(WTO)に対する責任との関連で、自国の経済の自由化、特に金融サービス分野の自由化に全力を傾けているため、この新法はまた、より強い対外競争力を有する信用機関を準備することも狙いとしている。

この法律によって、銀行が顧客に預金を返金できない場合に預金者を保護する「預金保証」が設立された。これは、集団機構の形態をとり、全ての銀行が参加を義務付けられ、参加銀行は、経営困難に直面している銀行に預金している顧客に補償するようにとの中央銀行からの要請があった場合、関係文書に規定された条件に従ってこれに応える義務がある。

政府は、金融業界における外国との競争の激化を見越して、銀行部門の再構築と現代化に取り組んできた。このプロセスの一部として、政府は、2000年12月に、チュニジア社会銀行(STB)に観光開発国民銀行(BNDT)とチュニジア経済開発銀行(BDET)を合併させた。これにより、貸付および預金ベースではチュニジア最大の銀行が設立された。国際銀行協会(UIB)は2002年11月にソシエテ・ジェネラルによる株式資本の52パーセント保有により民営化された。南部銀行(BS)もまた、2005年10月、バンク・サンタンデル・アルティジャリア・ヴァファ・バンク企業連合体(コンソーシアム)による53パーセント保有により民営化された。「南部銀行(BS)」は、2006年12月より「チュニジア・アティジャリ銀行(Banque Attijari de Tunisie)」(Attijari)と名称を変更した。

2010年3月、イスラム銀行(ジトゥーナ銀行)がユニバーサル・バンクの免許を受けて業務を開始しており、2010年5月にシャリーアに準拠した銀行商品を提供した。

中小企業への融資を行う公的な銀行1行の新設立により、チュニジアの銀行部門における国有銀行は5行のみ(チュニジア社会銀行(STB)、農業国民銀行(BNA)、住宅銀行(BH)、連帯チュニジア銀行(BTS)および中小企業金融銀行(Banque de Financement des PME)(BFPME))となった。

2015年11月現在、金融機関「エル・ウィファック・リーシング(El Wifack leasing)」は、「ウィファック国際銀行(Wifack International Bank)」という名称の、イスラム金融取引を専門とする銀行に変換されている。

2017年12月31日現在、チュニジアの銀行制度は、フルサービス銀行として行為する貸付機関23社(このうち、5行が専門銀行である(イスラム銀行3行、中小企業向け融資銀行1行およびマイクロファイナンス銀行1行。))、リース会社8社、主に非居住者を取引対象とするオフショア銀行7行、マーチャント・バンク2行、外国銀行のチュニジア支店9店、ファクタリング会社2社ならびにその他の金融機関から構成されている。中央銀行は銀行部門を統制する。

2017年度末現在、チュニジアは1,860店の銀行部門の支店ネットワークを有し、住民6,154人あたり1店の割合となった。

最近行われた銀行部門の強化

一部のチュニジア国有銀行からの資金ニーズに対処するため、2015年9月、政府は、2つの国有銀行、すなわち住宅銀行およびチュニジア社会銀行の資本再構成を完了させた。住宅銀行の資本再構成計画は2015年2月に承認され、チュニジア社会銀行の資本再構成計画は2015年6月に承認された。2015年8月、国民議会は、両行の資本再構成に関する法律を可決し、この目的のために2014年度予算において割り当てられた10億チュニジア・ディナールの資本再構成資金を使用する権限を付与した。

住宅銀行の資本再構成計画に従い、住宅銀行の資本は90百万チュニジア・ディナールから170.0百万チュニジア・ディナールに増加した。政府が資本再構成に対して出資した金額は38.7百万チュニジア・ディナールであった。資本再構成は2015年9月に完了し、その結果、2015年9月30日現在、住宅銀行のTier 1資本比率は7.3パーセントに上昇し、自己資本比率は約10.1パーセントに上昇した。これに対し、2014年12月31日現在の比率はそれぞれ、3.8パーセントおよび4.7パーセントであった。住宅銀行に対する政府の保有持分は50.1パーセントである。

チュニジア社会銀行の資本再構成計画に従い、チュニジア社会銀行の資本は124.3百万チュニジア・ディナールから776.8百万チュニジア・ディナールに増加した。政府がチュニジア社会銀行の資本再構成に対して出資した金額は608.3百万チュニジア・ディナールであった(これに対し、権限を付与する法律において割り当てられていたのは756百万チュニジア・ディナールであった。)。資本再構成は2015年9月に完了し、その結果、政府の保有持分は83.4パーセントに上昇した。これに対し、資本再構成が行われる前は51.0パーセントであった。2015年9月30日現在、チュニジア社会銀行のTier 1資本比率は8.5パーセントに上昇し、自己資本比率は約12.9パーセントに上昇した。これに対し、2014年12月31日現在の比率はそれぞれ、マイナス5.2パーセントおよびマイナス5.2パーセントであった。

チュニジア農業国民銀行の資本再構成は未だ完了しておらず、最近完了した監査の結果によると、もはや必要ではない。

これらの資本再構成において、住宅銀行、チュニジア社会銀行およびチュニジア農業国民銀行の業績を改善するために他のコーポレート・ガバナンス対策が導入された。これらの対策には以下が含まれる。

()各銀行の取締役会を変更すること、()各銀行において、総裁と取締役会長の職務を分離すること、および()各銀行について新しいゼネラル・マネージャーを任命すること。

2016年5月12日、国民議会は、2001年7月10日法律第2001-65号を改正する新銀行法を可決した。新銀行法は、チュニジアの銀行制度の運営および監督を、国際的な基準およびガバナンス原則(実効的な銀行監督のための29のバーゼル原則を含む。)に合致させることを目標としている。透明性を高めるために新しい報告システムが設計されており、銀行市場に関する四半期データを提供するために統一銀行業績報告システム(UBPR)が開発されている。銀行部門の運営および監督に対して、以下を含む多数の変更が導入された。

- ・ 一定の取引(イスラム金融、ファクタリングおよびリースを含む。)を正式に法律上認めることを通じた、銀行部門の再編成
- ・ 銀行監督および現場監督の目的、使命および範囲の明確化
- ・ 国際的なベスト・プラクティスに沿った銀行破綻処理制度の実施
- ・ 国際基準を遵守する事前預金保証基金の設立
- ・ 銀行部門制裁制度の改善

構造

預金銀行

チュニジアの銀行制度には、23行のフルサービス貸付機関・預金取扱銀行、ならびに貯蓄および小切手口座等、一定の銀行業務を公衆に提供する全国郵政庁(以下「ONP」という。)が含まれる。2017年12月31日現在の商業銀行およびONPの資産をあわせて約110,750百万チュニジア・ディナールに相当する。

預金銀行のうち、農業国民銀行(BNA)、住宅銀行(BH)、チュニジア社会銀行(STB)、連帯チュニジア銀行(BTS)および中小企業金融銀行(BFPME)は、過半が直接的または間接的に国に所有されている。中小企業金融銀行(BFPME)は2005年3月に設立され、中小企業に対する融資を行っている。この銀行は国およびその他の公的機関により所有されている。また、この銀行は他の銀行および保証会社と共同で業務を行い、ITC、再生可能エネルギー・プロジェクトおよび高付加価値プロジェクトを含む全ての経済部門に対して融資を行う。アメン銀行を除き、民間銀行は全て、外国金融機関の株主を有する。

旧開発銀行(チュニジア・クウェート開発銀行(BTKD)、チュニジア・サウジアラビア投資・開発銀行(STUSID Bank)、チュニジア・カタール銀行(TQB)、チュニジア・アラブ首相国連邦銀行(BTE)およびチュニジア・レバノン銀行(BTL))は全て、2005年度から2009年度までの間にユニバーサル・バンクに変換された。各行とも、国と他のアラブ諸国が50パーセントずつ所有する合併企業である。チュニジア・クウェート開発銀行(BTKD)の名称は、チュニジア・クウェート銀行(BTK)となり、2008年1月に、その株式の60パーセントを、フランスの銀行グループ「BPCE」の子会社「ラ・フィナンシエール・オセオール(La financière Océor)」に売却することにより民営化され、さらにチュニジア・カタール銀行(TQB)が、国の直接および間接出資持分(49.96パーセント)をカタール国立銀行(QNB)に売却することにより民営化された。

次に掲げる表は、チュニジアにおける預金取扱銀行、それぞれの設立年度ならびに2014年、2015年、2016年および2017年12月31日現在における資本金を示したものである。

預金取扱銀行

銀行名	設立 年度	資本金(チュニジア・ディナール)			
		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
農業国民銀行 (Banque Nationale Agricole (BNA))	1959	293,000,000	293,000,000	160,000,000 ⁽¹⁾	160,000,000 ⁽¹⁾
チュニジア社会銀行 (Société Tunisienne de Banque (STB))	1957	241,300,000	776,800,000	776,900,000	776,875,000
チュニジア・アティジャリ銀行 (Banque Attijari de Tunisie (Attijari))	1968	198,741,000	198,741,000	198,741,000	198,471,000
国際銀行協会 (Union Internationale de Banques (UIB))	1964	172,800,000	172,800,000	172,800,000	172,800,000
チュニジア・アラブ国際銀行 (Banque Internationale Arabe de Tunisie (BIAT))	1976	170,000,000	170,000,000	170,000,000	170,000,000
住宅銀行(Banque de l'Habitat (BH))	1989	90,000,000	170,000,000	170,000,000	170,000,000
アメン銀行 (Amen Bank (AB))	1967	122,220,000	122,220,000	127,300,000	127,405,000
チュニジア・アラブ銀行 (Arab Tunisian Bank (ATB))	1982	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
商業・産業ユニオン銀行 (Union Bancaire pour le Commerce et l'Industrie (UBCI))	1961	100,008,000	100,008,000	100,007,645	100,007,645
チュニジア銀行(Banque de Tunisie (BT))	1884	150,000,000	150,000,000	180,000,000	180,000,000
シティバンク ⁽²⁾	1989	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
チュニジア・フランコ銀行 (Banque Franco Tunisienne (BFT))	1879	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
連帯チュニジア銀行 (Banque Tunisienne de Solidarité (BTS))	1998	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000
アラブ銀行公社 (Arab Banking Corporation (ABC)) ⁽²⁾	1999	68,000,000	68,000,000	68,000,000	68,000,000
中小企業金融銀行 (Banque de Financement des PME (BFPME))	2005	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
チュニジア・アラブ首長国連邦銀行 (Banque de Tunisie et des Emirats (BTE))	1982	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000
カタール国立銀行チュニジア支店 (Qatar National Bank-Tunisie (QNB))	1982	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000
チュニジア・クウェート銀行 (Banque Tuniso-Koweitienne (BTK))	1981	100,000,000	100,000,000	100,000,000	200,000,000
チュニジア・サウジアラビア投資・開発銀行 (STUSID Bank)	1981	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
チュニジア・リビア銀行 (Banque Tuniso-Libyenne (BTL))	1983	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
ジトーナ銀行 (Banque Zitouna)	2010	88,500,000	88,500,000	120,000,000	88,500,000
アル・バラカ銀行(AI Baraka Bank) ⁽³⁾ 旧チュニジア・サウジアラビア王立銀行 (Bank Ettamouil Tounsi Saoudi (BEST))	1983	120,000,000	120,000,000	120,000,000	120,000,000
ウィファック国際銀行 (Wifack International Bank)	2015		150,000,000	150,000,000	150,000,000

- (1) 国からの寄付133,000,000チュニジア・ディナールを除く。
 (2) シティバンクおよびアラブ銀行公社は、チュニジアにおいて、2つの異なる法人を通じて、国内預金取扱銀行およびオフショア銀行として2つの異なる資格で業務を行っている。
 (3) アル・バラカ銀行は、2014年に国内銀行となった。
 出所 中央銀行

上記の銀行は、公衆から預金を集め、短期融資、運転資金貸付およびその他預金取扱銀行の典型的な業務を行うことができる。

オフショア銀行

チュニジアのオフショア銀行は、主として非居住者を対象に取引するが、居住者とのオフショア業務も行う。チュニジアの外国為替管理法令上では、オフショア銀行は非居住者として扱われる。オフショア銀行は、規制を受けずに収益または収入を本国に送金することができ、また非居住者との取引を行うことができる。

これらの銀行の大部分は外国金融機関によって所有されており、2017年12月31日現在、オフショア銀行が保有する総資産は4,824百万チュニジア・ディナールであった。これに対し、2016年12月31日現在は4,514百万チュニジア・ディナール、2015年12月31日現在は4,353百万チュニジア・ディナールであった。

次に掲げる表は、チュニジアにおけるオフショア銀行、それぞれの設立年度ならびに2014年、2015年、2016年および2017年12月31日現在における資本金を示したものである。

オフショア銀行

銀行名	設立年度	資本金			
		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
チュニジア外国銀行(TF-Bank) 旧チュニジア・ユニオン銀行 (Union Tunisienne de Banques (UTB))	1979	11,765,873 ユーロ	11,765,873 ユーロ	11,765,873 ユーロ	49,594,008 ユーロ
チュニス国際銀行 (Tunis International Bank (TIB))	1982	50,000,000 米ドル	50,000,000 米ドル	50,000,000 米ドル	50,000,000 米ドル
アル・バラカ銀行(Al Baraka Bank) ⁽¹⁾ 旧チュニジア・サウジアラビア王立銀行 (Bank Ettamouil Tounsi Saoudi (BEST))	1983				
アルバフ国際銀行 (Alubaf International Bank (AIB))	1985	25,000,000 米ドル	25,000,000 米ドル	25,000,000 米ドル	25,000,000 米ドル
北アフリカ国際銀行 (North Africa International Bank (NAIB))	1983	30,000,000 米ドル	30,000,000 米ドル	30,000,000 米ドル	30,000,000 米ドル
シティバンク ⁽²⁾	1976	18,150,847 米ドル	18,150,847 米ドル	18,150,847 米ドル	18,150,847 米ドル
貸付投資会社 ⁽³⁾ (Loan and Investment Co. (LINC))	1980				
アラブ銀行公社 (Arab Banking Corporation (ABC)) ⁽²⁾	1993	18,200,000 米ドル	18,200,000 米ドル	18,200,000 米ドル	18,200,000 米ドル

- (1) アル・バラカ銀行は、2014年に国内銀行となった。
 (2) シティバンクおよびアラブ銀行公社は、チュニジアにおいて、2つの異なる法人を通じて、一方では国内預金取扱銀行および他方ではオフショア銀行として2つの異なる資格で業務を行っている。
 (3) 他の株主への売却が協議されている。
 出所 中央銀行

アラブ投資会社、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行、アメリカン・エクスプレス・チュニジア、クレディ・インダストリエル・エ・コメルシアル、フランス開発庁およびフランスの経済協力振興投資会社(PROPARCO)、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、ならびにノール・イスラム銀行もまた、チュニジアに支店を有する。

マーチャント・バンク業を行う金融会社

チュニジアには、マーチャント・バンク業を行う金融会社が、インターナショナル・マグレブ・マーチャント・バンク(IMMB)およびチュニジア取引銀行(BAT)の2社ある。前者は、1995年、3百万チュニジア・ディナールの当初資本金で設立され、国際金融公社およびチュニジア国内外の民間投資家がこれに参加した。インターナショナル・マグレブ・マーチャント・バンクは、企業の設立、発展および再構築のあらゆる面での相談・支援を専門に行う。加えて、チュニジアの通貨当局は、1998年、チュニジアのもう1つのマーチャント・バンクであるBATの設立を許可した。BATは、チュニジア社会銀行によって発起された。当初資本金は3百万チュニジア・ディナールであったが、現在、10百万チュニジア・ディナールに達し、外国銀行パートナーによる技術的および経済的支援を享受している。

その他の金融機関

チュニジアにおけるその他の金融機関としては、リース会社8社(これに対し、2014年12月31日現在のリース会社の数は9社であった。これは、2015年11月にウィファック国際銀行がリース会社から国内銀行に変換されたことによるものである。)、ファクタリング会社2社および専門部門においてファクタリング活動を実施しているリース会社1社がある。

他には、ポートフォリオ管理会社約174社および貯蓄会社1社(全国郵政庁(ONP))もある。輸出信用保険機関1社もまたチュニジアで営業している。

銀行の統制および監督

中央銀行は、銀行法(その後の改正を含む。)の条件に従って銀行制度を全般的に統制している。銀行法は、中央銀行がその後発布したいいくつかの規則とあわせて、銀行部門の競争力および効率の改善をめざすとともに、一方ではより厳格なリスク管理要件の導入もめざしている。

1987年に導入された自由化の全般的な政策により、1996年、一定の経済優遇部門への法定貸付とともに、金利規制がほぼ撤廃された。銀行制度のより一層の現代化・強化をめざし、透明性を改善させ、かつ国際競争に備えるため、信用環境および銀行部門に関する統計に基づく情報を含む情報公開登録の創設といった、さらなる改革が進行中である。

銀行法では、預金銀行と投資銀行との間の古い区分を撤廃し、一般に「ユニバーサル・バンク」または「フルサービス銀行」と呼ばれる銀行の概念が創設された。同法では、貸付機関を「専門的な資格において銀行業務を行う法人」と定義し、かかる機関に対し、操業中または新規に事業を起こす会社における資産管理、財務管理・技術および資産の取得における助言および支援等の他のサービスを行う権限も付与している。貸付機関とは、銀行または金融機関が相当する。もっとも、期間および形態を問わず公衆から預金を受け入れることができるのは銀行だけである。

現行の銀行法および規則の主な規定を以下に要約する。

資本要件

2006年5月2日法律第2006-19号により改正された銀行法により、貸付機関には、当初最低資本金25,000,000チュニジア・ディナールが要求される。金融会社に要求される当初最低資本金は10,000,000チュニジア・ディナールである。これらの要件は、チュニジアで営業する外国銀行の事務所および支店全てにも適用される。銀行は、繰越利益の組入れおよび新株の発行により増資を行うことができる。

強制預金準備および最低流動性比率

2015年2月4日中央銀行通達第2015-01号により、中央銀行は強制預金準備の基準を以下のとおり改定した。

- ・ 未払の要求払預金その他の負債の金額の1パーセント
- ・ 譲渡性預金証書の0パーセント
- ・ 譲渡性預金証書、定期預金勘定、国庫現金証票(トレジャリー・キャッシュ・バウチャー)その他当初満期が3か月から24か月の金融商品の未払残高の0パーセント
- ・ 特別貯蓄口座の未払残高の0パーセント
- ・ 形態を問わずその他の預金残高で、当初または約定満期が24か月を超えるものについては0パーセント

強制預金準備に含まれる要素は、該当する月の月次会計状況に基づき算出される。

ある月の預金準備形成期間は、翌月の1日から最終日までである。

2001年に、中央銀行は、健全性規制の分野において銀行が従うべき措置をさらに強化するため、流動性比率を導入した。この比率は、銀行の資金の利用と財源とのより良いバランスの維持を促すことを狙いとしている。銀行は、100パーセント以上の流動性比率を維持することが義務付けられている。この比率は、加重流動資産に対する加重流動負債を測定する。

チュニジアの銀行および銀行監督に対して、バーゼル の基準に着想を得たダイナミックな健全性ツール測定および流動性リスク管理を提供することを目的として、中央銀行は、2014年11月に、流動性比率の再編に関する銀行通達第2014-14号を公表した。この再編は、旧比率の欠点、とりわけ、流動性リスクよりも変革に伴うリスクを重視している点を克服した。

新しい流動性比率(LCR)により、銀行は以下が可能となる。

- ・ 流動性リスクに対する銀行のエクスポージャーのポジショニングをより区別できるようになる。これにより、景気変動に関する問題と構造的な問題を区別することで、銀行の流動性に関する問題をより慎重に取り扱うことが可能となる。
- ・ 最後の貸手のメカニズムの対象となるべき銀行の特定が改善される。
- ・ 銀行に対し、(特に、機能を果たし、効果的なALM構造の確立を通じて)その流動性管理の実務を再考するよう奨励する。
- ・ 金融機関の資源への依存度を軽減する方向で、顧客資源の動員に関する事業方針および実務を合理化する。

提案されている最低基準は、2015年1月1日現在は60パーセント、2016年1月1日からは70パーセント、2017年1月1日現在は80パーセント、2018年1月1日現在は90パーセント、および2019年1月1日現在は100パーセントである。

自己資本比率および貸付区分

チュニジアの銀行は、バーゼル協定のリスク加重資産基準に基づき、リスク加重自己資本比率を8パーセントに維持しなければならない。

リスク分離、カバレッジおよびコミットメント・フォローアップに関する1991年12月17日通達第91-24号が、チュニジア中央銀行が貸付機関に公表した2012年6月29日通達第2012-09号による構造的改革の対象となった。特に以下の点について改定された。

- ・ 最低ソルベンシー比率を2013年度末には9パーセント、2014年度末には10パーセントと段階的に引き上げる。
- ・ 包括的引当金に関する通達第2012-02号の条項を永久化するとともに、当該引当金をリスク加重資産の1.25パーセントを限度にTier 2資本に含める。
- ・ 2013年度以降、銀行は、報告上の資本純額(単体ベース)から他の貸付機関に対する持分を控除することを義務付けられた。

銀行は、延滞日数に基づいて貸付を4つのカテゴリーに分類することが要求されている。貸倒引当金はかかるカテゴリーごとに設定しなければならない。

かかるカテゴリーおよびそれに対する貸倒引当金額は、次に示すとおりである。

延滞債権	貸倒引当金額 ⁽¹⁾
0日から90日延滞	0%
90日から180日延滞	20%
180日から360日延滞	50%
360日超延滞	100%

(1) 貸倒引当金額は、借入人の全般的な財務状況およびその事業部門を含めたその他の要因を考慮して決定されることがある。

2010年度財政法により、銀行が不良債権上に設定した貸倒引当金額の全体的な控除の可能性については、金額および期間が恒久的に無制限となった。

2012年度において、中央銀行は、主に条件緩和債権に関連した潜在的リスクを担保するために、2011年度末において当期貸付金およびクラス1に分類された貸付金に係る包括的引当金を制定することを銀行に対して奨励する、通達第2012-02号を公表した。

2013年度において、引当金による不良債権のカバレッジを強化することにより、チュニジアの銀行の財務上の健全性を確固たるものとするために、2013年12月30日通達第2013-21号により、リスクに備えるための追加引当金が義務付けられている。当該通達は金融機関に対して、正味リスクに備えるために、下記の最低金額に従って、満期が3年以上の、クラス4の順位を有する資産のための追加引当金を設ける義務を導入している。

- ・ 満期が3年から5年の、クラス4の順位を有する資産に対して40パーセント
- ・ 満期が6年から7年の、クラス4の順位を有する資産に対して70パーセント
- ・ 満期が8年以上の、クラス4の順位を有する資産に対して100パーセント

チュニジアの銀行は、現在、バーゼル 制度に準拠しており、バーゼル の遵守への移行過程にある。バーゼル 制度の全面的な遵守には、銀行部門による多額の投資が必要となり、現在のところ、2020年度までに達成される予定である。通達第2016-03号によりオペレーショナル・リスクに対する基礎的手法が導入され、前3会計年度に基づき算出される平均銀行業務純収益の15パーセントの資本要件が課される。中核となる資金およびリスク管理の水準および質の観点から銀行制度の財務基盤を盤石にすることを目的として、バーゼル の多くの側面がすでに実施されているか、または実施の途上である。最近の改正には、バーゼル の流動性カバレッジ比率要件により生じた新しい流動性比率要件の実施が含まれている。

バーゼルの枠組みへのより良いコンバージェンスのために現在の健全性維持の制度を強化すべく、銀行および金融機関に対する2016年7月29日通達第2016-03号により、リスク分離、カバレッジおよびコミットメント・フォローアップに関する通達第91-24号の条項の一部が修正された。この通達は、2016年12月以降、バーゼル の第1の柱において規定される基礎的手法に沿ったオペレーショナル・リスクに関する新しい資本要件規則が実施されることを公布した。オペレーショナル・リスクに関する資本要件は、前3会計年度の平均銀行業務純収益に15パーセントを乗じた額である。発生した(オペレーショナル・)リスク合計額は、資本要件規則に12.5を乗じた額に相当する。

かかる通達は、関連当事者へのエクスポージャー限度を主要なリスクへのエクスポージャー限度と同等に厳しく規定しているバーゼル基準の遵守を前提に、関連当事者の基準を、現在は中核となる資金の100パーセントであるところ、2017年度末には75パーセント、2018年度末には25パーセントに引き下げることによる、関連当事者の基準の漸進的な引締めも規定している。

貸付限度

2001年5月、中央銀行はリスク集中の基準を厳格化した。銀行に対する債務がその銀行の株式資本の5パーセント以上に相当する借入人に対する貸付は、合計でかかる銀行の株式資本の5倍を超えてはならない。さらに、銀行に対する債務がその銀行の株式資本合計の15パーセント以上に相当する借入人に対する貸付は、合計でかかる銀行の株式資本の2倍を超えてはならない。

借入人1人に対する最大エクスポージャーは、銀行の資本の25パーセントを超えてはならない。

銀行の株式資本を10パーセントを超えて保有する取締役、管理者および株主への貸付は、銀行の資本の3倍を超えてはならない。

チュニジア中央銀行が貸付機関に公表した2012年6月29日通達第2012-09号は、以下を狙いとして改革の範囲を設定している。

- ・ 資本要件の強化(CAR、Tier 1比率)
- ・ リスク集中およびリスク分離基準の厳格化
- ・ 一般引当金要件の設定の永久化
- ・ 健全性基準違反に対する罰金一覧の導入
- ・ 銀行の管理委員会による健全性報告に対する審査の強化

本通達はまた、以下のとおり、集中および分離限度ならびに関連当事者貸付限度を厳格化した。

- ・ 2013年度末から、集中リスク限度を、資本純額の5パーセントを超えるリスクに対しては資本純額の5倍から3倍に、資本純額の15パーセントを超えるリスクに対しては資本純額の2倍から1.5倍に制限する。
- ・ 2013年度末から、関連当事者に対して行われた貸付の未払残高の基準を資本純額の3倍から等倍に減らす、および貸付機関に関する2001年7月10日法律第2001-65号の第23条の規定と一致させる目的でこの制限の対象となる関連当事者の定義を見直す。
- ・ 借入人1人に対する最大エクスポージャーは、銀行の資本の25パーセントを超えてはならない。
- ・ 銀行の株式資本を10パーセントを超えて保有する取締役、管理者および株主への貸付は、銀行の資本の3倍を超えてはならない。

リスク集中および分離に関するこれらの基準のうち1つでも遵守されない場合、自己資本比率の計算に使用されるリスク加重資産に300パーセントの加重が加えられる。さらに、健全性基準違反に対する罰金一覧については具体的に規定されている。

チュニジアの銀行は、一定の自己資本比率を維持することを求められる。この比率は、2013年12月31日現在9.0パーセントに設定されていたが、2014年12月31日に10.0パーセントに引き上げられた。2015年9月30日現在、銀行部門全体の自己資本比率は12.1パーセントであった。これに対し、2014年12月31日現在は9.4パーセント、2013年12月31日現在は8.2パーセントであった。自己資本比率が上昇したのは、主に2015年9月に2つの国有銀行、すなわち住宅銀行およびチュニジア社会銀行の資本再構成が行われたことによるものである。

持分制限

健全な経営のための規則として、新法は、金融機関は銀行と同様の健全性規制に従うこと、1企業への投資はその自己資本の10パーセントを超えて行ってはならないこと、および直接的か間接的かを問わず、1企業の株式の30パーセントを超えて保有してはならないことを規定した。法により、各銀行は、自己の債権回収を目的とする場合に限り、30パーセント上限を上回る水準で企業に対して資本参加を行うことができる。

銀行はまた、上記の限度枠にかかわらず金融会社への資本参加が許可されている。

外国為替エクスポージャー

この業務に対する主な規制は、1件の外国為替取引が銀行の資本および準備金の10パーセントを超えてはならないことならびに銀行のグローバル外国為替持高はその資本の20パーセントを超えてはならないことである。

貯蓄促進

チュニジア人の中で貯蓄を増加させるために、中央銀行は、2003年9月15日に、貯蓄口座の条件の見直しを行う通達第2003-10号を公表した。この見直しは、主として以下の2つの分野で行われる。

- ・ フィデリティ・ボーナスの創設および実行日・利息期間の変更による貯蓄口座の金利の改善
- ・ 貯蓄金額の上限撤廃、口座数の制限の撤廃および引出・支払操作が可能な電子カードの導入(銀行が交付できるようにする。)による口座の条件の緩和

さらに、2008年2月4日通達第2008-03号により、特別貯蓄口座(comptes spéciaux d'épargne)の金利が自由化された。この金利は2008年4月1日以来、自由に設定されており、2008年度末にはフィデリティ・ボーナスが撤廃された。

中央銀行による基準相場の引上げを受けて、貯蓄に係る金利を、2013年3月、12月および2014年6月の3回にわたり、それぞれ2.75パーセント、3.25パーセントおよび3.5パーセントに引き上げることが決定された。

債権回収の改善

銀行債権の法的回収を向上させるため、民法および商業手続法のいくつかの条文が2002年8月3日法律第2002-82号によって改正された。この改正は、法的手続、特に不動産に係る判決の執行および担保権実行のための手続を柔軟にすることをめざしている。さらに、2005年8月4日法律第2005-79号によって別の改正も導入された。その改正では、不動産のより柔軟な最低競売価格制度の導入、および裁判所が価値を決定する際に当該市場状況を考慮することを認めることを狙いとしている。

また、経営困難にある企業についての法律第95-34号は、以下を狙いとした改正が行われた。

- ・ そのような企業の債権者の利益を保護する。
- ・ 経営困難に直面している企業の再編成の過程に銀行がより関与できるようにする。
- ・ 不良債務者が裁判による回収を免れる意図でこの法律を濫用することを阻止する。

将来的には、回収業務が企業の事業回復能力を損なわない場合は、回収手続が裁判所により停止されないようにする。

2016年4月、国民議会は、新破産法を可決した。これは、重複を避けるために法律第95-34号および商法第IV章を統合するものである。チュニジアの破産制度の現代化は、債務回収を改善すること、貸倒債権数を削減すること、新しい会社が銀行融資を受けられるよう促進すること、および債務者と債権者の間の信頼を改善することを意図している。

報告および定期審査

チュニジアで営業する外国銀行の事務所および支店を含め、全ての銀行は、中央銀行が定める会計原則および基準を遵守しなければならない。また、これらの銀行は、貸借対照表、キャッシュフロー計算書および損益計算書を含む、毎年12月31日における期末財務諸表を作成すること、ならびに株主に対して期末後6か月以内に財務諸表を提出することも要求される。上場銀行の貸借対照表および損益計算書は、チュニジアの新聞および資本市場委員会の刊行物において、毎年および半年ごとに発表されなければならない。各銀行または外国銀行の事務所もしくは支店の監査人は、財務諸表に関する年次報告書の写しを中央銀行に提出しなければならない。

中央銀行は、銀行または外国銀行の事務所もしくは支店に対していつでも、外部監査を受けるよう要請する権限を有し、銀行、外国銀行の事務所および支店は、中央銀行がその営業の審査を行うのに必要な全ての書類ならびに情報、説明書および計算書を中央銀行に提出しなければならない。全ての銀行、外国銀行の事務所および支店は、内部監査役による年次監査ならびに中央銀行による少なくとも隔年の現場審査に従う。中央銀行はまた、銀行、外国銀行の事務所および支店により中央銀行に対して月次の提出が義務付けられた暫定的な業績および銀行の流動性比率の公表を含むその他の情報の見直しを通じて、銀行、外国銀行の事務所および支店の財務状況を現況ベースで見直す。

透明性

銀行が透明性規則をより厳しく遵守することを確実にし、顧客が、とりわけ銀行の状態に関する財務情報に直接かつ常にアクセスできるようにするために、新たな措置が講じられた。その結果、貸付機関は、利用頻度の高い顧客取引の手数料表だけでなく、自らの貸付および預金条件の公表が義務付けられることになった。これらの条件は、取引の料率を記載して掲示版に掲示し、リーフレットを公衆に配布することによって公表される。かかるリーフレットは、変更が行われるたびに改訂されることになるが、顧客には、その改訂が有効となるより少なくとも10日前にその情報が提供されていなければならない。また、業務品質監視委員会は、そのウェブサイトにおいて、各銀行が適用している手数料を公表している。同様に、中央銀行は、2001年5月4日付中央銀行通達第2001-12号において、5百万チュニジア・ディナールを超える貸付約定を銀行と結んでいる顧客には、適法に認可された監査人による証明付の財務諸表の作成を当該銀行から要求させることによって、企業の透明性を強化することを狙った新しい方策を導入した。25百万チュニジア・ディナールを超える貸付約定を結んでいる顧客は、格付機関による最近の格付を提示しなければならない。

クレジット・カルチャーを強化し、財務の透明性を高めるため、中央銀行は、最近貸付の契約を行った自らの顧客の財務諸表を中央銀行に通知することを銀行に要求する2003年2月28日通達第2003-03号を公表した。

チュニジアの銀行および金融機関の透明性を改善させるため、2003年12月1日、以下の会計基準に関する財務大臣令が公布された。

- ・ 連結財務諸表(会計基準第35号)
- ・ 関連企業への参加(会計基準第36号)
- ・ 共同企業への参加(会計基準第37号)
- ・ 企業グループ(会計基準第38号)
- ・ 連結部分に関する情報(会計基準第39号)

また、犯罪行為およびテロリズム対策に関する国際・地域協定に従い、マネーロンダリングおよびテロ資金対策に関する法律(法律第2003-75号)が2003年12月10日に公布され、2009年8月12日に改正された。同法の規定に基づき、違法な資金調達に対応する「チュニジア財務分析委員会(La Commission Tunisienne des Analyses Financières)」(以下「財務分析委員会」という。)が中央銀行に設置された。この新しい委員会は、違法な金融ネットワーク、テロリズムへの資金供与およびマネーロンダリングに対抗することをめざすイニシアチブの研究、ならびに銀行およびノンバンク金融機関が疑わしい取引を検知し報告することを促す全般的な指令の作成を行う委員会を含む。また、財務分析委員会には、疑わしい取引の分析および報告を担当し、違法な金融業務に関わりのある可能性がある自然人および法人のデータベースを設置・管理する運営委員会も含まれる。

信用機関の財務報告の透明性および正確性を強化するため、2012年6月29日チュニジア中央銀行通達第2012-09号は、以下の2つの措置を導入した。

- ・ 四半期ごとの健全性報告において、監査人が審査する取締役会の承認を一般化すること。
- ・ 株主総会による計算書類の承認が行われるまで、計算期間末日の2か月後までに生じる後発事象または例外的事象のみ考慮するよう制限すること。

チュニジアの規制構造を2012年2月に導入されたFATFの新しい勧告に近づけ、かつ新しいアプローチをリスクに基づく監督に向けさせる目的で、新たに公表された2013年11月7日通達第2013-15号は、銀行が実施すべき下記の規則を導入した。

- ・ マネーロンダリング・テロ資金供与対策(以下「AML/CFT体制」という。)のモニタリングにおける取締役会およびその支援委員会(内部監査およびリスク委員会)の関与
- ・ マネーロンダリングのリスクを確実に回避するために内部統制システム(ロジスティックスおよび手続)を強化するための新しい要件の導入
- ・ AML/CFT体制に関して情報システムにより充足されるべき技術仕様(プロファイリングのフィルタリングおよびモニタリング)の採用
- ・ 重要な任務を委ねられている者(国家元首、政府関係者、国会議員および政府高官、国際機関を代表して業務を行ってきたかまたは現在行っている者)の身元確認および顧客デューデリジェンスの強化のための新しい手続の導入、ならびに、当該者の範囲を、チュニジアで、かつ2012年2月に導入された新しいFATF基準に従って、高度な公的責任を負ってきたかまたは現在負っている者に拡大すること(当該者は政治的に影響力のある人物の氏名で知られているものとする。)
- ・ 団体、政党および資金移動業者等の事業体に対する一定の警戒の強化
- ・ 情報システムを外部委託している機関に対する一定の規制の追加
- ・ AML/CFT体制のモニタリングにおける永続的管理の強化

銀行の外部監査人は、銀行のAML/CFT内部統制システムを評価し、結論を中央銀行に報告することを求められる。

2015年度において、国民議会はAML/CFT法を可決した。これは、疑わしい取引の報告(以下「STR」という。)に関する「顧客確認(know your client)」、研修、監査および統制手続に関する追加要件を定めるものである。AML/CFT法により、財務分析委員会が設置された。STRは、財務分析委員会に対して報告され、財務分析委員会によって分析される。AML/CFT法は、テロリズムおよびテロリストへの資金供与に関連する事件の調査を専門に扱う裁判所の部門も設立し、テロとの闘いに関する全国委員会を設立した。FATF勧告に従い、AML/CFT法は、顧客デューデリジェンスを行うことを求める要件を、金融機関、マイクロファイナンス機関、郵便局、トレーダーおよび仲介業者、保険会社および再保険会社ならびに多数の非金融専門家(とりわけ、弁護士、会計士、不動産業者およびカジノを含む。)に拡大した。AML/CFT法は、テロとの闘いに関する全国委員会に対し、テロ資金供与に関する国連安全保障理事会決議を実施および監視する権能を付与しており、新たなテロリスト資金供与対策を多数導入している。

政府は腐敗行為防止法を作成し、2016年6月に内閣により承認され、2017年2月に国民議会により承認された。腐敗行為防止法は、腐敗行為と闘い、適正なガバナンスを促進することを目的としている。同法はまた、内部告発者が現れることを奨励するものである。公共部門における利益相反の回避および政府高官による資産公開に関連した追加的な法律も、現在準備段階である。

2016年12月、2年間の全国腐敗行為防止戦略が、チュニスで開催された全国腐敗行為防止会議で採択された。全国腐敗行為防止委員会により策定されたこの戦略は、適正なガバナンスおよび腐敗行為との闘いのための基盤の構築、完全性および透明性の原則の実施、説明責任メカニズムの強化、公企業の役割の明確化、ならびにかかる企業間の連携の促進に焦点を当てている。当該戦略は、全国腐敗行為防止戦略に基づく進捗の調査および報告のために、公的機関、全国腐敗行為防止委員会、民間部門、市民社会、メディア、学者および文化部門の著名人の代表者による委員会の設立を想定している。

2017年9月、中央銀行は通達第2017-08号を発行した。かかる通達は、2016年度において世界銀行およびFATFにより行われた勧告に対応したAML/CFT関連のリスク管理に係る内部統制規則を提示するものであり、かかる規則には以下の主要な措置が含まれる。

- ・ 政治的に影響力のある人物の概念をチュニジアの内部統制規則に組み込むこと、および、実質的所有者を特定するための手順を強化すること。
- ・ リスクに基づく手法(金融持株会社に対してAML/CFTプログラムを義務付けることを含む。)を実施すること。
- ・ (とりわけ、コルレス銀行向けの)実施体制を強化すること。
- ・ AML/CFTに係るより妥協のないデューデリジェンス要件(新しいテクノロジーに関する要件を含む。)を実施すること。
- ・ 高いリスク・プロファイルを有する機関および部門に対するモニタリングを強化するために、国のリスク評価の結果を活用すること。
- ・ FATFにより非協力的であるとみなされている国々の事業体と取引を行う銀行に対して、対応策を実施すること。

上記の措置にもかかわらず、2017年12月において、欧州委員会はチュニジアを、AML/CFT体制に不備があると考えられる高リスクの第三国リストに追加した。かかる指定の結果、EU加盟国は、チュニジア国籍を有する者およびチュニジア企業と取引を行う場合には、顧客デューデリジェンスを強化することが義務付けられている。欧州委員会は、確認された不備に対処する約束およびFAFTと協力して策定された行動計画をチュニジアが実施することを踏まえて、2018年度にチュニジアの地位を再評価する旨表明している。

2018年1月、チュニジア共和国のアフリカ連合腐敗防止条約への加入を承認する法案が国民議会に提出された。

ガバナンス

クレジット・カルチャーを強化するため、金融関連のセキュリティに関する2005年10月18日法律第2005-96号が公布された。この法律は、社会各層に責任をより効果的に振り分け、信頼のおける財務情報を提供し市場で入手できるようにすることで透明性を強化することによってコーポレート・ガバナンスを有効に確立することが狙いである。

2011年度において、中央銀行は銀行に対するガバナンス規則に関連した通達第2011-06号を公表した。銀行制度ガバナンスの改革により、3つの軸を中心として構築された新しいガバナンス体制が実施されている。

- ・ 執行理事会の再建：経営の戦略および監督に基づく執行理事会の機能ならびにリスク管理における執行理事会の意義に焦点を定め直すことによる。
- ・ 取締役会の構成の強化：リスク管理および内部統制における支持・支援構造の強化を含み、独立取締役の指名による。
- ・ 機関の管理における透明性の強化：利益相反、広報政策および公衆への財務内容の開示に係る管理に関してより厳しい規則を採用することによる。

チュニジア中央銀行は、銀行監督に係る年次報告書の第1号および第2号を公表した。2011年度および2012年度に関するかかる公表は、適正なガバナンス規則および銀行監督の国際基準に基づいて、情報開示および透明性の新しい習慣の一環として行われた。

清算

新銀行法は、国際的なベスト・プラクティスに合致した、新しい清算および破綻処理の体制を確立した。

破綻処理段階

新銀行法は、以下の事項を行う権限を含む、広範な権限を有する破綻処理委員会の設立を規定している。

- ・ 上級経営陣および取締役の解任および選任。
- ・ 影響を受けた金融機関の支配権を握り、管理する特別管理者の選任。
- ・ ベイルイン権限の行使。
- ・ 一時的な承継機関の設立。
- ・ 累積損失を吸収するための、影響を受けた金融機関の減資(かかる損失をまず株主に、その後、劣後債保有者に課す。)。
- ・ 新規株主に対する株式発行およびその他の証券発行の実施による、影響を受けた金融機関の増資。
- ・ 資産、負債、支店または子会社の全部または一部の売却の実施。

2017年2月1日、破綻処理委員会の内部規則および破綻処理委員会が準拠すべき手順を規定した破綻処理委員会に関する政令第2017-189号が公布された。

清算段階

破綻処理委員会により破綻処理措置では十分でないと判断された場合、清算人が選任され、清算計画が承認され、実施される。

上記のとおり、新銀行法では、預金者の保護および銀行制度の安定化の促進のため、事後的融資および強制預金保証制度も設置した。払戻し費用は、その他のチュニジアの銀行からの事後的出資により、必要に応じて補償される。

2017年2月1日、預金保証基金に関する政令第2017-268号が公布された。

新銀行法には以下の措置が含まれる。

- ・ 銀行が行っている業務の種類ではなく、銀行が直面している財務面での問題に基づいて異なる取扱いをする、銀行の破綻処理制度を実施すること。
- ・ 国際基準に合致した事前預金保証基金を設立すること。

銀行部門の改革

当局は、チュニジア中央銀行の設立に関する法律第58-90号および貸付機関に関する法律第2001-65号の改正を通じて、その健全性維持の枠組みの見直しを行った。

中央銀行の設立に関する法律第58-90号は、2006年5月15日法律第2006-26号によって改正された。この改正は、以下を狙いとしている。

- ・ 金融政策の仕組みを現代化することにより、とりわけインフレターゲットによって、より効果的な金融政策を実施すること。
- ・ 中央銀行の職務を拡大させ、決済システムの管理を含めること。
- ・ 他の金融部門の管理当局との提携および協力関係を正式なものにすること。
- ・ 中央銀行の会計監査を行う「監理官」を「外部会計監査人」に変更することによって、中央銀行に対する管理を強化すること。
- ・ とりわけ銀行業務に対する評価および照会結果を公表する「全国銀行業務品質監視機関」を中央銀行内部に設置すること。

2016年4月、新組織法が国民議会により可決された。新組織法は、中央銀行の主要目的が価格安定および金融安定への貢献であると定めており、ガバナンス、透明性および説明責任を向上させながら、(組織、財務、人事および機能に関する問題について)中央銀行の自律性を拡大することをめざしている。中央銀行の管理委員会は、新組織法に従い、総裁、副総裁、金融市場評議会長、国庫責任者および経済・財務問題を専門とする学者2名で構成される。新組織法に基づき、中央銀行は、金融政策の策定および実施ならびに為替相場の管理という専属的任務を維持するほか、システミックリスクの予防および軽減を目的としたマクロプルーデンス政策を定める権利を維持する。また、新組織法は、銀行業務において顧客を保護するという新たな機能を中央銀行に課しており、中央銀行が最後の貸手として行為することのできるメカニズムを導入している。

貸付機関に関する法律第2001-65号は、2006年5月2日法律第2006-19号によって改正された。この改正は、以下を狙いとしている。

- ・ 貸付機関に対し「内部統制システム」の確立、「執行与信委員会」の創設および「コンプライアンス機能」の設定を義務付けることによって、その取締役会に銀行運営を適切に管理するのに必要な手段を提供し、よってコーポレート・ガバナンスを強化すること。
- ・ 以下を通じて、銀行の活動状況を改善すること。
 - 審査にかかる遅延を4か月のみに縮小することによって契約手続を簡素化すること。
 - 取締役会または経営組織に関する変更について、チュニジア中央銀行の承認制度を報告制度に変更すること。
 - 銀行資本の取得に対するチュニジア中央銀行の承認を、資本金の10パーセント毎に義務付けるのではなく、相当な範囲(議決権の1/10、1/5、1/3、1/2および2/3の取得)に限定すること。
 - 中央銀行の支店、代理店または事務所の開設手続を「仕様書」に代えること。
 - 銀行業務に必要な最低資本金を、貸付機関については10百万チュニジア・ディナールから25百万チュニジア・ディナールに、金融機関(マーチャント・バンクを除く。)については3百万チュニジア・ディナールから10百万チュニジア・ディナールに増額すること。
 - 「参照株主」の定義およびその役割を明確化すること。
- ・ 「銀行口座開設」約款の制定および銀行と顧客間の紛争を友好的に解決するための「調停手続」の設定によって、銀行と顧客の関係を明確にすること。

他にも銀行部門の枠組みの改善を狙いとするプランが実施されている。それらのプランには以下が含まれる。

- ・ 2007年度に稼働を開始した情報公開登録の実施により、顧客の財務状況およびコミットメントについての情報の質を向上させる。これは新バーゼル協定のための重要な前提条件である。
- ・ 国際基準に従った銀行業務の質の改善。
- ・ リテール顧客による電子デビットカード利用の拡大化(2009年度までに全銀行および郵便口座で電子デビットカード利用ができるようめざす。)
- ・ 金融市場および保険部門のさらなる発展。

信用機関の適正なガバナンス規則を強化する2011年5月20日通達第2011-06号は、取締役会をリスク管理問題に明確に関与させるために、それらの信用機関がそのガバナンス制度を審査する際の責任を規定している。

2016年5月12日、国民議会は、2001年7月10日法律第2001-65号を改正する新銀行法を可決した。新銀行法は、とりわけ、以下を目的としている。()承認条件および銀行部門にアクセスするための手続に関連する規制枠組みの強化、()適正なガバナンス規則の強化、()制裁制度の見直し、()特定の既存銀行規制の統一、()イスラム金融取引に係る規制枠組みの制定、ならびに()銀行の外部監査に関連する規制枠組みの強化。

新銀行法は、チュニジアの銀行制度の運営および監督を、国際的な基準およびガバナンス原則(実効的な銀行監督のための29のバーゼル原則を含む。)に合致させることを目標としている。透明性を高めるために新しい報告システムが設計されており、銀行市場に関する四半期データを提供するために統一銀行業績報告システム(UBPR)が開発されている。

新銀行法に加えて、銀行部門の構造の改善を目的としたその他数多くの取組が実施されている。こうした方策には以下が含まれる。

- ・ 前3会計年度に基づき算出される平均銀行業務純収益の15パーセントの資本要件を採用した、オペレーショナル・リスクに対する基礎的手法の導入(通達第2016-03号)。
- ・ カウンターパーティー格付システムの実施に係るガイドラインおよび原則の公布(通達第2016-06号)。
- ・ 顧客の財務状況およびコミットメントについての情報の質を向上させることを狙いとした、2007年度における情報公開登録の実施。これは最終的なバーゼル協定のための重要な前提条件である。
- ・ 国際基準に従った銀行業務の質の改善(銀行業務の質に関する通達第2006-12号)。
- ・ リテール顧客による電子デビットカード利用の拡大化(2009年度までに全銀行および郵便口座で電子デビットカード利用ができるようめざす。)。2015年12月31日現在、チュニジアにおける約13.4百万の口座(銀行口座および郵便口座、双方)に対して3.0百万枚のペイメントカードが発行されている。これに対し、2013年度および2012年度の口座数は6.0百万であった。
- ・ 金融市場および保険部門のさらなる発展。この点に関して、オリエンテーション・ペーパーは、主要な国有企業の上場により時価総額を増加させ、また、とりわけ保険会社のガバナンス体制の改革により、保険浸透率を上げることをめざしている。

中央銀行は、2020年度までに銀行監督業務を強化するための5か年行動計画も採択した。この計画は以下を目的としている。

- ・ 法律、規制および業務に関する枠組みをバーゼル およびバーゼル 基準に合致させるための当該枠組みの改革
- ・ 金融機関の業務監督に関する効果的な枠組みの実施(現場監督、現場から離れた監督および監視による監督を含む。)
- ・ 情報システムの改善および手続の公式化を通じた監督方法の開発および現代化
- ・ 2017年7月における通達第2017-06号(銀行およびその他の金融機関が中央銀行に対して行うリスクに基づく健全性報告に係る要件の参照枠組み、ならびに報告機関が遵守すべき表示、統制および報告に係る必要手続を規定する。)の公表
- ・ 新しい通達の完成。かかる通達は2018年度中に公表される予定であり、市場リスクを担保するための新しい資本要件を導入するものである。

新しい規制－非居住者向け金融サービスを規定する法律の公布

非居住者向け金融サービスを規定する法律(2009年8月12日法律第2009-94号)。チュニジアに設立された非居住者企業が提供する金融および銀行業務を規制するこの法律は、以下の方法で現行の規制を補完することを主たる目的としている。

- ・ 非居住者間の金融業務のための適切な枠組みの提供
- ・ 投資家の期待に沿った新しい金融ツールの設定
- ・ 統制に係る新しい規則の導入
- ・ チュニジアの金融センターの世界的な進出の促進

この法律は、非居住者の私人または法人に対する金融商品、サービスおよびその他関係ある業務の提供について定めている。加えて、非居住者である金融サービス提供者は、一定の場合および一定の状況下において、この法律に抵触しない限り、有効な為替および外国貿易に係る制度を利用して居住者である個人にもサービスを提供することができる。

また、この新しい法律が、非居住者金融機関の活動を統制する規制体系、ならびに当該金融機関が厳しい管理規則および貸付機関に関して法律第2001-65号の枠組みのなかで規定された義務等の透明性の要件を遵守することの重要性を強調していることも、注目に値する。目的は、国際的な金融市場の横転からチュニジアを守るために、国際水準で金融取引の透明性および信頼性を保証することである。

この新しい法律は6章で構成されており、この法律の目的を定義している一般規定、続いて金融商品、金融サービスおよび非居住者金融サービス提供者の定義ならびに当該サービス提供者が業務を遂行する際に服すべき条件、最後に、この種のサービス提供者に対して行使される統制の当局および手続ならびに当該サービス提供者が利用する為替、社会保障、財務および関税制度についての定義が規定されている。

2011年度において、中央銀行はついに、銀行のガバナンス規則に関する中央銀行通達第2011-06号を公表した。当該通達は、()銀行の開発戦略の設定に加えて、経営陣に対する支援および監督の責任を有する取締役会の役割の強化、()2名の独立取締役および少数株主の利益を代理するもう1名の取締役の任命、()3つの必置委員会(内部監査常任委員会、リスク管理委員会および執行与信委員会)の創設、ならびに()取締役会による倫理規定、経営上の利益相反に関する政策および広報政策の策定について言及している。

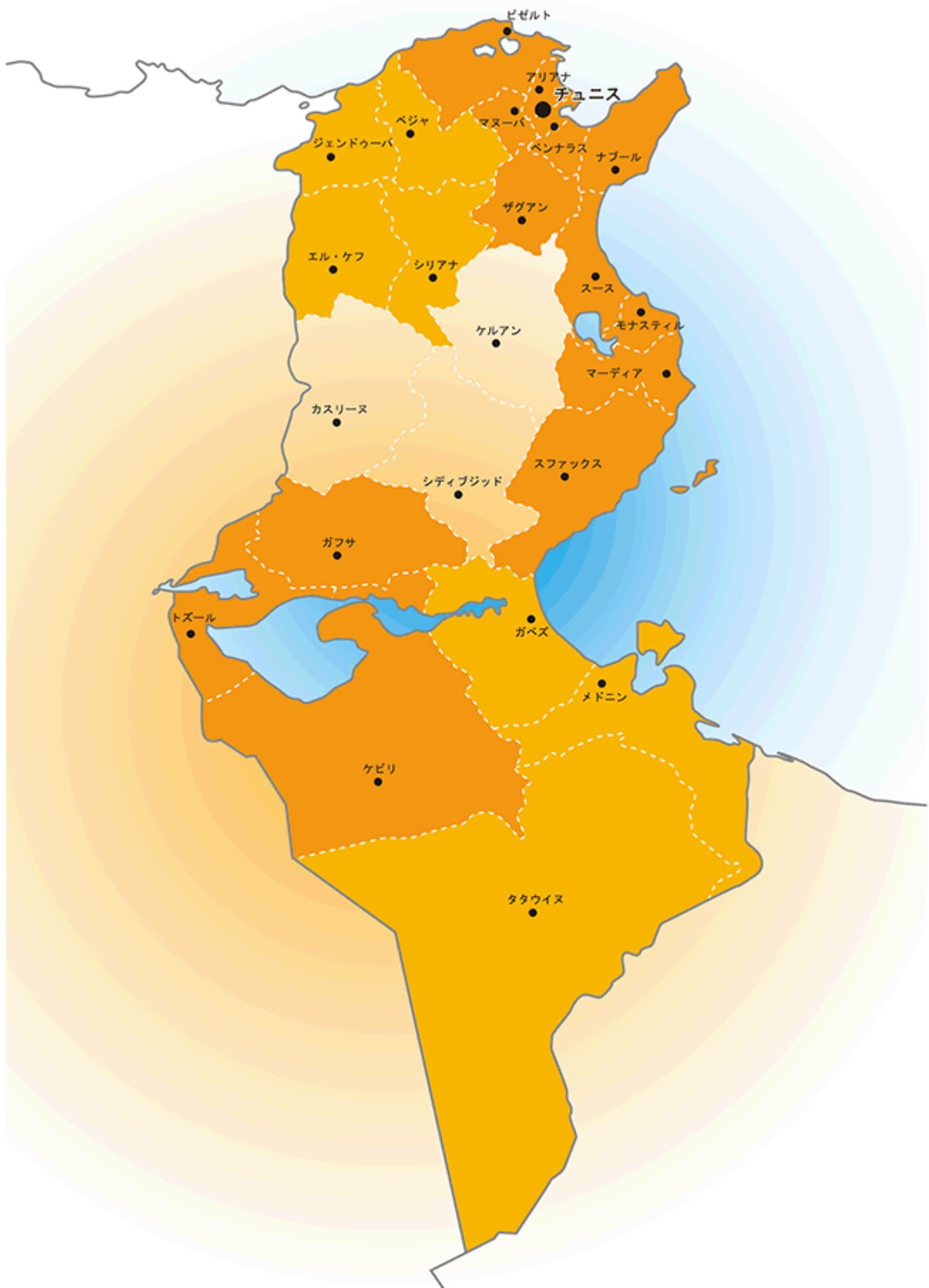
2012年度において、中央銀行は、主に条件緩和債権に関連した潜在的リスクを担保するために、2011年度末において当期貸付金およびクラス1に分類された貸付金に係る包括的引当金を制定することを銀行に対して奨励する、通達第2012-02号を公表した。

新銀行法は、居住者および非居住者の両方に金融サービスを提供している銀行の承認、管理および破綻処理に関する条件を規定している。

(7)【チュニジア共和国の概況】

1 地域

チュニジア共和国は、アフリカ北西部に位置し、地中海に面している。面積は164,000平方キロメートルである。また、国土を斜めに横断する2つの山脈があり、北部でアトラス山脈の東端に繋がっている。



2 人口

チュニジアの人口増加率は、アラブ世界の中では最も低い国の1つであり、減少している。2001年度から2012年度にかけて、人口平均増加率は、1984年度から1994年度までの2.4パーセントに対し、年間1.1パーセントであった。出生率の低下は、生活水準および教育水準の向上、衛生改善、女性の権利向上ならびに女性の労働力人口の増加の結果であり、またチュニジア政府が推奨する国民出産コントロール計画によるものである。2017年度のチュニジアの人口は推定11.4百万人であった。

3 近代以降の歴史

チュニジアは1881年以来フランスの保護領であったが、1956年3月20日に独立を果たした。1957年に共和国となり、ハビブ・ブルギバ(Habib Bourguiba)氏が共和国の初代大統領に選任された。1987年11月7日、ブルギバ氏が健康を害した結果、憲法に従い、首相のザイン・エル・アビディン・ベン・アリ(Zine El Abidine Ben Ali)氏が共和国の大統領代行となった。ベン・アリ氏は、その後1989年4月2日、1994年3月および1999年10月に大統領に当選した。2002年6月に憲法改正が採択されたことにより、2004年10月および2009年10月にも、同氏は大統領に任命された。大統領選挙は直接、自由、普通選挙により、無記名投票で行われる。

2010年12月、チュニジアは、民衆による大規模抗議デモを経験した。デモは、高い失業率、食料価格のインフレ、実際の腐敗行為および腐敗行為の疑い、言論の自由およびその他の政治的自由の欠如ならびに生活状況の悪化に関係した不満の広がりにより生じ、数週間の抗議行動の後、2011年1月14日にザイン・エル・アビディン・ベン・アリ大統領を失脚に追い込んだ。同日、ベン・アリ氏はサウジアラビアに脱出後、正式に辞任し、23年間にわたる政権は崩壊した(以下「2011年1月14日革命」という。)

2011年1月14日革命の後、2011年10月23日に行われた議会総選挙までの暫定期間において、国会議長であるフアード・ムバツァア(Fouad Mebazaa)氏が、1959年憲法に従い、暫定大統領に任命され、ベジ・カイド・エセブシ(Beji Caid el Essebsi)首相が首相を務めた。ハマディ・ジュベリ(Hamadi Jebali)幹事長が率いる穏健派のイスラム政党アンナハダ(Ennahda Movement)が、新設された制憲国民議会の2011年の議会総選挙において、217議席のうち89議席と最高得票数を獲得した。2011年12月12日、モンセフ・マルゾウキ(Moncef Marzouki)氏が制憲国民議会により暫定大統領に選出された。

2013年2月、ジュベリ首相は、自らが率いる政党であるアンナハダによる組閣案を拒否されたことを受けて辞任した。2013年10月、アンナハダは、無所属の人物で構成される暫定政府に政権を委譲することに同意し、2013年12月、メヘディ・ジョマア(Mehdi Jomaa)氏が暫定政府の首相に任命された。

2014年1月、制憲国民議会は2014年憲法を可決し、ジョマア首相は、2014年10月の議会選挙まで政権を担う新内閣を組閣した。2014年3月、マルゾウキ大統領は、2011年1月14日革命の間諜されていた非常事態宣言を解除した。

2014年10月26日に議会選挙が行われ、ベジ・カイド・エセブシ氏率いる世俗派政党のニダー・トゥーネス(Nidaa Tounes)が、217議席のうち86議席と最高得票数を獲得した。議会選挙の投票率は60パーセントと推定された。2014年12月2日、第1回国民議会が開催された。2014年12月4日、ニダー・トゥーネスの副党首であるモハメド・アンナスル(Mohamed Ennaceur)氏が、国民議会の議長に選出された。アンナハダのメンバーであるアブドルファタハ・モーロ(Abdelfatah Mourou)氏が第一副議長に選出され、自由愛国同盟(Free Patriotic Union)のメンバーであるファウズィーヤ・ベン・フォダ(Fawzia Ben Fodha)氏が第二副議長に選出された。

2014年11月に大統領選挙の第1回投票が行われたが、有力候補であったマルゾウキ大統領とエセブシ元首相の両名とも、圧倒的過半数を獲得することはできなかった。

2014年12月22日、第2回投票を受けて、当時ニダー・トゥーネスの党首であったエセブシ氏が56パーセントの得票率で新大統領に選出された。エセブシ氏は、大統領に選出された後、ニダー・トゥーネスの党首を辞任した。

大統領選挙の投票率は67パーセントと推定された。独立高等選挙監視団(ISE)が2014年10月の議会選挙および大統領選挙を監視した。

2015年1月5日、エセブシ大統領は、2014年憲法に従い、ニダー・トゥーネスにより選任された無所属のハビブ・シド(Habib Essid)氏に対し、首相に就任し、1か月以内に(この期間は1度延長することができる。)新政権を発足させるよう求めた。ニダー・トゥーネスは、2014年10月の選挙において絶対多数の議席を獲得できなかった。

2015年2月2日、ハビブ・シド氏は連立政権を発表した。その中には首相が所属する世俗派のニダー・トゥーネス党およびイスラム政党のアンナハダ出身の大臣が含まれている。首相は、2014年憲法に従い、国民議会に対し、テロから国を守り、インフレを抑えることを重視した綱領を提示し、信任投票を求めた。信任票が166、不信任票が30、棄権が8となり、新政府は安定多数を獲得した。

2015年10月、2015年のノーベル平和賞がチュニジア国民対話カルテット(以下「カルテット」という。)に授与された。カルテットは、以下のチュニジアの4つの主要団体が非公式に集まって結成されたものである。すなわち、()UGTT(チュニジア労働総同盟(Union Générale Tunisienne du Travail))、()UTICA(チュニジア商工業・手工業経営者連合(Union Tunisienne de l'Industrie, du Commerce et de l'Artisanat))、()チュニジア人権連盟(La Ligue Tunisienne pour la Défense des Droits de l'Homme)および()チュニジア弁護士会(Ordre National des Avocats de Tunisie)である。ノーベル平和賞は、カルテットが、2011年1月14日革命の後、チュニジアにおける多元的民主主義の構築に貢献したこと、特に、制憲国民議会が2014年憲法の採択につながる同意に達する支援をしたことに対して授与された。カルテットは常設の組織や団体ではなく、憲法制定時の行き詰まりの解決を支援した後は重要な役割を担っていない。

2015年、チュニジアで3件のテロ攻撃が発生した。すなわち、バルド国立博物館テロ攻撃、スースでのテロ攻撃およびチュニスでのバステロ攻撃である。大統領は、スースでのテロ攻撃に対し、チュニジアにおける非常事態を宣言した。この非常事態宣言は2015年10月に解除された。チュニスでのバステロ攻撃を受けて再び非常事態が宣言され、現在でも非常事態が敷かれている。

最近、ニダー・トゥーネス内での緊張が高まっていたことが原因で、2016年1月に、28名の国民議会議員がニダー・トゥーネスを離党した。この中には幹部議員も含まれていた。この辞職によって、ニダー・トゥーネスの国民議会における議席数は58に減り、ニダー・トゥーネスはもはや国民議会において過半数の議席を有していない。2016年1月、ハビブ・シド首相は内閣改造を発表した。これにより、12名の新しい大臣が任命された。この中には、新しい内務大臣、法務大臣および外務大臣が含まれていた。この内閣改造の結果、政権に参加するアンナハダの代表者は1名のみとなった。

2016年6月において、共和国大統領は国民統一政府プロジェクトを発表する計画を立てた。このプロジェクトはチュニジアの大多数の政党ならびに市民社会の主要構成要素、とりわけUGTTおよびUTICAに歓迎された。

国民統一政府の形成は二段階で行われた。政府の優先的な改革を網羅する「カルタゴ文書」により承認される第一段階は、国民の代表者の議会の議決権の80パーセントを占める9つの政党ならびに3つの労働組合センター(UGTT、UTICAおよび農業組合)により署名された。

第二段階では、ユーセフ・シャヘド(Youssef Chahed)の大統領在任下における国民統一政府の形成および構成に取り組み、結果的に、26名の大臣および14名の國務長官から成る政府となった。この政府には、ニダー・トゥーネス4名、アンナハダ3名、アフエク3名、労働者の組合に近い3名および左派政党の4名を含む、17名の政治家が含まれている。

2016年7月、国民議会はシド内閣の不信任案を可決した。2016年8月、2014年憲法の規定に則って、国民議会は、ニダー・トゥーネスのメンバーであるユーセフ・シャヘド氏が率いる新内閣に対する信任を可決した。国民統一政府は、194名の出席のうち167名の議員による信任投票を獲得した(不信任票は22、棄権は5であった)。

2017年9月、シャヘド氏は内閣改造を発表した。これにより、13名の新しい大臣が任命された。この中には、新しい内務大臣、国防大臣および財務大臣が含まれていた。新設された経済改革大臣職に加えて、13名の任命のうちニダー・トゥーネスからの任命が6名、アンナハダからの任命が3名であった。

2017年9月における新しい省の創設後、シャヘド内閣は28名の大臣および15名の国務長官で構成された。そのうちニダー・トゥーネスが3名の大臣および4名の国務長官を保持しており、アンナハダは議席を1から大臣3名および国務長官3名に増やした。閣議もまた、小さい政党であるアル・ジウムフリ(al-Jomhuri)、アル・マサル(al-Massar)、人民運動(People's Movement)およびエル・ムバダラ(al-Moubadara)出身の5名の大臣、ならびにチュニジアの主要な経済・事業者団体であるUTICAと関連のある多数の大臣で構成されている。前内閣で4名の大臣を保持していた自由愛国同盟は、大臣職を獲得できなかった。

4 政治体制

チュニジア初の憲法は1959年6月1日に公布され、1976年4月8日、1988年7月25日、1997年10月27日および2002年6月1日に改正された。

2011年1月14日革命により、チュニジアの政治体制には大きな変化がもたらされた。国会および諮問議会で構成されていた以前の議会は解散し、2011年10月23日には選挙が行われ、217議席を有する制憲国民議会が新設された。制憲国民議会には新憲法起草の権限が付与された。2011年12月16日、制憲国民議会は制憲法第2011-6号(以下「制憲法」という。)を發布した。制憲法は、チュニジアにおいて公権力を有する暫定的組織について定めていた。制憲法は、新憲法が起草され採択されるまで、1959年憲法に取って代わり、3つの政府部門(立法、行政および司法)を定め、人権を保障した。

制憲国民議会の全ての政党ならびにその他の市民社会団体、ならびに弁護士および法律学者で構成される「専門家委員会」が、2014年憲法の起草に関与した。

2014年憲法の可決には制憲国民議会の3分の2以上の多数が必要であったが、2014年1月26日に賛成票200で可決された(反対票は12、棄権は4であった。)。同憲法は、大統領、制憲国民議会議長および首相の承認を受け、2014年1月27日に施行された。

2014年憲法の主たる目的は、以下を構築することである。

- () 自由選挙を通じた平和的な政権交代を通じて行使される、法律および人民主権を基礎とする文民国家の枠組みにおける、国民が参加する民主的な共和国制度
- () 権力の分離および均衡の原則を基礎とし、多元主義の原則に合致した結社の自由を保障する政治制度
- () 公平な行政および適正なガバナンス。これらは政治競争の基礎となる。
- () 人権および自由の尊重を保障する制度
- () 司法の独立性
- () 全ての市民、男性および女性の間における権利および義務の平等
- () 全ての地域間の平等

2014年憲法は、チュニジアにおける市民権を強化した。同憲法は、とりわけ、()同等であること(すなわち、男性および女性にとって平等な権利)、()信仰、良心および宗教的実践の自由ならびにモスクの中立、()プライバシーの権利、()言論、表現および出版の自由ならびに報道の自由、ならびに()政党、組合および結社を設立する権利を保証している。また、2014年憲法は、民主主義を支えるための5つの独立憲法委員会の設立も定めている。すなわち、選挙委員会、視聴覚通信委員会、人権委員会、持続可能な開発および次世代の権利に関する委員会ならびに適正なガバナンスおよび腐敗防止に関する委員会である。2014年憲法の第125条に従い、全ての国家機関は、独立憲法委員会の業務を支援しなければならない。2014年憲法の第1条はチュニジアの国教がイスラム教であると表明しているが、2014年憲法は信仰の自由を保証している。

2014年1月26日に発表された声明の中で、潘基文国連事務総長は、2014年憲法を、チュニジアの民主主義への移行における「もう一つの歴史上画期的な出来事」であると称賛し、「チュニジアの例は、改革を求める他の国の人々の模範となりうる」と表明した。

(a) 立法部門

2014年憲法は、立法権を国民議会に付与している。首相、大統領および最低10名の国民議会議員はそれぞれ、法案を提出する権限を有している(予算に関する法案および条約の批准の権限は首相のみに与えられている。)

国民議会は、全議員の絶対多数の賛成により基本法を採択し、出席議員の過半数により通常法を採択する。ただし、当該過半数は国民議会議員の3分の1以上であるものとする。基本法は、特に重要であると考えられている分野に対処するものであり、以下に関する法律が含まれる。すなわち、条約の承認および批准、司法組織、報道機関、政党、労働組合、結社ならびに専門家の組織および機関の構成および資金調達、国軍および国内治安組織の構成ならびに慣行、選挙法、国民議会および大統領の任期の延長、市民権および人権、個人の地位、市民としての身分、地方政府、憲法委員会の設立および構成、ならびに 予算法である。

国民議会議員は、5年間の任期で、普通選挙による比例代表制により選出される。国は、2014年憲法の第46条に従い、選出された議会において男女の代表が平等となるよう努めなければならない。

(b) 行政部門

2014年憲法は、行政権を大統領および首相(chef du gouvernement)(すなわち、首席大臣)が率いる政府に共同で付与している。2014年12月22日、第2回投票を受けて、当時ニダー・トゥーネスの党首であったエセブシ氏が新大統領に選出された。

大統領は、5年間の任期で、自由、直接、無記名投票の普通選挙により選出される。大統領の任務には、首相の任命のほか、首相と協議した上での、防衛、外交関係および国家安全保障に関連する事項の分野における政策の設定が含まれている。大統領はチュニジア共和国を代表し、また国民議会が採択した法律に署名し公表する。また、大統領は、憲法に従って国民議회를解散させることもできる。

大統領はチュニジア軍の最高司令官であり、首相の承認を受けて、高官および外交官を任命および解任する。大統領はまた、大統領府の上級職員を任命する。大統領は、議会選挙の結果が宣言されてから1週間以内に、国民議会において最大数の議席を有する政党の候補者が首相となり、新政権を発足させるよう要請しなければならない。

2014年憲法の第89条に従い、政府は首相ならびに首相が選任する大臣および国務長官で構成され、外務大臣および国防大臣の場合は、大統領と協議した上で任命される。

新政府は、国民議会に対して綱領を提示し、議員の絶対過半数の賛成により可決される信任投票を得なければならない。

最初に政権発足要請が行われてから4か月以内に、国民議会議員が当該政権に係る信任投票を可決しない場合、大統領は、国民議会を解散させ、45日後から90日後の間に行われる新しい議会選挙を要求することができる。

首相は以下について責任を負う。

- () 内閣と協議した上で、省庁の任務および権限を制定および変更しこれらを解散させること。
- () 外務大臣および国防大臣の場合は大統領と協議した上で、1名以上の政府の構成員を解任し、その辞意を受理すること。
- () 内閣での討議を経て、公的機関、公社および行政部門の任務および権限を制定および修正し、これらを解散させること。ただし、大統領の管轄下にある機関、企業および部門の場合は、大統領が創設し、変更し、または解散させる。
- () 一定の上級文民職にある個人を任命および解任すること。

内閣は、国民議会に提出する前に全ての法案について協議し、首相は、閣議での審議を受けて、指令を発することもでき、大臣の命令が法的強制力を有するよう、当該命令に連署しなければならない。首相は閣議の議長を務める。ただし、防衛、外交政策または国家安全保障に関する事項が議論される場合はこの限りではない。この場合、大統領が出席し、閣議の議長を務めなければならない。大統領は他の閣議に出席することもでき、その場合は大統領が当該閣議の議長を務める。

2014年憲法の第95条に従い、政府は国民議会に対して説明責任を負う。

(c) 司法部門

司法部門は独立しており、2014年憲法の第102条に従い、司法の運営、憲法の優越、法律の優越ならびに権利および自由の保護を保証する。

裁判官は、最高司法評議会(Conseil Supérieur de la Magistrature)の提案を受けて、(上級裁判官の場合は首相と協議した上で)大統領令により指名される。

最高司法評議会

2014年憲法の第114条に基づき、最高司法評議会の責務は、司法制度の健全な機能およびその独立性の尊重、とりわけ裁判官の任命、昇進、異動および懲戒に係る裁判官の法的保護の執行を保証することである。

最高司法評議会は、司法評議会、行政司法評議会、財政司法評議会および総会の4つの組織で構成される。総会は、上述の3つの評議会で構成され、改革を提言し、司法制度に関連する法案に対して意見を表明する責任を負う。

これらの各組織の3分の2は裁判官で構成され、その過半数が、功績に基づいて任命された裁判官に加えて、同僚の裁判官により選出されている。一方、残りの3分の1は裁判官ではない独立した専門家で構成されている。選出されたメンバーは1回6年の任期にわたって職務を遂行する。最高司法評議会の議長は、上級裁判官の中から、評議会のメンバーによって選出される。

最高司法評議会は行政および財政上の独立性を有し、自らの予算案を作成する。当該予算案は国民議会の関連委員会で議論される。最高司法評議会は、国民議会議長、大統領および首相に対して年次報告書を(毎年7月までに)提出しなければならない。この報告書は公表される。国民議会は、最高司法評議会との全体会議において、当該年次報告書について議論する。

司法制度の構成

2014年憲法の第115条に基づき、司法制度は、破棄裁判所、上訴裁判所および第一審裁判所で構成されている。司法制度は民事および刑事の事項に対して管轄権を有する。公訴業務も司法制度の一環であり、2014年憲法の第115条に基づく同等の憲法上の保護を享受する。公訴業務に当たる裁判官は法律に定められたとおりに、政府の刑事政策の枠組み内で職務を執行する。

行政司法制度

行政司法制度は最高行政裁判所、行政上訴裁判所および第一審行政裁判所で構成される。行政司法制度は、政府による権力の濫用のほか、あらゆる行政上の紛争に対して管轄権を有する。また、行政司法制度は一定の諮問機能も遂行する。

財政司法制度

財政司法制度は、監査裁判所ならびにその構成要素である組織および裁判所で構成される。監査裁判所は、合法性、効率性および透明性の原則に従い、公的資金の健全な管理を監督する。財政司法制度は、公企業の会計について判断を下し、会計手法を評価する。また、発見した過誤およびその他の欠陥について制裁措置を課すこともできる。財政司法制度は、財政法および予算の執行の監督において立法権および行政権に対する支援も行う。

憲法裁判所

2014年、制憲国民議会は、6名の裁判官で構成される暫定憲法裁判所の設立に関する基本法を採択した。

2014年憲法は憲法裁判所について定めている。当該裁判所は独立した司法組織であり、12名のメンバーで構成され、その4分の3は20年以上の経験を有する法律の専門家でなければならない。ただし、新国民議会がこの憲法裁判所を設立する基本法を採択するまで、暫定憲法裁判所が引き続き機能する。

2014年憲法の第118条に基づき、大統領、国民議会および最高司法評議会がそれぞれ、憲法裁判所のメンバーを4名ずつ任命する。メンバーは1回9年の任期で任命され、そのメンバーの3分の1が3年ごとに交代する。

憲法裁判所は、権力の中でもとりわけ、以下の合憲性について判断する管轄権を有する唯一の機関である。

- () 法案(大統領、首相または30名以上の国民議会議員の要請による。)
- () 国民議会議長により憲法裁判所に提出された憲法案
- () 条約を承認する法案が署名される前に大統領によって憲法裁判所に提出された条約
- () 法的手続の当事者が違憲性を主張した場合、別の裁判所から付託された法律
- () 国民議会の手続規則(国民議会議長の要請による。)

(d) 政党

2011年1月14日革命により、多数の新政党が出現した。政党に関する新しい法的枠組みは、2011年9月、2011年9月24日法律第2011-87号により採用された。前大統領が先導していたかつての第一党である立憲民主連合(Le Rassemblement Constitutionnel Démocratique)(R.C.D.)は、2011年1月14日革命より前の政権とのつながりがあるため、判決に従って2011年3月9日に解散した。チュニジアの政治構造は、2011年10月23日に開催された制憲国民議会の選挙までの期間、100を超える政党により構成されていた。

2011年の選挙の結果、アンナハダが議会選挙において89議席を獲得し、共和国のための会議(Congress for the Republic)が29議席、労働と自由のための民主フォーラム(Democratic Forum for Labour and Liberties)が20議席を獲得した。

議員は最大剰余式比例代表制により選出される。

法律第2011-87号により、宗教、言語、人種または性別に立脚した政党は禁じられている。

2012年、チュニジアの政党が相次いで合併した。同年4月、革新党(Ettajdid Party)、チュニジア労働党(Tunisian Labor Party)(TLP)に加え、現代民主党(Democratic Modernist Pole)(PDM)から独立した者で構成される新政党、アル・マサールが結成された。この新しい取組は民主中道派の結束をめざしている。

2012年5月、チュニジアの政治において宗教と無関係の勢力を結束させた政治的取組が実施され、2012年6月、アンナハダの対抗勢力となることをめざして、新政党「ニダー・トゥーネス」が結成された。

2013年度において、カルテットを通じて全ての政党間で形成された合意に基づく政治的移行は著しい進展を見せ、これは2014年度初めの制憲国民議会による新憲法の早期採択、新首相の任命、および、政治的な関わりのない閣僚が選挙までの残りの移行を監督することにつながった。カルテットは、労働・企業組合(UGTTおよびUTICA)、チュニジア人権連盟およびチュニジア弁護士会等の主要な市民社会団体が主導した。

2014年5月、制憲国民議会は新しい選挙法を可決した。この法律は、党員名簿に掲載する男女の人数を同等とすることを義務付けている。

次に掲げる表は、2014年10月23日に行われた議会選挙後の国民議会における各政治党の議席数を示したものである。

2014年10月に行われた議会選挙後の国民議会における政党の議席数

政党	議席数
ニダー・トゥーネス(Nidaa Tounes)	86
アンナハダ(Ennahda Movement)	69
自由愛国同盟(Union Patriotique Libre)	16
人民戦線(Le Front Populaire)	15
アフエク・チューヌ(チュニジアの展望)(Afek Tounes)	8
共和国のための会議(Le Congrès pour la République)	4
エル・ムバダラ(イニシャチブ)(Al Moubadara (L'Initiative))	3
人民運動(Mouvement du Peuple)	3
民主潮流(Le Courant Démocratique)	3
タヤール・アル・マハッバ(Tayar Al Mahabba)	2
アル・ジウムフリ(Al Jomhuri)	1
民主連合(Democratic Coalition)	1
救国戦線(Le Front Populaire du Salut)	1
社会民主運動(Mouvement des Démocrates Socialistes)	1
農民の声(La Voix des Agriculteurs)	1
無所属(Independents)	3
合計	217

最近、ニダー・トゥーネス内での緊張が高まっていたことが原因で、2016年1月に、28名の国民議会議員がニダー・トゥーネスを離党した。この中には幹部議員も含まれていた。この辞職によって、ニダー・トゥーネスの国民議会における議席数は58に減った。その結果、ニダー・トゥーネスはもはや国民議会において最大数の議席を有していない。また、ニダー・トゥーネスの前事務総長であるモーセン・マルズーク(Mohsen Marzouk)氏は、新しい政党であるマクルー・トゥーネス(Machrouû Tounes)の設立を発表した。

2018年4月末現在、国民議会における政党の議席数は、以下のとおりである。アンナハダ68議席、ニダー56議席、マクルー・トゥーネス20議席、人民戦線15議席、民主ブロック(Bloc démocrate)12議席²、自由愛国同盟11議席、国民ブロック(Bloc national)10議席、アル・ワラ・レル・ワタン(Al Wala lel Watan)10議席、無所属15議席。

2 主に民主潮流および民主連合から選出された代表者により構成された議会制の連合。

5 国際関係

伝統的に、チュニジアは、国際情勢に対して穏健かつ親欧米派の立場をとっている。また、他のマグレブ諸国と強固な連携関係を結んでいる。チュニジアは、アラブ・マグレブ連合(AMU)の構成員である(同連合は、アルジェリア、モロッコ、リビアおよびモーリタニアならびにアラブ世界全体とともに1989年2月17日に設立された。)。アラブ連盟の本部は、1979年から1990年までの間、チュニスに置かれていたが、その後カイロに戻された。しかしながら、チュニスには、現在でも、アラブ連盟の第2の中心地として事務所が置かれている。チュニジアは近隣諸国との相互協定も締結している。チュニジアは、関税を順次引き下げる貿易協定を、モロッコ、エジプト、ヨルダン、リビア、イラク、シリア、トルコおよび地中海沿岸のアラブ諸国との間で結んでいる。チュニジアは西側諸国とも友好関係を保っている。

チュニジアは、とりわけ国際連合、アフリカ連合(AU)、アラブ連盟、国際復興開発銀行(IBRD)、国際通貨基金(IMF)、国際開発協会(IDA)、国際金融公社(IFC)、アフリカ開発銀行、アラブ通貨基金、アフリカ輸出入銀行(AFREXIM BANK)およびアラブ諸国間通商経済プログラムを含む、多くの国際および地域的機関の加盟国である。チュニジアは関税および貿易に関する一般協定(GATT)の加盟国であったが、1969年以降欧州経済共同体(EEC)(現在は、欧州連合(EU))とも協定を締結している。1976年のEECとの間の協力協定では、特恵待遇を得た。

チュニジアは、また、1995年1月23日、1994年4月15日にマラケシュで調印されたウルグアイ・ラウンド協定を批准し、現在は世界貿易機関(WTO)の創設国の一員である。

チュニジアおよびEUは、1994年3月以降新協定に関する正式な協議に入り、1995年7月に当該新協定が締結された。この協定は、その後12年以内にチュニジアとEUとの間で自由貿易圏を設立することを目的としたものであり、1996年6月、チュニジア議会によって批准され、また、EUの全加盟国によっても批准されている。1995年11月、バルセロナで欧州・地中海パートナーシップが設立された。その後、1998年3月には、連合協定が発効され、欧州・地中海連合協定が新たに発足した。

2008年、チュニジアおよびEUは、EUと地中海パートナーとの間では初となる自由貿易圏を締結した。2009年12月、EUは、チュニジアとの間で、紛争解決メカニズムの設立に関する二国間プロトコルに署名した。当該プロトコルは2011年9月に施行された。2011年12月14日、欧州理事会は、チュニジアを含む複数の非EU諸国との間の深化した包括的自由貿易協定(Deep and Comprehensive Free Trade Agreement)(以下「DCFTA」という。)に関する交渉指令を採択した。この協定は、チュニジア経済をEUの単一市場に段階的に統合することを目標として、自由貿易を連合協定の範囲を超えて拡大するもので、サービス貿易、政府調達、知的財産権および投資保護が含まれるようになる。DCFTAを締結するというチュニジアのコミットメントに関するEUの評価は2012年に開始され、現在も続いている。また、DCFTAを締結することに関する持続可能性の影響評価が、2013年に独立請負人によって行われた。

2013年1月、チュニジアは、汎欧州地中海特惠関係原産地規則に関する地域条約に署名した。汎欧州地中海原産地累積制度は、従前の汎欧州累積制度を拡大したもので、EUおよび欧州自由貿易連合加盟国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーおよびスイス)、トルコならびにバルセロナ宣言の署名国(アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、シリア、チュニジアおよびパレスチナ自治政府)の間で運営されている。フェロー諸島もこの制度に加盟した。汎欧州地中海特惠関係原産地規則に関する地域条約は、現在の二国間プロトコルのネットワークと置き換えられ、既存の原産地規則の改訂を促進し、地域の貿易および経済統合を強化する。

2015年10月、EUおよびチュニジアは、DCFTAの予備交渉ラウンドを開催した。DCFTAは、市場参入の機会および投資環境の改善のほか、チュニジアにおいて継続されている経済改革の支援を目的としている。この協定は、チュニジア経済をEUの単一市場に段階的に統合することを目標として、自由貿易を連合協定の範囲を超えて拡大するもので、サービス貿易、政府調達、知的財産権および投資保護が含まれるようになる。DCFTAに関するさらなる交渉ラウンドが、2016年4月に行われた。

チュニジアはまた、ドイツ、フランス、イタリアおよび英国を含むEU加盟国数か国との間で二国間協定も締結している。そのほとんどが、開発支援ならびにチュニジアに対する外国直接投資の保護および促進を取り扱ったものである。チュニジアは、2012年にスイスとの間で二国間投資条約に署名した。

2001年11月、チュニジアはテロリズムに関する2つの国連条約、すなわちテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約およびテロリズム資金供与の防止に関する国際条約の署名国となった。2004年11月、チュニジアはマネーロンダリングおよびテロ資金対策のための中東および北アフリカ金融作業活動部会(MENAFATF)設立の覚書に創立国として署名した。2008年2月、チュニジア共和国は、国際連合腐敗防止条約を採択した。

エグモント・グループの第20回総会の開催期間中(2012年7月9日から13日)に、チュニジアは新メンバーとして承認された。

6 チュニジア共和国の経済

チュニジア共和国の経済は、様々な経済部門の相対的な重要性という観点から見ても、また経済活動における国の役割という観点から見ても、1980年代半ば以降著しい変容を遂げている。また政府が打ち出したマクロ経済政策には、国家支配型経済から主に市場原理に基礎を置く経済へと移行させることによってチュニジア経済の競争力を合理化し強化することをめざした経済改革プログラムが組み入れられた。

チュニジア経済は、機械および電子製品、リン酸塩およびIT産業を含む大規模な非繊維製造活動により比較的多様化している。繊維業は最大の雇用創出産業として依然として重要であり、アップグレーディング・プログラム(mise à niveau programme)のおかげで、近年、その現代化に成功している。サービス業、特に電気通信、運輸および観光業も経済成長を促進している。国内市場は小規模であり、また近隣に大規模な市場があるため、貿易もまた、チュニジア経済において歴史的に重要な役割を果たしている。

政府は、2010年度から2014年度の期間を対象とする開発計画を通じて、失業率を下げ、世界的な金融危機の影響(この影響は2011年1月14日革命によりさらに悪化した。)を軽減するための対策を導入した。この開発計画は、引き続き現政権の政策の基礎となっており、技術を基盤とする経済構造への変容を促進し、民間部門による経済への投資を刺激し、生産性を向上させ、その補足的効果として雇用にプラスの影響をもたらすことを狙いとしている。

2011年1月14日革命の後、政府は5か年開発計画の作成を中止し、必要な構造改革を立案する一方、社会および経済的需要に対応することを目的としたより柔軟な戦略を採用している。この戦略に基づき、政府は、2013年3月にガイドラインを公表した。このガイドラインは、地域バランスおよび包括的な開発を確保すべく、成長の加速および雇用の創出のための条件を作り出すことを目的とした一連の構造改革および投資について定めている。

2013年のガイドラインは、以下の5つの柱に基づいていた。すなわち、()経済改革、()インフラの現代化、()教育および雇用に関する社会分野の強化、()地域バランス、ならびに(v)持続可能な開発の促進である。2013年のガイドラインは、それ以降、IMFとのSBAに基づいて政府が実施している改革に統合されている。2014年12月、IMF理事会は、SBAに基づくチュニジアの業績に関する5回目の審査を完了し、一定のさらなる改革が未だ実施されていないものの、プログラムの実施は良好であり、全ての定量的業績基準が達成されたと指摘した。

2015年10月、IMFは、SBAに基づくチュニジアの業績に関する6回目の審査を完了した。これにより、約301.6百万米ドルを直ちに融資することが可能となった。その結果、当該取極に基づく合計融資実行額は10億SDR(約14億米ドル)となった。IMFは、構造改革(銀行および財政分野におけるものを含む。)の進捗状況は厳しいものの、SBAに基づく全ての定量的業績基準が達成されたと指摘した。

2015年10月、政府および中央銀行は、SBAをIMFのEFFに基づく新たな融資の延長に置き換えるよう要請し、SBAは2015年12月に満了した。2016年2月および3月には、IMF、中央銀行および政府が、EFFに基づく取極の延長の可能性について協議した。2016年4月15日において、IMFは、チュニジア当局とIMF職員が、IMF理事会による承認を条件として、EFFに関して職員レベルでの合意に達したと発表した。2016年5月20日、IMF理事会は、政府の5か年開発計画において提示されたチュニジアの経済および財政改革の優先事項を支援するために、EFFに基づく48か月間の29億米ドルの長期取極の延長を承認した。EFFに基づいて、227.3百万SDR(約319.5百万米ドル)の融資が即時に実行され、残額は、8回のプログラム審査を条件として、段階的に実行される。2016年12月、IMFは予定されていたEFFの2回目の融資実行(総額350百万米ドル)を延期した。これは、経済改革および政府支出による赤字の減少の進展が限定的であったためである。2017年6月、IMF理事会は、1回目のプログラム審査を完了し、これを受けて、EFFに基づき227.3百万SDR(約314.4百万米ドル)の融資が即時に実行され、取極に基づく融資実行総額は454.6百万SDR(628.8百万米ドル)となった。1回目のプログラム審査の一環として、IMF理事会は、純外貨準備高、国内純資産および一次的財政赤字に関する一定の基準の不遵守に関して政府から免責の要請を受け、これを承認した。IMF理事会はまた、残額を半年毎の6回の分割払いとしてほしい旨の政府による要請も承認した。

2011年1月14日革命以降、世界危機の影響は深刻化し、それに伴い、2011年度の国内総生産は1.9パーセント減少した。その主因は、当該革命により引き起こされた国内不安であるが、この影響は国内経済のほぼ全ての部門に及び、その中でもとりわけ、観光ならびにリン酸塩およびその副産物の生産が影響を受けた。チュニジアの繊維、機械および電機製品の通常の輸出も著しく減少した。2011年度における鉱工業生産は、世界的需要および国内需要の減少を一因として、2010年度と比較して、全体的に3.7パーセント減少した。商品価格の上昇およびリビア危機は2011年度の外国貿易に推定6パーセントの影響を与え(なお、リビア危機によりリビアからの送金および外国直接投資が減少した。)、2011年度のチュニジア経済にさらなる打撃を与えた。

2011年度の成長率がマイナス1.9パーセントであったのに対し、2012年度の成長率は3.9パーセントであった。この回復は、非製造業ならびに主要な輸向け製造業(繊維および衣料品産業ならびに機械および電気産業等)の成長率の低下にもかかわらず、製造業および市場サービスが回復したことによる。

製造業での発展はあったが、農業生産と、観光を含むサービス部門の減退を受け、2012年度の成長率が3.9パーセントであったのに対し、2013年度の成長率は2.3パーセントと減速した。

主に、豊作の恩恵を受けた農業部門の成長のほか、製造業およびサービス部門の成長により、2014年度における実質国内総生産の成長率は2.4パーセントであった。

2015年度におけるチュニジアの実質国内総生産の成長率は1.2パーセントであった。これは、2015年度上半期に経済成長を減速させた要因に加えて、2015年秋に雇用機会の欠如に対する抗議がさらに行われたこと、およびチュニスでバステロ攻撃が発生したことを受けたものである。

2015年度の実質国内総生産は81,825.6百万チュニジア・ディナールであったのに対し、2016年度の実質国内総生産は、成長率が1.0パーセントであり、85,505.5百万チュニジア・ディナールであった。成長率の低下は、主に、農業生産および非市場サービスの減少によるものであった。

2017年度の実質国内総生産は、成長率が1.9パーセントであり、91,548.1百万チュニジア・ディナールであった。2016年度比の成長の加速は、主に、農業生産の増加、繊維産業ならびに機械および電気産業による輸出の増加、ならびに観光業部門、運輸部門および金融部門における事業の増加によるものであった。

次に掲げる表は、表中に示された年度におけるチュニジアの主な経済指数を示したものである。

主な経済指数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽⁴⁾
国内総生産(現行価格表示) (百万チュニジア・ディナール) ...	75,143.8	80,865.4	84,648.0	89,804.4	96,231.8
増減(%)	6.8	7.6	4.7	6.1	7.2
国内総生産(前年度不変価格表示) (百万チュニジア・ディナール) ...	71,978.2	76,944.1	81,825.7	83,505.5	91,548.1
増減(%) ⁽¹⁾	2.3	2.4	1.2	1.0	1.9
国内総生産 一人あたり現行価格表示 (チュニジア・ディナール)	6,897.0	7,346.5	7,588.8	7,950.3	8,413.0
国内総生産 一人あたり前年度 不変価格表示 (チュニジア・ディナール)	6,606.4	6,990.4	7,335.8	7,569.7	8,003.5
増減(%) ⁽¹⁾	1.3	1.4	(0.1)	(0.2)	0.7
失業率(労働力における割合(%))	15.3	15.0	15.4	15.5	15.5
消費者価格指数(増減(%))	5.8	4.9	4.9	3.7	5.3
貿易取引残高 (百万チュニジア・ディナール) ...	(11,808.2)	(13,635.9)	(12,002.5)	(12,601.3)	(15,592.1)
貿易外取引残高 ⁽²⁾ (百万チュニジア・ディナール) ...	2,634.4	2,448.1	551.8	669.2	868.9
経常収支赤字 (百万チュニジア・ディナール) ...	(6,301.5)	(7,368.9)	(7,551.7)	(7,935.5)	(10,086.7)
対国内総生産比(%)).....	(8.4)	(9.1)	(8.9)	(8.8)	(10.4)
国際収支全体 (百万チュニジア・ディナール) ...	(1,094.6)	1,594.6	781.6	(1,142.0)	(2.2)
国家予算赤字 ⁽³⁾ (百万チュニジア・ディナール)...	(5,207.3)	(4,074.3)	(4,069.6)	(5,510.4)	(5,986.7)
対国内総生産比(%)).....	(6.9)	(5.0)	(4.8)	(6.1)	(6.1)
期末純外貨準備高 (百万チュニジア・ディナール)...	11,602.7	13,097.4	14,102.0	12,934.7	12,885.1
公債合計 (百万チュニジア・ディナール) ...	34,986.8	41,054.3	46,919.0	55,920.5	67,984.9
対国内総生産比(%)).....	46.6	50.8	55.4	62.4	70.3

(1) 増減(%) = 国内総生産(当年度不変価格表示) / 国内総生産(前年度現行価格表示)

(2) 主に観光収入、および(それより少なくなるが)天然ガスパイプラインのロイヤリティー。

(3) 民営化による収入を除く。

(4) 推定値

出所 開発、投資および国際協力省、中央銀行ならびに財務省

経済改革プログラム

1986年度末に始まった政府の経済改革プログラムには、公共事業体の民営化、金融部門の改革、税制改革を含む構造改革があげられていた。

構造改革

1986年度に政府が着手した構造改革計画は、経済を市場指向へ向かわせることにより資源の配分を改善すること、および競争を促すことを目的としていた。計画の主なものは、価格の自由化、公共部門の事業体の改革(主に民営化)、投資の自由化、貿易の自由化、および通貨の交換性である。

価格の自由化

1986年まで、サービスのコストが一般的に統制を受けないのに対して、チュニジアにおける多くの商品(非主要農産物を除く。)の国内価格は価格統制を受けていた。1986年、農産物生産者価格が最初に自由化され、現在は穀物、牛乳を除く全ての農産物生産者価格が自由化されている。

その後、チュニジアは、製造業部門における生産者価格の自由化にも乗り出し、1993年度初めまでには価格統制を受けない製造品の割合が87パーセントとなった。しかしながら、全商品の販売全体では約19パーセントについて価格統制の適用は続いている。

1988年度半ば、価格の自由化は、マージンが完全に統制を受けていた流通段階にまで拡大された。流通マージンに対する統制が廃止された製品は、1991年度には生産の30パーセントであったのに対し、1995年度初めまでには75パーセントを超えた。これは国内消費の80.6パーセントほどに相当する。政府はさらに価格の自由化を押し進める意向である。

公共部門の事業体の改革

1956年の独立以来、政府の政策の重要な柱の1つが、公共事業部門に対して多額の投資を行うことによりチュニジア経済の発展および産業化を推進することであった。1980年代半ばの経済では、公共事業体が雇用、国内総生産および投資の4分の1から3分の1を占めており、重要な役割を果たしてきた。したがって、公共部門の改革は、経済を全面的に再構築する上で重要な要素とみなされた。

1985年まで、公共事業部門には約550の公共事業体または半公共事業体が存在していた。1980年代前半に公共事業部門の全体的な財務実績は悪化し、負債が増加し、政府による財務支援の必要性も増した。

事業体の多くで、経営責任が政府以外の株主に移転された。経済的な競争の激しい部門において市場性のある生産を行っている公共事業体は民営化され、見込みのない事業体については全体または一部が清算された。政府の管理下に残された事業体は再構築され、かかる事業体と政府との関係は明確化された。民営化の初期段階では、主として中小規模の事業体とその対象となった。

民営化の速度が遅いという世界銀行の懸念にこたえて、経済開発省内に民営化局を設置することにより、政府内の民営化計画の推進体制が強化された。2002年度から2005年度までの間、政府は960百万チュニジア・ディナールの収益を実現した。2006年度において、政府はチュニジア・テレコム株35パーセントの売却ならびにソシエテ・エナクル(Société Ennakl)、チュニジア石炭会社(Société Tunisienne de Chaux)、SODASS社、農業発展開発会社「エル・アムラ」(Société de Mise en Valeur de Développement Agricole "EL AMRA")、農場開発会社(Société de Développement des Fermes)、サハラ・パレス社(Société "SAHARA PALACE")およびスカーンズ・パレス・インターナショナル(SPI)社(Société Skanes Palace International "SPI")という7社の民営化により、4,402.9百万チュニジア・ディナールの収益を上げた。

1987年12月31日から2009年12月31日にかけて、政府は、観光業、銀行業、製造業その他の異なる部門において219社を民営化させ、5,976百万チュニジア・ディナールの収益を実現した。

投資の自由化

1987年に採択された修正産業投資法に基づき、投資家が国家補助(税金、関税、その他財務上の優遇措置を含む。)を求めない直接投資については、事前承認制を廃止し、登録制に変更された。輸出のみを目的とした生産を行う産業における投資に対しても、この優遇措置が適用された。

この措置は、経済部門毎に個別の投資法によって拡充され、さまざまな特別優遇措置はしばしば重複し、かつ経済部門により異なった取り扱いがなされた。その結果、各部門間における資源の配分の歪みを生み、予算上の経費が膨らむ結果となった。この問題に対処すべく、投資に関する新たな法として投資促進法が1993年に導入された。この法律で、それまでの投資法の主な投資優遇措置が統一され、特定の部門のみを対象とした優遇措置、または当時の経済環境からはもはや正当化されない優遇措置が廃止された。

1997年度において、チュニジア国籍以外の者が事前承認を受けずにチュニジアの事業体の資本の50パーセントまで取得できるよう、流通市場のポートフォリオ投資についてさらに法律が緩和された。非チュニジア人は、準国庫債券を、公売結果が発表された後、その発行ごとに5パーセントを上限として中央銀行が定める範囲まで引き受けることができるようになった。かかる投資家は、そのように投資した資金の全ての譲渡が保証される。公認の仲介機関として行為する銀行は、当初の投資が輸入外貨を基本に行われたことを確認した後、元本の償還および利息の支払の両方の振替を行う。2006年度において、5パーセントという規定が、6か月物の暫定発行それぞれについて20パーセントへと引き上げられたことは注目すべきである。また、他の非チュニジア人への持分譲渡も、現在は政府から追加承認を得ずに行うことができる。

2015年11月、国民議会はパブリック・プライベート・パートナーシップ(以下「PPP」という。)に関する法律を可決した。これは、2008年コンセッション法を改正するものである。この法律はさらに、PPPの法的枠組みを定め、正式なPPP政策を策定し、PPPの行政センターを設立する。この法律は、PPPを支えるための資金調達手段を規定しており、これには、有価証券および政府保証の利用が含まれる。これらの措置を実施することにより、大規模インフラ・プロジェクト開発においてPPPの関与が奨励されると見込まれている。

2015年、政府は、国民議会に投資法案を提出した。

2016年9月、国民議会は新しい投資法を承認した。投資法は、全ての経済部門における投資を促進し、地域および包括的な開発ならびに人材開発を奨励し、雇用機会を創出し、輸出を拡大し、チュニジア企業の国際化を奨励することを目的としている。

投資法の主な原則は以下のとおりである。

- ・ 投資法の目的を、オリエンテーション・ペーパーに記載された目的に合致させること。
- ・ 市場への参入、投資保証の提供、税制上の優遇措置および金銭的利益のほか、投資に関する組織および手続上の枠組みを規定する法的な投資枠組みを策定すること。
- ・ 特定の投資に関する政府承認を段階的に撤廃することを通じて、部門を投資に対して段階的に開放していくこと。
- ・ 投資関連手続を簡素化し、必要な政府承認の期間を短縮すること。
- ・ 全ての投資プロジェクトの管理について責任を負う上級投資評議会(Conseil Supérieur de l' Investissement)を創設すること。
- ・ 国にとって重要なプロジェクトを管理し、民間部門との調整を行うために、投資を提案する主体として、チュニジア投資フォーラム(l' Instance Tunisienne de l' Investissement)を創設すること。
- ・ 投資資金を提供するために、チュニジア投資ファンド(le Fond Tunisien de l' Investissement)を創設すること。
- ・ 投資奨励策を簡素化および強化し、国としての投資目標を設定し、広範な投資奨励策(補助金、資本参加、融資および保証を含む。)を重視すること。

貿易の自由化

1986年度において、チュニジアは大規模な輸入自由化計画に着手した。1988年1月現在、原材料、スペア・パーツ、半製品および資本財の輸入割当は、未発達段階の産業によりその大部分が生産されているか、または統合化が進んでいないと考えられるその他の産業によって輸入されている一部の品目を除き、大幅に自由化された。その結果、割当の対象となっていない輸入品が全輸入品に占める割合は、計画前の約18パーセントから53パーセントに上昇した。

1991年から1993年にかけて割当制限の廃止はさらに進み、輸入制限を受けない商品の割合は93パーセントに、また輸入品との競争に晒される国内生産の割合は約83パーセントに達した。

2004年12月31日以来、輸入品の約97パーセントについて割当が廃止となっている。以下に示すとおり、関税もまた簡素化され、1999年度末までに平均関税率は33.6パーセントに引き下げられた。輸出税も、一部の製品を除いて廃止された。

政府は、ごく一部の例外を除き、全ての割当制限が廃止されるまで、輸入の自由化を継続する意向を明らかにした。政府はまた補整関税を引き下げ、1998年度末までにこのような関税全てを撤廃した。最後に、EU連合協定により、2008年度以降、チュニジアとEUとの間で(鉱工業製品のための)自由貿易圏が既に確立されている。

通貨の交換性

1993年度初めにチュニジア・ディナールはIMF協定第8条に従って交換可能な通貨となり、また当座勘定取引の支払を全て自由化する法律が成立した。資本勘定取引に関しては、外国投資家がチュニジア国内法に従って行った外貨建資本投資の回収送金ができる旨、チュニジア国内法は定めている。上記「6 チュニジア共和国の経済 経済改革プログラム 構造改革 投資の自由化」を参照。チュニジアの輸出業者も非輸出業者も、一定の限度内で、為替管理を受けずに海外へ投資することができる。しかしながら、その他のチュニジア国民による海外への投資については、為替管理およびその他の規制の対象として残されている。現在進行中の対外資金調達の自由化およびチュニジア・ディナール完全交換性への段階的な移行の枠組みの中で、為替規制はさらに緩和されている。例えば、政府は外国観光、外国での医療手当、留学、専門訓練および海外出張のために国外持出し可能な金額を徐々に引き上げている。また金融機関は、国際的な格付機関により格付がなされる場合またはチュニス証券取引所に上場される場合、何の制限もなく満期12か月を超える海外からの借入を行うことができる。格付がなく上場されない場合、上限は年間10百万チュニジア・ディナール、その他の企業については年間3百万チュニジア・ディナールである。さらに、外貨資金のある内国会社は、輸出収入および為替規制に従って契約された外貨による貸付の100パーセントを入金できる専用口座の開設を、事前の許可を得ることなく行うことができる。

対外資金調達の自由化は、資本勘定のさらなる自由化をめざす新しい措置によって強化されている。外国非居住者投資家は、いまでは、国債または社債を、半年の発行見積額の20パーセントまで購入することができる。それにより債券所持人は、投資資金の振替の保証を得ることができる。元本および関連する利息の支払の振替を確実にする役割を担う公認の仲介機関は、これらの有価証券の引受が、認可された外貨輸入を通じて確実に行われるようにしなければならない。

2009年度において、為替規制に関してより柔軟な条件が導入された。チュニジア共和国官報2009年3月10日第20号に掲載された財務省の為替通知および公認の仲介機関宛ての2009年5月4日チュニジア中央銀行通達第2009-09号により、非輸出企業の海外進出を支援し、輸出への取組を援助する観点から、非輸出居住者企業または前会計年度中に外貨で50,000ディナール未満に相当する総売上高を記録した企業で、対外投資に自由に割り当てられるようになった追加的な増加額を活用できた企業が対外投資に当てられる金額が増加した。当該企業はいまや自由に、(従前の30,000ディナールから150,000ディナールに対して)年間50,000ディナールから250,000ディナールに相当する金額を海外の代表事務所または連絡事務所への資金提供に割り当てることができ、また(従前の60,000ディナールから300,000ディナールから増加して)年間100,000ディナールから500,000ディナールに相当する金額を子会社、関係会社または事業への出資の形で対外投資に当てることができる。

2009年7月以降、従前は交換可能であるディナールでのみ開設可能であった「利益 - 輸出」特別口座を、交換可能通貨で開設できるようになった。交換可能通貨での「利益 - 輸出」特別口座には、(A)(i)口座名義人が得た利益の金額または(ii)海外で取得した資産による収入もしくはその売上高から当該名義人に対して引き落とし口座経由で支払われたディナール建および当該外貨建の金額の、20パーセントに相当する外貨の金額、ならびに(B)当該口座に預けられた金額に係る利息を、自由に貸記することができる。

金融部門の改革

銀行制度の自由化は1987年に着手された。

金融部門の改革の当面の目標は、通貨管理を改善し、それによりインフレ圧力を低下させることであり、また中期的目標は金融制度を現代化し、国際的な競争に金融部門を備えさせることであった。

改革に向けての不可分な部分は、以下を通して金融市場を発展させ、さらに深めることである。

- ・ 新商品の導入および歪みの排除
- ・ 健全性規制の強化および市場原理の役割の向上

金融市場を通じた直接資金調達を促進させるため、1988年の非金融機関が発行するコマーシャル・ペーパーおよび商業銀行の発行する譲渡性預金証券を含め、新しいより柔軟な金融商品が認可された。1988年に初めてオープン・エンド型およびクローズ・エンド型の投資信託が設定され、1989年の終わりには譲渡可能な国庫証券が導入され、1993年には流通可能な国庫証券が導入された。しかしながら、この形での国庫証券の発行は停止され、新しいカテゴリーの債券が段階的に導入されてきた。BTA(準国庫債券(Bons du Trésor Assimilables))およびBTCT(短期国庫債券(Bons du Trésor à Court Terme))がそれぞれ1997年12月および1999年8月に導入された。1999年以降に発行された債券は、各カテゴリーの債券については支払期日を同一に保ったまま、異なる期日に国庫が資金調達を行うことが可能な形で発行された。

国は、2013年にイスラム債スクークに係る規制枠組み(イスラム債スクークに関する7月30日法律第2013-30号)を採用し、資金調達源の多様化に取り組んだ。また、イスラム投資ファンドに係る特定の規制枠組み(イスラム投資ファンドに関する2013年12月9日法律第2013-48号)も同年中に採用された。当該ファンドは、譲渡可能有価証券への集団投資、または投資会社もしくはプロのファンド、または既存会社の株式を取得する事業を営むもしくはその手続中の非居住会社の形式で創設することができ、シャリーア委員会の勧告に従って運営されなければならない。一方、財政構造は、イスラム債スクークおよびスクーク投資信託に関する特別制度の設立による適応がなされている。

自由化以前の銀行貸付は、どの経済部門にいくら貸付を行うかを定め、借手の種類と融資期間によって適用金利を決定する割当制度によって管理されていた。優先部門に対する優遇的な金利および再融資レート、ならびに強制貸付は、1996年の終わりに廃止され、これにより、少額貯蓄口座および要求払預金のための優遇措置を除いて、金利の自由化が完了した。ただし、少額貯蓄口座については、市場金利から2パーセント差し引いた金利が最低金利として設定されており、要求払預金には金利の上限がある(2パーセント)。上記「(6)その他 銀行制度 銀行の統制および監督」を参照。

1998年、証券化、ファクタリングおよび債権回収会社といった金融的手法の法的枠組みを導入した法令が採択された。法律は、資本所得の二重課税の撤廃、裁判手続を通じて行う不良債権取立のための訴訟費用の減額、株式の売却によるキャピタルゲインに対する課税免除、不履行債権の遅延利払の税額控除、および引当金に対する課税免除を30パーセントから100パーセントに引き上げることを目的として、可決された。政府は、株式の30パーセント以上が証券取引所で取引されている企業の法人税率を引き下げた。当局は、銀行の監視と監督業務を強化した。

長期貯蓄の動員およびこれらの資金源の生産的投資への振分けにおける資本市場の主導的な役割を鑑みると、市場をより活発にすることをめざす措置は、資本市場にとってこれからも有益である。その関連で、株式貯蓄口座の運用条件は、個人が長期貯蓄を重視することを促すことを狙いとして、いくつかの修正がなされた。かかる口座に預託される金額は、少なくとも80パーセントまでは上場会社の株式取得に、20パーセントは準国庫債券(BTA)の購入に割り当てられてきたが、いまや、それは証券投資信託(OPCVM)の株式または証券の取得にも当てることができる。

その他、長期貯蓄商品の有価証券への投資を促すため、これらの貯蓄口座に関する納税引当金の資本の部(CEA)への計上が変更され、個人向け課税控除口座に預託できる金額の上限は20,000チュニジア・ディナールから50,000チュニジア・ディナールに引き上げられた。

保険部門

銀行制度と同様、保険部門(貯蓄、とりわけ長期貯蓄の動員にとって将来有望な部門)も、外国勢との競争で互角になるよう、保険会社の健全化をめざしたいくつもの方策に従ってきた。

2002年度において、有限責任の保険会社の最低資本金は3百万チュニジア・ディナールから10百万チュニジア・ディナールに引き上げられ、1種類の保険のみを取り扱う保険会社の場合は1百万チュニジア・ディナールから3百万チュニジア・ディナールに引き上げられた。相互保険会社の共同の保険契約者持分による資金もまた強化され、従来がわずか500,000チュニジア・ディナールであったのに対し、いまや1.5百万チュニジア・ディナールに達している。全ての取引に備えた支払余力(ソルベンシー・マージン)は再定義された。

銀行は、いまや、契約の条件に従って、1社または複数の保険会社の代理で保険会社のために保険契約を締結することができる。保険会社と銀行との関係は、保険会社と銀行の専門組織によって設定され、財務大臣の許可を得た包括協定の条件と一致することになる。銀行が一般の人々に提供できる保険取引は、農業リスク保険、貸付保険、安全保険、援助保険、生命保険および利益還元保険である。

税制改革

税制改革は、経済成長を促進し政府の税収を増やすことを目的とし、歪みがあり複雑な直接税および間接税のシステムを比較的簡素で経済的見地からより合理的なものに変更することをめざしている。前述のとおり、一定の税制改革措置は、金融部門の発展を推し進めていくために採られた。

多数あった間接税は徐々に削減され、最終的には1988年に製造段階の付加価値税に変換された。1989年、付加価値税は食料品を除く卸売販売まで適用範囲を拡大し、その後、1996年には食料品にも適用されるようになった。

複雑で適用が一樣でなかった直接税の旧システムは、1990年に新しく個人所得および企業収益に対する直接税に変更された。この最高税率は現在30パーセントである。

関税の引下げと簡素化が実施され、1986年度に40パーセントであった平均関税率は、2009年度末までに18.6パーセントに引き下げられた。また、2010年度には税率の数も(2003年度の54に対し)わずか5に減少した。輸出税も大部分が廃止された。登録印紙税も簡素化・合理化され、資本所得の二重課税が廃止された。

公債の対国内総生産比は、2013年度および2012年度においてそれぞれ48.5パーセントおよび44.5パーセントであったのに対し、2014年度末には49.2パーセントに達し、悪化してはいるが、財政状況は依然として持続可能である。財政再建は、(a)対外債務の削減および(b)財政政策における柔軟性の向上という2つの目標を促進させるであろう。補足的な目的は、インフレ予測を低く抑え、中央銀行の金利決定プロセスから潜在的な財政上の懸念を取り除くことによって、金融および為替相場政策改革を容易にすることである。標準的な公債維持可能性分析によると、脆弱性は、為替変動に対するものを除き、わずかである。為替変動に対する脆弱性は、外国人に対して負う公債の割合が高いことを反映している。

政府は、この3年間で多数の税制改革を実施した。この中には、国内部門とオフショア部門の法人税率の差異を半分にすること、および推定に基づく税制度の修正または簡素化が含まれている。近年実施された税制改革には以下が含まれる。

- ・ 2015年1月1日から、法人税率が30パーセントから25パーセントに引き下げられた。
- ・ 2015年1月1日から、輸出利益税率が10パーセントに引き下げられた。
- ・ 2015年1月1日から、5パーセントの配当税が課されるようになった。
- ・ 付加価値税の対象となる一定の項目の分類を廃止した。

2017年2月14日法律第2017-08号により、税制上の優遇措置の合理化およびその他の税制改革に加えて、チュニジアの特定の地域または経済部門に対して行われる投資に関する税制優遇制度が改正された。

財務省は新しい税制改革戦略を策定しており、かかる戦略により、中期で国内総生産の1.5パーセントに相当する税収の増加を見込んでいる。かかる税制改革戦略は、閣議の承認を条件として、2016年度から2019年度にかけて実施される予定であり、以下の主要な改革を含むものである。

- ・ とりわけ、行政上の再編成、税務手続の簡素化、ならびにリスク管理、経営管理および内部監査ツールの改善による、税務行政の現代化。
- ・ 透明性の改善および脱税防止対策の増加。

チュニジアの税制改革戦略および税法に関する主要な優先事項には、以下が含まれている。

- () 推定に基づく税制度を簡素化すること。
- () 付加価値税制度を改革すること(税率の引下げ、課税基盤の拡大、および源泉徴収の縮小または廃止)。
- () 税収を増加させながら、物品税の対象範囲を簡素化および改善すること。

開発計画

1962年以来、10回にわたる経済および社会開発5か年計画(以下「5か年計画」という。)が実施されてきた。5か年計画の主な目的は、国際収支を改善し、失業と栄養失調を減らし、生産を増加させ、生活水準を向上させることである。

5か年計画は、経済が政府の管理下に置かれていた時期にあってまだ経済改革プログラムが実施される以前に始められたものであるにもかかわらず、政府が行う政策として依然として有効性を有している。5か年計画は、法律での承認を憲法で要求されているが、5か年計画自体は法的効力を持たない。5か年計画に掲げられた目的や目標を政府が達成できなくても罰則があるわけではなく、政府は毎年5か年計画の目標を修正することができる。

第7次5か年計画(1987年度 - 1991年度)は、経済改革プログラムの初期の数年と一致しており、主な目的として対外および対内債務の削減が掲げられていた。第8次5か年計画(1992年度 - 1996年度)は、それまでの5か年計画による社会発展を強化しながら、経済の自由化とその効率性の改善に重点を置くことによって国内総生産の急成長を目標としていた。第9次5か年計画(1997年度 - 2001年度)は、失業率の低下、生活水準の向上、ならびに経済および社会に係る国内外のアンバランスの縮小に向けた成長にも重点を置いた。第9次5か年計画は、世界経済への完全な統合によって生じる競争に対処すると同時に、持続可能な経済成長率を維持することを主な目的とした。

第10次5か年計画(2002年度 - 2006年度)は、全ての分野における経済競争力の強化に関係しており、知識集約型の経済基盤を樹立し、最新のインフラストラクチャーを設置し、人的資源の成長促進努力を強化し、また雇用問題に取り組むものであった。

第10次5か年計画に含まれるほとんど全てのプログラムおよびプロジェクトは、「追加の就業需要を可能な限り満たす」という共通の目的の達成を可能にした。

第11次5か年計画(2007年度 - 2011年度)の主たる目的は、とりわけ高付加価値部門における民間投資の活性化、形成教育制度の改革およびその効率の改善ならびにチュニジア経済の段階的な開放およびチュニジア・ディナールの完全交換政策の維持である。

第12次5か年計画(2010年度 - 2014年度)の開発戦略は、とりわけ経済構造の発展、競争性と生産性の向上、国際経済との一体化の強化、および人的資源への投資を土台とした。2011年1月14日革命の後、政府は5か年計画の作成を中止し、その代わりに、必要な構造改革を立案する一方、社会的および経済的需要に対応することを目的としたより柔軟な戦略を採用している。

2015年9月、開発、投資および国際協力省は、2016年度から2020年度までのチュニジアの戦略的開発計画を示したオリエンテーション・ペーパーを公表した。オリエンテーション・ペーパーについては、一般の人々の意見が広く募集され、繁栄および経済的信頼性を奨励すること、宗教的価値および市民的価値を深めること、ならびに適正なガバナンスおよび人権の尊重のための基盤を構築することをめざしている。とりわけ、オリエンテーション・ペーパーで企図されている改革は、2016年度から2020年度までの(市場価格での)平均国内総生産成長率の目標を5.0パーセントと定め、経常収支赤字を2015年度の8.9パーセントから2020年度には6.8パーセントに縮小することをめざしているほか、失業率を、2015年12月31日現在の15.2パーセントから2020年12月31日現在には約11.0パーセントに下げることがめざしている。

オリエンテーション・ペーパーの主な原則は以下のとおりである。

- ・ **適正なガバナンス原則の奨励**：オリエンテーション・ペーパーは、透明性および説明責任の原則を確立し、行政慣行を現代化し、腐敗行為と闘い、全ての利害関係者が政策の策定に参加することを奨励するための構造改革を導入することをめざしている。
- ・ **低付加価値経済から経済ハブへのチュニジア経済の変革**：オリエンテーション・ペーパーは、チュニジア経済を変革して、競争力を高め、チュニジアの雇用ニーズに応えることをめざしている。この変革を実行するため、オリエンテーション・ペーパーは、チュニジアの生産能力を多様化し(雇用創出能力が高い分野が特に重視されている。)、投資を促進し、チュニジアのデジタル経済を進展させ、チュニジアの輸出能力を強化し、チュニジアを世界経済にさらに統合させるための改革を定めている。オリエンテーション・ペーパーで特定されている経済改革、目標およびインフラ・プロジェクトには、とりわけ、以下が含まれる。

チュニジアの幹線道路網および高速道路網を、2015年度の420kmから2020年度には1,200kmに延伸すること。

チュニジアの鉄道を延伸し、チュニスと、内陸の町ならびにケルアン、カスリーヌ、シディブジッドおよびメドニンの南部行政区をつなげること。

輸出部門の付加価値を、2015年度の15パーセントから、2020年度には20パーセントに強化すること。

失業率を、2015年度の15.2パーセントから、2020年度には約11パーセントに下げること。特に、卒業生および内陸の人々向けの雇用創出を重視する。

外国直接投資のフローを2020年度までに80パーセント増加させること。

世界銀行のビジネス環境の現状調査におけるチュニジアの順位を、2015年度の60位から2020年度までに40位に向上させること。

輸出取引を、2020年度までに国内総生産の42パーセントを占めるまでに増加させること。

デジタル部門における電子管理活動およびオフショアリング活動を奨励すること。

- ・ **人間開発の強化および社会的包摂の促進**：オリエンテーション・ペーパーは、雇用可能性を改善するための質の高い教育および研修の提供、女性の権利の保護および強化、企業との対話の促進、生活水準の向上ならびに社会福祉制度の改革を通じて人間開発および社会的包摂を向上することをめざしている。オリエンテーション・ペーパーで特定された社会改革および目標には、とりわけ、以下が含まれる。

女性の労働市場参加率を、2014年度の28.5パーセントから、2020年度には35パーセントに引き上げること。

労働生産性を2020年度までに2.0パーセント向上させること。

公営住宅を2020年度までに100,000棟建設すること。

絶対貧困率を2014年度の4.6パーセントから2020年度までに2.5パーセントに引き下げること。

国内総生産の20パーセント以上を社会的支出および移転に充当すること。

- ・ **地域格差の是正**：オリエンテーション・ペーパーは、地域間のつながりを確立し、地域開発を促進し、地域開発の資金調達制度を構築および調整し、地域および地方のレベルで生活水準を向上させ、地方分権の取組を強化することにより、地域格差を是正することをめざしている。
- ・ **持続可能な開発の徹底**：オリエンテーション・ペーパーは、環境に優しい経済の促進を通じて、持続可能性を徹底することをめざしている。これは、天然資源の利用の監視および合理化、食料安全保障を確保するための現代的な農業技術の促進、環境保護、エネルギー消費の統制、エネルギー構成において再生可能エネルギーが占める割合の拡大、ならびに自然災害および技術的災害のリスクの軽減によって達成されると予想されている。

政府は、オリエンテーション・ペーパーに基づいて5か年開発計画を策定した。この開発計画は、2017年4月12日において111の賛成票(反対票42、棄権4)により国民議会に承認された。国民議会に承認されたバージョンの開発計画は、国内総生産の成長率4.0パーセントをめざし、またガバナンス(公企業に関するものを含む。)、行政、腐敗行為防止および地方分権化の改革を含む、主要な改革計画を含むものである。オリエンテーション・ペーパーにおいて特定される改革も、政府計画の一部を形成する。

2016年8月、シャヘド内閣は、政府計画を国民議会に提出した。2016年8月26日、国民議会は、22票差の167票(棄権5)により政府の信任を可決し、政府計画を承認した。

政府計画は、2016年7月に公表されたカルタゴ宣言に基づくものである。カルタゴ宣言は、()安全および安定の構築、()民主主義への移行の強化および保護、ならびに憲法の尊重の育成、ならびに()公共および民間の経済部門の強化を含む、新しい国民統一政府に係る多数の政策上の優先事項の概要を示すものである。アンナハダ、ニダー・トゥーネス、アフエク・チューヌ、チュニジア・プロジェクト運動(Movement of Tunisia Project)、自由国民同盟(Free National Union)、チュニジア共和党(Tunisian Republican Party)、アル・マサール、人民運動および国家立憲イニシアチブ(National Constitutional Initiative)、ならびにUGTTを含む多数の政党および組織が、内閣樹立に先立ってカルタゴ宣言に署名した。

政府計画は、()テロとの闘い、()雇用創出に焦点を当てた経済成長率の上昇、()腐敗行為との闘い、()財政および社会政策の改善、()的を絞った地域および地方開発イニシアチブの実施、ならびに()政府の効率性の向上という主要な6つの目的を特定し、カルタゴ宣言を基盤としている。政府計画はまた、オリエンテーション・ペーパーに記載された改革を実施する必要を確認している。

2016年9月28日、シャヘド氏は一連の追加的な社会・経済改革措置を発表した。かかる措置には、とりわけ、賃金の引上げを2019年度まで延期する提案、今後3年間で経済成長率を3パーセントから4パーセントに上昇させるための経済改革プログラムの確立、72の自治体における道路近代化プログラムの開始、貧困で恵まれない層向けの公営住宅プログラムの確立、2017年度における7つの新しい廃棄物リサイクルセンターの創設、2016年度末までに環境規制サービスを創設すること、恵まれない層に対する所得税率の引下げを視野に入れた税制改革プログラムの創設、税務監督サービスの創設および追加的な税務調査官の確保、ならびに内部告発者の保護の確認および強化が含まれる。

下記「8 公的資金」を参照。

経済実績

2013年度において、実質国内総生産は、成長率が2.3パーセントであり、71,978.2百万チュニジア・ディナールに達した。国内総生産の成長率の鈍化は主に、特にガスおよび石油生産の減少に起因する非製造業における成長率の低下(2013年度は4.6パーセントの低下)、ならびに観光業部門および運輸部門における成長の低迷によるものである。

2014年度において、実質国内総生産は、成長率が2.4パーセントであり、76,944.1百万チュニジア・ディナールに達した。これは、主に豊作の恩恵を受けた農業部門の成長のほか、サービス部門の成長によるものである。

2015年度において、実質国内総生産は、成長率が1.2パーセントと低迷し、81,825.6百万チュニジア・ディナールとなった。これは、主に、2015年秋に行われた雇用機会の欠如に対する抗議により製造業部門および観光部門における事業が低迷したこと、ならびにバルド国立博物館テロ攻撃、スースでのテロ攻撃およびチュニスでのバステロ攻撃を受けて、観光客の流入数が減少したことによるものである。2015年度における実質国内総生産の成長は、主に、2015年度が豊作であった結果、農業生産が増加したことによるものである。

2016年度の実質国内総生産は、成長率が1.0パーセントと低迷し、85,505.5百万チュニジア・ディナールであった。成長率の減速は、主に、農業生産、特にオリーブ油の生産の減少、ガスおよび石油生産の継続的な減少、ならびに非市場サービスの提供の減速によるものであったが、製造業部門、市場サービス部門および鉱業部門における成長により、一部相殺された。

2017年度の実質国内総生産は、成長率が1.9パーセントであり、91,548.1百万チュニジア・ディナールであった。これは主に、農業生産の増加、繊維産業ならびに機械および電気産業による輸出の増加、ならびに観光業部門、運輸部門および金融部門における事業の増加によるものであった。

次に掲げる表は、表中に示された年度における国内総生産(一人あたりおよび合計)を現行価格および前年度不変価格で示したものである。

国内総生産

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
国内総生産 合計					
現行価格表示 (百万チュニジア・ディナール).....	75,143.8	80,865.4	84,648.0	89,804.4	96,231.8
前年度不変価格表示 (百万チュニジア・ディナール).....	71,978.2	76,944.1	81,825.7	85,505.5	91,548.1
増減(%) ⁽¹⁾	2.3	2.4	1.2	1.0	1.9
一人あたり国内総生産					
現行価格表示 (チュニジア・ディナール).....	6,897.0	7,346.5	7,588.8	7,950.3	8,413.0
前年度不変価格表示 (チュニジア・ディナール).....	6,606.4	6,990.4	7,335.8	7,569.7	8,003.5
増減(%) ⁽¹⁾	1.3	1.4	(0.1)	(0.2)	0.7

(*) 推定値

(1) 増減(%) = 国内総生産(当年度不変価格表示) / 国内総生産(前年度現行価格表示)

出所 開発、投資および国際協力省

次に掲げる表は、表中に示された年度における国内総生産(現行価格表示)の主な構成を需要カテゴリー別に示したものである。

現行価格表示による需要別国内総生産

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(百万チュニジア・ディナール)					
個人消費	50,853.0	55,889.5	60,402.8	64,484.6	69,388.5
政府消費	14,010.3	15,116.7	16,551.3	18,400.5	20,119.1
総固定投資	16,465.7	16,435.2	16,811.5	17,336.4	18,063.7
在庫増減	966.4	2,301.1	81.4	(806.0)	644.1
商品およびサービス輸出	35,292.3	36,328.2	33,940.3	35,920.0	42,085.3
商品およびサービス輸入	(42,443.9)	(45,205.3)	(43,139.3)	(45,531.1)	(54,068.9)
国内総生産(現行価格表示)	75,143.8	80,865.4	84,648.0	89,804.4	96,231.8
増減(%)	6.8	7.6	4.7	6.1	7.2

(*) 推定値

出所 開発、投資および国際協力省

次に掲げる表は、表中に示された年度における国内総生産(前年度不変価格表示)の主な構成を需要カテゴリー別に示したものである。

国内総生産の主な構成

	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年 ^(*)	
(パーセント表示を除き、百万チュニジア・ディナール)										
個人消費	48,369.9	67.2%	53,285.3	69.3%	57,663.3	70.5%	62,266.3	72.8%	65,871.0	72.0%
政府消費	13,370.0	18.6%	14,383.2	18.7%	15,778.2	19.3%	16,958.9	19.8%	18,483.3	20.2%
総固定投資	15,855.9	22.0%	16,037.6	20.8%	16,360.6	20.0%	16,984.7	19.9%	17,368.9	19.0%
在庫増減	(370.7)	(0.5%)	1,300.7	1.7%	1,635.3	2.0%	(408.3)	(0.5%)	(485.1)	(0.5%)
商品および サービス輸出	34,818.8	48.4%	34,763.2	45.2%	34,411.8	42.1%	34,001.5	39.8%	37,589.6	41.1%
商品および サービス輸入	(40,065.7)	(55.7%)	(42,825.9)	(55.7%)	(44,023.5)	(53.8%)	(44,297.6)	(51.8%)	(47,279.6)	(51.6%)
国内総生産 (前年度不変 価格表示)	71,978.2	100.0%	76,944.1	100.0%	81,825.7	100.0%	85,505.5	100.0%	91,548.1	100.0%
増減(%) ⁽¹⁾		2.3		2.4		1.2		1.0		1.9

(*) 推定値

(1) 増減(%) = 国内総生産(当年度不変価格表示) / 国内総生産(前年度現行価格表示)

出所 開発、投資および国際協力省

次に掲げる表は、表中に示された年度における要素費用ベース国内総生産を産業別(現行価格および前年度不変価格表示)で示したものである。

[次へ](#)

産業別による国内総生産(現行価格および前年度不変価格表示)

	現行価格					不変価格				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(百万チュニジア・ディナール)										
第一次産業部門										
(農業および漁業)	6,680.5	7,401.5	8,708.3	8,494.3	9,224.6	6,159.6	6,997.9	8,312.2	7,967.2	8,702.4
第二次産業部門	21,619.8	21,739.0	21,117.1	21,548.8	22,280.0	20,617.9	21,465.8	21,385.3	21,061.5	21,413.9
鉱業	346.4	467.7	473.9	463.9	477.6	478.9	391.7	414.4	504.0	510.8
エネルギー	5,998.2	5,154.8	4,054.4	3,894.8	4,013.2	5,314.5	5,546.0	4,937.6	3,865.4	3,671.0
ガスおよび石油製品	4,858.8	4,008.4	2,880.5	2,484.7	2,474.0	4,318.6	4,368.2	3,751.9	2,674.0	2,208.9
電気	908.4	900.3	913.9	1,118.7	1,228.0	771.6	934.4	927.4	923.3	1,164.0
水	231.0	246.1	260.0	291.4	311.2	224.3	243.4	258.3	268.1	298.1
製造業	11,983.4	12,584.4	12,934.9	13,394.1	13,949.7	11,624.9	12,117.8	12,610.7	13,001.7	13,504.4
農業および食品加工	2,236.8	2,220.5	2,621.0	2,606.1	2,748.3	2,090.8	2,177.4	2,532.3	2,505.1	2,642.6
建築資材、陶磁器およびガラス	1,125.6	1,252.1	1,305.0	1,320.6	1,299.0	1,071.7	1,191.4	1,235.6	1,281.0	1,261.2
機械および電気産業	3,859.0	4,238.2	4,243.8	4,485.3	4,820.9	3,678.6	3,988.6	4,239.1	4,334.3	4,622.1
石油精製	59.3	74.5	98.1	90.9	85.2	115.5	55.1	59.8	87.9	82.4
化学産業	1,161.0	1,129.1	1,085.5	1,172.5	1,070.9	1,231.3	1,135.6	993.6	1,228.3	1,150.2
繊維、衣料品および皮革	2,205.0	2,273.2	2,142.0	2,264.8	2,431.3	2,152.7	2,191.5	2,163.1	2,135.5	2,282.9
タバコ	101.2	106.4	112.5	118.0	124.0	99.2	103.3	109.2	114.6	119.8
雑産業	1,235.5	1,290.4	1,327.0	1,335.9	1,370.1	1,185.1	1,274.9	1,278.0	1,315.0	1,343.2
建設および土木	3,291.8	3,532.1	3,653.9	3,796.0	3,839.5	3,199.6	3,410.3	3,422.6	3,690.4	3,727.7
第三次産業部門										
(サービス業)	30,709.9	32,550.6	34,051.2	36,163.8	38,873.4	29,941.1	31,583.1	32,409.8	35,163.5	37,602.2
ホテル、カフェ、レストラン	3,247.9	3,446.8	3,313.4	3,471.3	3,891.0	3,051.0	3,242.8	3,026.0	3,402.2	3,759.4
通信	3,565.9	3,778.7	3,745.3	3,862.4	3,916.5	3,880.3	3,807.1	3,850.3	3,883.0	3,976.3
運輸	5,311.7	5,506.5	5,464.0	5,870.6	6,346.0	5,243.9	5,361.9	5,335.9	5,722.2	6,161.2
金融会社	2,914.3	3,149.3	3,365.5	3,679.5	4,181.0	2,795.3	3,018.8	3,333.5	3,535.6	4,012.5
商業	6,601.0	7,123.3	7,924.0	8,433.1	9,026.3	6,192.8	6,808.9	7,198.1	8,093.2	8,563.8
修繕サービス	248.0	257.7	268.5	278.9	295.8	243.3	253.2	263.2	276.0	291.5
その他サービス	8,821.1	9,288.3	9,970.5	10,568.0	11,216.8	8,534.5	9,090.4	9,402.8	10,251.3	10,837.5
差引：金融サービス 所属	(1,077.8)	(1,112.2)	(1,157.9)	(1,275.6)	(1,437.5)	(1,112.2)	(1,116.5)	(1,185.0)	(1,248.0)	(1,403.2)
非市場サービス業	13,360.2	14,488.7	15,686.7	17,440.1	19,058.5	12,767.1	13,796.7	14,975.0	16,082.6	17,502.5
要素費用ベース国内総生産	71,292.6	75,067.6	78,405.4	82,371.4	87,999.0	68,373.5	72,727.0	75,897.3	79,026.8	83,817.8
間接税(補助金控除)	3,851.2	5,797.8	6,242.6	7,433.0	8,232.8	3,604.7	4,217.1	5,928.3	6,478.7	7,730.3
国内総生産合計	75,143.8	80,865.4	84,648.0	89,804.4	96,231.8	71,978.2	76,944.1	81,825.6	85,505.5	91,548.1

国内総生産 成長率(%)	6.8	7.6	4.7	6.1	7.2	2.3	2.4	1.2	1.0	1.9
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(*) 推定値

出所 開発、投資および国際協力省

2001年度から2011年度までのチュニジアの実質国内総生産の年平均成長率は、4.9パーセントであった。実質国内総生産は、2011年1月14日革命の影響により、2011年度に1.9パーセント減少したが、ユーロ圏危機およびその他の経済的な不確実性の影響にもかかわらず、2012年度には3.9パーセント、2013年度には2.3パーセント増加した。チュニジアの経済が比較的多角化されているため、このような外部ショックからの回復力が向上した。2014年度の実質国内総生産の成長率は2.4パーセントであった。これは、主に豊作の恩恵を受けた農業部門の成長のほか、製造業およびサービス部門の成長によるものである。2015年度上半期において、実質国内総生産の成長率は減速して1.2パーセントとなった。これは、主に鉱業部門においてストライキおよび休業が発生したこと、ならびにバルド国立博物館テロ攻撃およびスーステロ攻撃後に観光客の流入数が減少したことにより、製造業部門、観光業部門および鉱業部門における事業が低迷した結果である。2015年度通年については、チュニジアの実質国内総生産の成長率は1.2パーセントであった。これは、2015年度上半期に経済成長を減速させた要因に加えて、2015年秋に雇用機会の欠如に対する抗議がさらに行われたこと、およびチュニスでバステロ攻撃が発生したことを受けたものである。

2015年度の実質国内総生産は81,826.6百万チュニジア・ディナールであったのに対し、2016年度の実質国内総生産は、成長率が1.0パーセントであり、85,505.5百万チュニジア・ディナールであった。成長率の低下は、主に、農業生産およびエネルギー部門における減退によるものであった。

2017年度の実質国内総生産は、成長率が1.9パーセントであり、91,548.1百万チュニジア・ディナールであった。これは主に、農業生産の増加、繊維産業ならびに機械および電気産業による輸出の増加、ならびに観光業部門、運輸部門および金融部門における事業の増加によるものであった。

主な経済部門

農業および漁業

農業および漁業部門が国内総生産に占める割合は、主に当該期間中の主要な気象条件に起因して、生育期によって異なっていた。農業および漁業部門が国内総生産に占める割合は、2013年度には9.0パーセントであったが、2014年度には9.6パーセントに増加した。これは主に、穀物収穫高が2013年度には約13.0百万キントルであったのに対し、2014年度には約23.7百万キントルに増加したことによるものである。2015年度には、農業および漁業部門が国内総生産に占める割合は、オリーブ油の生産高が増加したことを主な要因として11.0パーセントに増加した。2016年度には、農業および漁業部門が国内総生産に占める割合は、オリーブ油の生産高が減少したことを主な要因として10.1パーセントに減少した。2017年度には、農業および漁業部門が国内総生産に占める割合は、穀物の生産高が増加したことを主な要因として10.4パーセントに増加した。

チュニジアはオリーブ油の世界的な生産国の1つであると同時に輸出国でもある。EUとの協力協定により、チュニジアは西欧諸国市場に有利な条件で農産物を輸出している。チュニジアの労働力の約3分の1が季節労働者として農業に従事している。耕作地の約60パーセントで、主要な農作物であるオリーブと穀類(多くは硬質小麦)の2種類が作られている。

2015年度から2016年度の生育期には、穀物栽培地域は1,189千ヘクタール(北部では857千ヘクタール、南部では332千ヘクタール)になった。オリーブ油の生産高は約140千トン、ナツメヤシの生産高は約246千トンであった。

2016年度から2017年度の生育期には、穀物栽培地域は1,405千ヘクタール(北部では852千ヘクタール、南部では553千ヘクタール)になった。オリーブ油の生産高は約100千トン、ナツメヤシの生産高は約242千トンであった。

チュニジアの水力資源動員計画の中でいくつものダム、貯水池および深井戸が建設されたことにより、貯水量が増加し、2016年度末には約7.48億立方メートルに達した。これに対し、2015年度末には13.2億立方メートルであった。

2002年度以降、チュニジア政府は、漁業の現代化と振興のために、青魚の販売促進ならびに養殖の開発および改良等、さまざまな取組を始めた。規制環境の整備に続き、漁業資源の使用を改善する措置(トロール漁業の禁止を含む。)が講じられた。船員の安全および必要ときにはその救助の確保をめざして、衛星を利用したより高度な漁船監視システムのテストが行われた。

2013年度において、漁業生産高は、2012年度比で3.9パーセント増加して122,200トンとなった。2013年度の海産物の輸出については、国際市場価格の上昇を主な要因として、2012年度比で、輸出量が12.7パーセント減少して14,830トン、輸出額が5.0パーセント増加して223.7百万チュニジア・ディナールとなった。

2014年度において漁業生産高は、2013年度比で3.5パーセント増加して126,500トンとなった。2014年度の海産物の輸出については、国際市場価格の上昇を主な要因として、輸出量が4.1パーセント増加して15,432トン、輸出額が3.5パーセント増加して231.5百万チュニジア・ディナールとなった。

2015年度には、漁業生産高は2014年度比で1.5パーセント減少して128,000トンとなった。海産物の輸出については、国際市場価格の上昇を主な要因として、輸出量が0.8パーセント増加して15,563トン、輸出額が9.0パーセント増加して252.4百万チュニジア・ディナールとなった。

2016年度には、漁業生産高は2015年度比で7.5パーセント減少して119,000トンとなった。海産物の輸出については、国際市場価格の上昇を主な要因として、輸出量が3.4パーセント増加して16,091トン、輸出額が7.3パーセント増加して270.9百万チュニジア・ディナールとなった。

2017年度の海産物の輸出については、主に国際的な需要の増加により、輸出量が6.9パーセント増加して17,207トン、輸出額が31.9パーセント増加して357.3百万チュニジア・ディナールとなった。

2013年度には、食品の輸出が輸入(12.5パーセント増)よりもより持続的なペースで増加(17.7パーセント増)したが、農産物の貿易赤字は増え続けた。赤字の拡大の主な要因は小麦および大麦の輸入の大幅な増加であった。これにより、農産物の貿易赤字は2013年度に1,114百万チュニジア・ディナールに達した。

2014年度には、食品の輸出が2013年度比で15.7パーセント減少したことを主な要因として、農産物の貿易赤字が引き続き24.0パーセント増加して1,381百万チュニジア・ディナールとなった。この増加は2014年度に食品輸入が3.3パーセント減少したことにより一部相殺された。

2015年度には、農産物の貿易赤字は93.4パーセント減少して91百万チュニジア・ディナールとなった。これは主に、食品の輸出が78.0パーセント増加したことによるが、かかる増加は、食品の輸入が9.0パーセント増加したことにより一部相殺された。2015年度に輸出が増加した主な要因は、オリーブ油の輸出が増加したことである。2015年度のオリーブ油の輸出は1,892百万チュニジア・ディナールを記録した。

2016年度には、農産物の貿易赤字は1,095百万チュニジア・ディナールに増加した。これは主に、食品の輸出が25パーセント減少したことによるが、これは、元を辿れば、オリーブの収穫が減少した結果、オリーブ油の輸出が53.9パーセント減少したことによるものであった。2016年度において食品の輸入が2.5パーセント増加したことも、農産物の貿易赤字の増加の一因となった。

2017年度には、農産物の貿易赤字は1,355百万チュニジア・ディナールに増加した。これは主に、食品の輸入が22.1パーセント増加したことによるが、これは、元を辿れば、砂糖および植物性油等の基礎食品への国内需要が増加したことによるものであった。

次に掲げる表は、表中に示された年度におけるチュニジアの主な農産物の年間生産高を示したものである。

主な農産物および海産物の年間生産高

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(注記があるものを除き、単位千トン)					
穀物	1,295	2,317	1,307	1,400	1,604
鶏卵(単位：百万個)	1,878	2,054	2,250	1,960	1,940
ジャガイモ	385	385	180	220	420
トマト	1,013	1,250	1,100	1,200	1,070
オリーブ油 ⁽¹⁾	220	74	140	100	100
柑橘類	330	355	380	560	560
ナツメヤシ	195	199	246	242	242
肉	324	335	240	133	314
海産物	122	126	128	119	130

(*) 暫定データ

(1) 比較の目的上、オリーブ油生産の数値は、対応するオリーブの収穫年に従って表示されている。実際の生産は、通常、収穫期の翌年に行われる。

出所 開発、投資および国際協力省、ならびに国立農業観測所

鉱工業

チュニジア経済の鉱工業部門は、製造業および非製造業(鉱業、エネルギー、建設および土木を含む。)からなる。鉱工業の事業活動に対する付加価値は、2013年度に1.1パーセント、2014年度に0.7パーセント、2015年度に1.6パーセント、2016年度に0.3パーセント、2017年度に0.6パーセント減少した。鉱工業が国内総生産(要素費用ベース)に占める割合は、2013年度は30.2パーセント、2014年度は29.5パーセント、2015年度は28.2パーセント、2016年度は26.7パーセント、2017年度は25.5パーセントであった。

(国立統計局により発表された)鉱工業生産指数は、2013年度には1.6パーセント上昇した。鉱工業生産指数は、2014年度には0.1パーセント下落したのに対し、2015年度は2.4パーセントの下落であった。2016年度において、鉱工業生産指数は0.5パーセント下落した。2017年度において、鉱工業生産指数は0.4パーセント上昇した。

鉱工業部門は大部分が輸出向けであり、資本財、スペア・パーツおよび原材料については輸入に頼っている。その結果、この部門は世界的な物価変動と外部市場の需要ダイナミクスの影響を受けやすい。

鉱工業部門は引き続き振興政策を掲げ、1996年度初めに開始されたアップグレーディング・プログラムおよびその他のさまざまな実行計画、とりわけ公営企業の民営化計画の実施に重点的に取り組んだ。その取組において、製品品質の改善、国際基準に則ったプロセスの追求および標準化ならびに競争力の強化が模索されている。この政策は、当該部門を現代化することにより、パートナーシップと外国投資の推進およびチュニジアの経常赤字の解消を目的とした輸出拡大という2つの主要な項目に細心の注意を払いながら、国際貿易の自由化の課題克服を支援することを目的としている。かかる目的を達成するために実施する措置としては、行政手続の円滑化(「ワンストップショップ」機能の確立および認可制度から規格制度への置換え等)、訓練および研究開発機関の拡充(国内総生産の1.25パーセントを研究開発活動に割り当て、教育機関での高度技術研究および工学の研究を奨励すること等)ならびに基本的なインフラストラクチャーの最新化(鉱工業地域、テクノパークおよび鉱工業・技術センターの創設ならびに通信、港湾および研究所のインフラストラクチャーの改良によるものを含む。)が挙げられる。

政府は、特に、EU連合協定に従ってチュニジアとEUとの間で創設されつつある自由貿易圏を視野に、チュニジアの鉱工業が国際市場の競争に勝ち抜くためには、競争力の向上が不可欠であると考えている。上記「5 国際関係」を参照。

製造業

独立以来、チュニジアの製造業は、小規模な手工業や食品加工からより多様化した工業製品を製造するまでに発展した。多くの企業は、チュニジア産の原材料、特に食品、鉱物、羊毛、皮革および原油の加工に従事している。この部門は、主に小規模および中規模の家内工業から成り、付加価値は業務分野に大きく左右される。製造業は大部分が輸出向けである。

製造業が国内総生産(要素費用ベース)に占める割合は、2013年度には17.0パーセント、2014年度には16.7パーセント、2015年度には16.6パーセント、2016年度には16.5パーセントであった。2017年度において、製造業が国内総生産に占める割合は16.1パーセントであった。2013年度以降、製造業の国内総生産に占める割合が減少した主な要因は、当該期間にわたって他の経済部門の国内総生産に占める割合が増大したことである。

製造業における実質付加価値の成長率は、2013年度には1.7パーセント、2014年度には1.1パーセント増加した。実質付加価値の成長率は、2015年度には0.2パーセント、2016年度には0.5パーセント、2017年度には0.8パーセント増加した。

次に掲げる表は、表中に示された年度における主な製造業の産出高(不変価格および現行価格表示)を示したものである。

製造業による付加価値(前年度不変価格表示)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(パーセント表示を除き、 百万チュニジア・ディナール)					
食品	2,090.8	2,177.4	2,532.3	2,505.1	2,642.6
建築資材、陶磁器およびガラス ...	1,071.7	1,191.4	1,235.6	1,281.0	1,261.2
機械および電気	3,678.6	3,988.6	4,239.1	4,334.3	4,622.1
化学	1,231.3	1,135.6	993.6	1,228.3	1,150.2
繊維、衣料品、皮革および靴	2,152.7	2,191.5	2,163.1	2,135.5	2,282.9
石油精製	115.5	55.1	59.8	87.9	82.4
タバコ産業	99.2	103.3	109.2	114.6	119.8
木材、紙およびプラスチック	1,185.1	1,274.9	1,278.0	1,315.0	1,343.2
合計	11,624.9	12,117.8	12,610.7	13,001.7	13,504.4
国内総生産に占める割合(%) (要素費用ベース)	17.0	16.7	16.6	16.5	16.1

(*) 推定値
 出所 開発、投資および国際協力省

製造業による付加価値(現行価格表示)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(百万チュニジア・ディナール)					
食品	2,236.8	2,220.5	2,621.0	2,606.1	2,748.3
建築資材、陶磁器およびガラス ...	1,125.6	1,252.1	1,305.0	1,320.6	1,299.0
機械および電気	3,859.0	4,238.2	4,243.8	4,485.3	4,820.9
化学	1,161.0	1,129.1	1,085.5	1,172.5	1,070.9
繊維、衣料品、皮革および靴	2,205.0	2,273.2	2,142.0	2,264.8	2,431.3
石油精製	59.3	74.5	98.1	90.9	85.2
タバコ産業	101.2	106.4	112.5	118.0	124.0
木材、紙およびプラスチック	1,235.5	1,290.4	1,327.0	1,335.9	1,370.1
合計	11,983.4	12,584.4	12,934.9	13,394.1	13,949.7

(*) 推定値
 出所 開発、投資および国際協力省

食品産業

食品産業の主な製品は、穀物製品、乳製品、缶詰品(主にトマト・ペースト)、砂糖および砂糖菓子、油脂(主にオリーブ油とシード油)、ならびに飲料(主にミネラルウォーターと炭酸飲料)である。2014年度の食品産業は、チュニジアの製造業全体の実質付加価値の18.0パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の3.0パーセントを占めた(2013年度にはそれぞれ18.0パーセントおよび3.1パーセントであった。)。2015年度の食品産業は、チュニジアの製造業全体の実質付加価値の20.1パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の3.3パーセントを占めた。2016年度の食品産業は、チュニジアの製造業全体の実質付加価値の19.3パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の3.2パーセントを占めた。2017年度の食品産業は、チュニジアの製造業全体の実質付加価値の19.6パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の3.2パーセントを占めた。食品産業が実質付加価値に占める割合の変動は、主にオリーブ油の生産高の年間変動によるものである。

建築資材、陶磁器およびガラス産業

これらの産業により製造される主な製品は、セメント、石灰、粘土製品、モザイクおよび陶器タイルならびにビンおよびガラス製品である。これらの産業は、2013年度には3.9パーセント、2014年度には5.8パーセント成長し、2015年度には1.3パーセント、2016年度には1.8パーセント、2017年度には4.5パーセント縮小した。

建築資材、陶磁器およびガラス産業は、2014年度にチュニジアの製造業全体の実質付加価値の9.8パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.6パーセントを占めたのに対し、2015年度は、チュニジアの製造業全体の実質付加価値の9.8パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.6パーセントを占めた。2016年度、建築資材、陶磁器およびガラス産業は、チュニジアの製造業全体の実質付加価値の9.9パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.6パーセントを占めた。

2017年度、建築資材、陶磁器およびガラス産業は、チュニジアの製造業全体の実質付加価値の9.3パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.5パーセントを占めた。

機械および電気産業

機械および電気産業には、鉄鋼業、自動車産業、家庭用機器産業が含まれる。鉄鋼業は、鋳鉄、スチール棒軸、コンクリート用の円形鉄棒、ねじり加工ワイヤー、金属製構造物を製造する。自動車産業および家庭用機器産業は主に組み立てを行う。自動車産業はトラック、バスやミニバスの組み立てを行い、家庭用機器産業は主にテレビや電気計器の組み立てを行う。

機械および電気産業は、欧州における需要の低下にも関わらず、2014年度は3.4パーセント成長し、この部門の回復力を実証した。2014年度、機械および電気産業は製造業全体の実質付加価値の32.9パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の5.5パーセントを占めた。2015年度、機械および電気産業の成長は横ばいで、製造業全体の実質付加価値の33.6パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の5.6パーセントを占めた。2016年度、機械および電気産業は2.2パーセント成長し、製造業全体の実質付加価値の33.3パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の5.5パーセントを占めた。2017年度、機械および電気産業は3.0パーセント成長し、製造業全体の実質付加価値の34.2パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の5.5パーセントを占めた。

2015年度、政府は、成長性および収益性が見込まれる部門と確認された航空産業を、チュニジアでさらに発展させる戦略を採択した。この戦略は、とりわけ、チュニジアで営業している航空会社を2015年度の70社から2025年度までに150社に増やし、航空産業に雇用される人数を2015年度の12,000人から2025年度までに30,000人に増やし、既存の産業インフラストラクチャーを発展させ、航空宇宙関連会社に投資助成金等のインセンティブを提供することを目標としている。

化学産業

化学産業は、2013年度に7.5パーセント成長し、2014年度には2.2パーセント縮小した。2015年度には、年初に複数の工場において失業者により組織されたストライキが生じたため、化学産業は12.0パーセント縮小した。2016年度、化学産業はリン酸塩の生産の増加により13.2パーセント成長し、2017年度には、雇用に関するストライキおよびリン酸塩生産地域における開発により、1.9パーセント縮小した。

2014年度、化学産業はチュニジアの製造業全体の実質付加価値の9.4パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.6パーセントを占めた。2015年度、化学産業はチュニジアの製造業全体の実質付加価値の7.9パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.3パーセントを占めた。2016年度、化学産業はチュニジアの製造業全体の実質付加価値の9.4パーセントを占めた。2016年度、化学およびゴム産業は、国内総生産(要素費用ベース)の1.6パーセントを占めた。2017年度、化学産業はチュニジアの製造業全体の実質付加価値の8.5パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.4パーセントを占めた。

繊維、皮革および衣料品産業

繊維、皮革および衣料品産業の主な製品は、綿糸および毛糸、織物、衣類、靴下、カーペットおよび靴である。この部門は、原材料および半製品の供給を外国市場に依存しており、また製品の大半は輸出向けである。この部門は、2003年度において、外国(とりわけEUから)の需要の減速、中国の世界貿易機関(WTO)加入に伴う国際競争の激化および繊維製品取引について規定する多国間繊維協定が撤廃に向けた最終段階に入ったこと(2005年に終了)により影響を受けた。この部門の輸出を促進するために、政府は、衣料品会社をバリュー・チェーンにおける下請の地位から脱却させる統合・合併を奨励しており、欧州の事業スペシャリストとのパートナーシップの一環として職業訓練プログラムに力を注いでいる。

繊維、衣料品および皮革産業は、2013年度に2.1パーセント成長し、2014年度に0.6パーセント、2015年度に4.8パーセント、2016年度に0.2パーセント縮小した。これは、EUにおける需要の減少および当該部門の競争の激化によるものであった。2017年度において、繊維、衣料品および皮革産業は、主に欧州経済の改善により、1.8パーセント成長した。

2017年度、繊維、衣料品および皮革産業が製造業の輸出総額に占める割合は27.8パーセントであった。これに対し、2016年度には28.3パーセント、2015年度には29.3パーセント、2014年度には31.1パーセント、2013年度には32.6パーセントであった。繊維、衣料品および皮革産業の輸出は、2013年度には5.1パーセントの増加、2014年度には3.8パーセントの増加、2015年度には7.5パーセントの減少、2016年度には8.3パーセントの増加、2017年度には16.3パーセントの増加となった。繊維、衣料品および皮革産業に対する投資は、2017年度は3.0パーセントの増加、2016年度は17.9パーセントの増加、2015年度は3.5パーセントの減少、2014年度は14.8パーセントの減少、2013年度は5.6パーセントの減少であった。

中小企業向けのアップグレーディング・プログラム、新規市場への参入の簡便化、および外国投資の誘致によって、生産部門を現代化すると共に世界市場への統合を強化することで、繊維および衣料品産業の業績が改善されると見込まれている。

2014年度、繊維、衣料品および皮革産業は製造業全体の実質付加価値の18.1パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の3.0パーセントを占めた(2013年度にはそれぞれ18.5パーセントおよび3.1パーセントであった。)。2015年度、繊維、衣料品および皮革産業は製造業全体の実質付加価値の17.2パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の2.9パーセントを占めた。

2016年度、繊維、衣料品および皮革産業は製造業全体の実質付加価値の16.4パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の2.7パーセントを占めた。2017年度、繊維、衣料品および皮革産業は製造業全体の実質付加価値の16.9パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の2.7パーセントを占めた。

木材、紙およびプラスチック産業

木材、紙およびプラスチック産業の成長率は、2013年度には0.3パーセント、2014年度には3.2パーセントであり、その後2015年度は1.0パーセントの低下、2016年度は0.89パーセントの低下、2017年度は0.5パーセントの上昇であった。2014年度、木材、紙およびプラスチック産業は製造業全体の実質付加価値の10.5パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.8パーセントを占めた。2015年度、木材、紙およびプラスチック産業は製造業全体の実質付加価値の10.1パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.7パーセントを占めた。2016年度、木材、紙およびプラスチック産業は製造業全体の実質付加価値の10.1パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.7パーセントを占めた。2017年度、木材、紙およびプラスチック産業は製造業全体の実質付加価値の9.9パーセント、国内総生産(要素費用ベース)の1.6パーセントを占めた。

非製造業

建設および土木

建設および土木産業は、2014年度には3.6パーセント成長した。2015年度、建設および土木産業は3.1パーセント縮小し、2016年度には1.0パーセント成長した。2017年度、建設および土木産業は1.8パーセント縮小した。

2014年度、建設および土木産業が国内総生産に占める割合は4.7パーセントであった。2014年度における建設および土木産業の成長は、主にセメントの生産量の増加および建設産業における継続的回復によるものであった。2015年度、建設および土木部門が国内総生産に占める割合は4.4パーセントであった。2015年度において建設および土木部門が国内総生産に占める割合が低下したのは、主に、投資が減少したことによるものであった。2016年度および2017年度において、建設および土木産業が国内総生産に占める割合は、4.5パーセントおよび4.3パーセントであった。

鉱業

リン酸カルシウム、鉄鉱石および海塩の採鉱を主とする鉱業が国内総生産(要素費用ベース)に占める割合は、2013年度には0.7パーセント、2014年度には0.5パーセント、2015年度には0.5パーセント、2016年度には0.6パーセント、2017年度には0.6パーセントであった。

鉄鉱石および非鉄金属の一部の埋蔵量の枯渇とリン酸石灰の埋蔵量の低下が重なっており、将来、鉱業部門の成長に影響を及ぼす可能性がある。鉱業部門は、2014年度に13.1パーセント成長し、2015年度に11.4パーセント縮小した。2016年度および2017年度において、鉱業部門は、主にリン酸塩の生産の増加により、それぞれ6.4パーセントおよび10.1パーセント成長した。

鉄鉱石の産出量は、2013年度に14.0パーセント、2014年度に31.0パーセント増加し、2015年度に12.0パーセント減少した。鉄鉱石の産出量は、2017年度には、2016年度比で0.5パーセント減少した。海塩の産出量は、2013年度に3.9パーセント、2014年度に2.4パーセント減少し、2015年度に17.3パーセント増加し、2016年度に4.5パーセント減少した。海塩の産出量は、2017年度には4.5パーセント増加した。

リン酸塩部門、鉱業および化学処理

アメリカ地質調査所が2016年3月に公表した統計によると、チュニジアは世界第8位のリン鉱石の産出国である。

リン酸石灰の産出量は、2013年度に26.0パーセント増加した。2013年度における成長は、主に、2012年度に産出活動が再開されたことによるものであった。リン酸石灰の産出量は、2014年度には、主にガフサ鉱区におけるストライキおよびその他の社会不安の事象が解決されたことにより、15パーセント増加して3.45百万トンとなったが、2015年度には15.0パーセント減少して3.0百万トンとなり、2016年度には21.0パーセント増加して3.6百万トンとなった。2017年度において、リン酸石灰の産出量は、主にガフサ鉱区における社会情勢の改善により、13.0パーセント増加して4.2百万トンとなった。2017年度にはリン酸石灰の産出量は増加したものの、2017年度の目標水準を7.0パーセント下回る産出量であった。

リン酸塩鉱業および副産物部門では、主として世界的な需要の増加により、主要なリン酸塩製品の国際価格が主な原料価格とともに継続的に上昇傾向にあったことが特徴的であった。この有利な国際情勢に乗じて、チュニジアのリン酸塩鉱業および副産物部門の輸出は、2013年度には1,658百万チュニジア・ディナール、2014年度には1,618百万チュニジア・ディナールとなった。この部門がチュニジアの輸出総額に占める割合は、2013年度には5.98パーセントに減少し、2014年度には5.7パーセントに減少した。2015年度、リン酸塩鉱業および副産物部門の輸出がチュニジアの輸出総額に占める割合は4.0パーセントであった。これは、リン酸塩鉱業および副産物部門の輸出が2014年度比で31.4パーセント減少したことを反映している。輸出は、2016年度の初めの2か月間に、2015年度同期比で77.2パーセント増加した。2016年度、リン酸塩鉱業および副産物部門の輸出は29.1パーセント増加し、輸出総額に占める割合は4.9パーセントであったが、2017年度には、1.6パーセント減少し、輸出総額に占める割合は4.1パーセントであった。

リン酸塩部門における産出量、とりわけDAPの産出量は、2011年1月14日革命の結果、鉱業部門に社会不安が生じて一時的に産出が停止したこと、および運輸部門に生じた困難によりリン酸塩製品の運送に影響が及んだことで影響を受けた。2015年度初頭、失業者により組織された複数回のストライキにより、産出量は損害を受けた。

リン酸カルシウムの輸出は、2013年度に80.6パーセント減少した。また、2014年度には48.5パーセント増加したのに対し、2015年度には94.4パーセント減少し、2016年度には38.5パーセント減少して0.6百万チュニジア・ディナールとなり、2017年度には231.2パーセント増加した。

DAPの輸出額は、2013年度に2.6パーセント、2014年度に13.5パーセント減少した。DAPの売上は、2014年度においては当該部門の輸出の26.2パーセント、2015年度は20.4パーセントを占め、2016年度は、DAPの売上が2015年度から73.8パーセント増加したのを受け、27.4パーセントを占めた。2017年度は、DAPの売上が2016年度から8.3パーセント増加したのを受け、当該部門の輸出の30.2パーセントを占めた。

リン酸の売上高は、2013年度に29パーセント減少し、2014年度に14.2パーセント増加した。2014年度において、リン酸の売上は、リン酸塩鉱業および副産物部門の輸出の27.1パーセントを占めていたのに対し、2013年度は23.2パーセントであった。2015年度のリン酸の売上については、2014年度比で、売上高は27.0パーセント、売上量は43.4パーセント減少した。リン酸の売上は、2015年度の当該部門の輸出の28.9パーセントを占めた。

リン酸の輸出は、2016年度には輸出額が55.4パーセント、輸出量が69.0パーセント増加し、当該部門の輸出の34.8パーセントを占めたのに対し、2017年度には輸出額が14.8パーセント、輸出量が4.0パーセント減少し、当該部門の輸出の30.1パーセントを占めた。

リン酸塩鉱業および副産物部門における輸入は、2013年度に8.3パーセント減少し、2014年度に5.4パーセント増加した。輸出による輸入カバー率は、2013年度には187.4パーセントであったのに対し、2014年度は173.6パーセントに低下した。2015年度のリン酸塩鉱業および副産物部門における輸入は、2014年度比で27.1パーセント減少した。2016年度において、当該部門の購入は、2015年度とほぼ同水準を維持した(0.2パーセント減)。2017年度のリン酸塩鉱業および副産物部門における輸入は、2016年度比で23.8パーセント増加した。

2015年度において、非精製硫黄および硝酸アンモニウムの購入は、当該部門の輸入総額の46.2パーセントを占めたのに対し、2014年度は50.6パーセント、2013年度は49.3パーセントであった。非精製硫黄および硝酸アンモニウムの大半は、チュニジア化学グループによって、未加工のリン酸塩からリン酸塩副産物を製造するための原料として購入された。非精製硫黄の輸入は、2013年度には20.6パーセント減少し、2014年度には5.0パーセント増加し、2015年度には32.3パーセント減少し、2016年度には21.4パーセント増加し、2017年度には10.2パーセント減少した。硝酸アンモニウムの購入は、2013年度には7.0パーセント減少し、2014年度には12.6パーセント増加し、2015年度には35.1パーセント、2016年度には27.3パーセント減少し、2017年度には66.2パーセント増加した。これらの変動は、主として、近年の国際市場における硝酸アンモニウム価格の著しい変動およびそれより程度は少ないものの輸入量の変動によるものである。

次に掲げる表は、表中に示された年度における鉱業生産を主な生産品別に示したものである。

リン酸カルシウム

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
生産量(百万トン).....	3.1	3.6	3.24	3.6	4.15
輸出総額(百万チュニジア・ディナール)...	3.8	18.0	1	0.6	2
輸出総額に占める割合(%).....	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0

(*) 暫定データ
 出所 開発、投資および国際協力省ならびに中央銀行

鉄および海塩

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(千トン)					
鉄.....	245	321	285	260	205
海塩.....	1,223	1,194	1,400	1,420	1,400

(*) 暫定データ
 出所 開発、投資および国際協力省

エネルギー

2015年度における国内の一次エネルギー資源の供給は、6.0パーセント減少し、5.2百万石油換算トン(以下「TOE」という。)となったが、2014年度には11.0パーセント減少して5.5百万TOE、2013年度には9.0パーセント減少して6.2百万TOEであった。近年、一次エネルギーに対する需要は高まっており、2015年度には1.1パーセント増加して9.3百万TOE、2014年度には6.0パーセント増加して9.2百万TOE、2013年度には2.3パーセント増加して8.8百万TOEとなった。よって、一次エネルギーの需給バランスは供給不足となり、2015年度において約3.7百万TOE、2014年度において約4.0百万TOE、2013年度において約2.5百万TOE不足した。これはエネルギー部門の貿易収支の赤字に表れており、かかる赤字は、2013年度には2,765百万チュニジア・ディナール、2014年度には3,821百万チュニジア・ディナール、2015年度には3,469百万チュニジア・ディナールに達した。2016年度において、エネルギー部門の貿易収支の赤字は、主に国際石油価格の下落により、2015年度から688百万チュニジア・ディナール減少して2,704百万チュニジア・ディナールとなった。

2017年度において、エネルギー部門の貿易収支の赤字は、主に国際市場におけるエネルギー価格の上昇、炭化水素の産出量の低下および不利な為替相場により、2016年度から1,660百万チュニジア・ディナール増加し、4,170百万チュニジア・ディナールとなった。

2017年度において、石油およびその派生物は総エネルギー消費量の48.1パーセント、電力(一次電力)は総エネルギー消費量の0.4パーセント、天然ガスは総エネルギー消費量の51.5パーセントを占めた。これに対し、2016年度の内訳はそれぞれ47.8パーセント、0.5パーセント、51.7パーセント、2015年度の内訳はそれぞれ48.9パーセント、0.5パーセント、50.6パーセント、2014年度の内訳はそれぞれ46.5パーセント、0.5パーセント、53.0パーセント、2013年度の内訳はそれぞれ44.7パーセント、0.4パーセント、54.9パーセントであった。

電気

電力の国内総生産量は、2017年度には19,108百万キロワット、2016年度には18,256百万キロワット、2015年度には18,199百万キロワット、2014年度には17,677百万キロワット、2013年度には17,087百万キロワットであった。そのうち、それぞれ、15,431百万キロワット、14,806百万キロワット、14,851百万キロワット、14,117百万キロワット、13,947百万キロワットはチュニジア電力ガス会社(以下「STEG」という。)によって生産された。STEGは、1962年に設立された国有企業である。STEGによる電力の生産量は、2013年度に2.0パーセント、2014年度に1.2パーセント、2015年度に5.2パーセント増加し、2016年度に0.3パーセント減少し、2017年度に4.2パーセント増加した。STEGは、2017年度に追加電力として625百万キロワットを発電した。2016年度の追加電力の生産は、2015年度比で45百万キロワットの減少であった。2015年度の追加電力は734百万キロワット、2014年度は170百万キロワット、2013年度は267百万キロワットであった。

チュニジアにおける電力生産量の大半は、ガス火力発電所によるもので、2016年度には発電量の90パーセント超を占めた。チュニジアには、8基の水力発電所(合計発電容量66メガワット)がある。水力発電により生産された電力は、2013年度に60百万キロワット、2014年度に56百万キロワット、2015年度に70百万キロワット、2016年度に45百万キロワット、2017年度に17百万キロワットであった。チュニジアには、総設備容量245メガワットの風力発電設備がある。STEGは、2012年度にビゼルトに120メガワットの設備容量の発電所(2013年度において、さらに70メガワット拡大された。)を設置するなど、チュニジアにおいて風力エネルギーを発展させるため多数のプログラムを実施してきた。

国内総消費量は、2017年度には15,896百万キロワット、2016年度には15,037百万キロワット、2015年度には15,205百万キロワット、2014年度には14,768百万キロワット、2013年度には14,318百万キロワットであった。かかる総消費量のうち、2017年度には8,315百万キロワットが、2016年度には7,866百万キロワットが高圧および中圧電流の消費量であった。

2016年度において、高圧および中圧電力の総消費量のうち約62パーセントを鉱工業が占めた(2016年度の数値が現時点において入手可能な唯一のものである。)。鉱業、化学産業、石油、建築資材、ならびに陶磁器およびガラス産業が、引き続き電気エネルギーの最大の消費部門である。電力消費は、2016年度、これらの産業の全てにおいて増加した。

低圧電力の消費量は、2017年度には5.71パーセント増加した。2016年度には1.27パーセント減少して7,171百万キロワット、2015年度には6.48パーセント増加して7,263百万キロワット、2014年度には4.6パーセント増加して6,821百万キロワット、2013年度には2.2パーセント増加して6,521百万キロワットであった。

政府は、2020年度までに再生可能資源からの発電を12パーセント、2030年度までに30パーセントにすることを目標に掲げている。かかる目標の達成を支援するために、国民議会は、2015年5月、再生可能資源からの電力生産に係る法律を採択した。本法は、電力生産に再生可能なエネルギーの利用を促すことを通じて、エネルギー部門への投資を増やし、約10,000の新規雇用を創出し、STEGの負債を削減し、排出削減により汚染から環境を守ることをめざしている。

次に掲げる表は、表中に示された年度における電力生産および消費を示したものである。

電力生産および消費

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(百万キロワット)					
STEGによる生産.....	13,947	14,117	14,851	14,806	15,431
民間独立生産.....	3,048	3,489	3,315	3,337	3,543
電力会社からの自己消費用の購入.....	692	690	831	989	1,063
国内生産 合計.....	17,087	17,677	18,199	18,256	19,108
アルジェリアとの交換純量.....	8	(21)	(50)	7	37
輸送途中の損失.....	2,707	2,842	2,849	3,001	3,141
輸出.....	62	67	47	128	71
消費可能なエネルギー 合計.....	14,910.0	15,408.0	16,151.0	15,996.0	16,788.0
高圧・中圧電力消費					
鉱業.....	324	334	305	318	入手不能
冶金産業.....	284	284	268	283	入手不能
化学産業.....	463	464	467	440	入手不能
建築資材.....	1,531	1,653	1,659	1,568	入手不能
製紙業および出版.....	134	122	146	141	入手不能
繊維産業.....	519	497	479	458	入手不能
食品産業.....	654	673	703	673	入手不能
雑産業.....	1,000	1,016	1,028	1,034	入手不能
農業.....	556	550	564	602	入手不能
揚水.....	563	580	616	684	入手不能
運輸.....	311	303	302	285	入手不能
観光業.....	567	567	463	430	入手不能
サービス業.....	891	904	942	950	入手不能
小計.....	7,797.0	7,947.0	7,942.0	7,866	8,315
低圧消費.....	6,521.0	6,821.0	7,263.0	7,171	7,581

国内消費 合計.....	14,318.0	14,768.0	15,205.0	15,037	15,896
--------------	----------	----------	----------	--------	--------

(*) 暫定データ
出所 エネルギー・鉱業省

石油

1966年に南部のエル・ボルマ油田で石油の生産が始まって以来、同油田は、近年その生産量が減少しているとはいえ、チュニジアの石油産業の中心である。

37の油田において石油の生産が確保されている。ハスドルバル、エル・ボルマ、アダム、アシュタルトおよびシェルーク油田が国の総生産量の約52パーセントを生産している。

実際のところ、2009年度末に生産を開始したハスドルバル油田は高水準の石油生産を誇っている。同油田の国内生産におけるシェアは、2013年度には16パーセントに増加し、2014年度は15パーセントであったが、2015年度には13パーセントに減少した。かかるシェアは2016年度においては13パーセントと横ばいで、2017年度は10パーセントであった。2016年度および2017年度における石油生産量の減少は、主に、成熟油田からの生産量の低下ならびに2017年5月から8月にかけてのチュニジア南部における雇用および開発への抗議(かかる抗議により生産が中止された。)によるものであった。

最も重要な成熟油井(ハスドルバルを除く。)の生産量が自然に減少してきたことにより、原油生産量は減少しており、2013年度は9パーセント減少して2.8百万トン、2014年度は10パーセント減少して2.5百万トン、2015年度は11パーセント減少して2.3百万トン、2016年度は6.5パーセント減少して2.16百万トン、2017年度は16パーセント減少して1.8百万トンとなった。

国有企業であるチュニジア精製産業会社(以下「STIR」という。)への石油の出荷は、2013年度には1.1百万トン、2014年度には1.2百万トン、2015年度には0.9百万トン、2016年度には1.2百万トン、2017年度には0.9百万トンであった。原油が一次エネルギー生産量全体に占める割合は、2011年度には47.1パーセント、2012年度には47.2パーセント、2013年度には46.9パーセント、2014年度には47.5パーセント、2015年度には46.9パーセント、2016年度には50.3パーセント、2017年度には47.8パーセントであった。

原油の輸出は、2013年度の2.1百万トンから14.3パーセント減少して2014年度には1.8百万トン、2015年度には16.7パーセント減少して1.5百万トンとなったが、2016年度には13.3パーセント増加して1.7百万トンとなり、2017年度には9パーセント減少して1.6百万トンとなった。

2012年度、リビアは、内戦により輸出を停止したため、チュニジアにとっての原油の主要な供給国から初めて除外された。原油の輸入は、2013年度に輸入量が22.2パーセント増加して1.1百万トンになり、輸入額は2012年度の1,342百万チュニジア・ディナールから15.9パーセント増加して1,555百万チュニジア・ディナールとなった。

2014年度、原油の輸入量は横ばいで1.1百万トンとなり、輸入額は2013年度の1,555百万チュニジア・ディナールから2.5パーセント減少して1,516百万チュニジア・ディナールとなった。

2015年度、原油の輸入量は27.3パーセント減少して0.9百万トンとなり、輸入額は56.9パーセント減少して737百万チュニジア・ディナールとなった。2015年度、政府は、国有石油会社であるSTIRによる現地生産石油の使用割当量を増やしたため、輸入への依存度が軽減された。さらに、STIRにおいて、計画されていた清掃および維持工事のため生産が2度停止されたことも、2015年度のSTIRにおける原油の輸入を減少させた。

2016年度、原油の輸入量は1パーセント増加して0.9百万トンとなり、輸入額は8パーセント減少して641百万チュニジア・ディナールとなった。輸入量の増加は、主に、2016年9月以降のSTIRによるガソリンの生産増加によるものであったのに対し、輸入額の減少は、主に、国際石油価格の下落によるものであった。

2017年度、原油の輸入量は28パーセント減少して0.6百万トンとなり、輸入額は7パーセント減少して631百万チュニジア・ディナールとなった。輸入額の減少は、主に輸入された原油量の減少によるものであったが、これは、元を辿れば、主にSTIRにおける生産停止によるものであった。2018年4月30日に終了した4か月間において、原油の輸入量は76.3パーセント減少して0.1百万トンとなり、輸入額は67.4パーセント減少して79百万チュニジア・ディナールとなった。2017年度同期においては、輸入量は0.3百万トン、輸入額は242.5百万チュニジア・ディナールであった。

次に掲げる表は、2013年度から2017年度における原油の生産および輸出を1990年度不変価格で示したものである。

原油の生産および輸出

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
原油生産量(百万トン)	2.8	2.5	2.3	2.2	1.8
輸出総額(百万チュニジア・ディナール) ...	2,838	2,434	1,241	1,210	1,584
輸出総額に占める割合(%)	10.2	8.6	4.5	4.2	4.6

出所 エネルギー・鉱業省

天然ガス

1995年にミスカール(Miskar)・ガス田で生産が開始されるまで、天然ガスの国内生産は、縮小傾向にあるエル・ボルマ・ガス田の生産に限られていて、アルジェリアからの大陸横断パイプラインのロイヤリティーの現物払いとして輸入されるガスで補っていた。このロイヤリティーは、アルジェリア国境のフェリアナ地方からチュニジア国内を通過してボン岬地方、地中海を経てアルジェリアとイタリアを結ぶ2つのパイプラインで輸送されるアルジェリア産の天然ガスに対して支払われるものである。いずれのパイプラインもチュニジア共和国とイタリアの石油ガス会社であるENIとの協定に基づき敷設された。協定では、天然ガスの輸送量に応じてパイプライン使用料とロイヤリティーをチュニジアに支払うことが要請されている。

2013年度の生産量は0.6パーセント減少して2.5百万TOEであった。2014年度の実績は8.0パーセント減少して2.3百万TOEであり、2015年度の実績は3.0パーセント減少して2.2百万TOEであった。ミスカール・ガス田の生産量は、2013年度には0.9百万TOE、2014年度および2015年度にはそれぞれ0.7百万TOE、2016年度および2017年度にはそれぞれ0.6百万TOEに減少した。この減少は、ミスカール・ガス田における天然ガスの生産量の自然な減少によるものである。2016年度の天然ガスの生産量は9パーセント減少して2百万TOEであった。

2010年度以降、アルジェリア産の天然ガスの輸送について支払われたロイヤリティーは、イタリアの購入量およびパイプラインによる輸送量の低下を受けて、減少している。チュニジアを経由するアルジェリア産のガスの輸送について国に支払われたロイヤリティー総額は、2013年度には39.5パーセント減少して559千TOEであり、2014年度には46パーセント減少して299千TOEとなった。国内の天然ガスは、主に、主要なガス田であるミスカール・ガス田で生産されており、国内消費量に占める割合は2013年度には約17.6パーセント、2014年度には約14.6パーセント、2015年度には約15.2パーセント、2016年度には約68パーセント、2017年度には約67パーセントであった。

国内の天然ガスの消費量は、2013年度には2.0パーセント減少し、2014年度には2.0パーセント増加し、2015年度には4.3パーセント減少した。2016年度の天然ガスの消費量は、2015年度から横ばいであり、2017年度には5.0パーセント増加した。

次に掲げる表は、2013年度から2017年度における天然ガスの生産および消費を示したものである。

天然ガスの生産および消費

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(千TOE、真発熱量)					
生産					
ミスカール.....	845	716	713	639	602
その他.....	1,656	1,585	1,518	1,330	1,248
生産 合計.....	2,501	2,301	2,231	1,969	1,850
ロイヤリティー 合計.....	559	299	317	830	832
輸入.....	1,840	2,370	2,212	2,249	2,418
供給 合計.....	4,900	4,970	4,760	5,048	5,100
消費					
STEG.....	2,932	2,986	2,832	3,456	3,558
IPP	556	628	601		
その他(産業利用、家庭利用 および第三次産業での利用) ...	1,321	1,282	1,252	1,228	1,354
国内消費 合計.....	4,809	4,896	4,686	4,684	4,912
輸出.....	82	45	56	357	174
消費 合計.....	4,891	4,941	4,741	5,041	5,086

(*) 暫定データ
出所 国立エネルギー観測所

石油燃料生産

2013年度の燃料生産は、2012年度から2.4パーセント減少し、1.8百万TOEであった。2014年度の燃料生産は、2013年度から2.7パーセント減少し、1.8百万TOEであった。2015年度の燃料生産は、2014年度から19.3パーセント減少し、1.4百万TOEであった。2016年度の燃料生産は、2015年度から10.8パーセント減少し、1.26百万TOEであった。2017年度の燃料生産は、2016年度から23.4パーセント減少し、1.0百万TOEであった。

次に掲げる表は、表中に示された年度における石油燃料生産を示したものである。

石油燃料生産

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(千TOE)					
液化石油ガス.....	122	117	99	98	90
スーパー無鉛ガソリン.....	0	0	0	22	83
パラフィン・オイル.....	53	55	56	54	61
ディーゼル.....	663	651	505	438	323
燃料オイル.....	586	551	422	409	320
その他.....	376	379	304	240	109
合計.....	1,800	1,752	1,414	1,261	986

(*) 暫定データ
 出所 国立エネルギー観測所

2013年度の燃料消費は、2012年度から2パーセント増加し、3.9百万TOEであった。2014年度の燃料消費は、2013年度から10パーセント増加し、4.3百万TOEであった。2015年度の燃料消費は、2014年度から5パーセント増加し、4.5百万TOEであった。2016年度の燃料消費は、2015年度から4パーセント減少し、4.3百万TOEであった。2017年度の燃料消費は、2016年度から6.0パーセント増加し、4.6百万TOEであった。

サービス

運輸

チュニジアの運輸ネットワークとしては、国際空港 9 箇所、商業港湾 7 箇所、小規模港湾 22 箇所、ラ・スキラの石油ターミナル 1 箇所、鉄道約 2,190 キロメートル、第一および第二道路約 20,000 キロメートルがある。

運輸業が国内総生産(要素費用ベース)に占める割合は、2013年度は7.7パーセント、2014年度は7.4パーセント、2015年度は7.0パーセント、2016年度は7.2パーセント、2017年度は7.4パーセントであった。

運輸部門は、2013年度は3.5パーセント、2014年度は0.9パーセント成長したが、2015年度は3.1パーセント縮小し、2016年度は4.7パーセント、2017年度は5.0パーセント成長した。2017年度における成長は、主に、2017年度において航空輸送の旅客が15.9パーセント増加した(国内線および国際線でそれぞれ9.4パーセントおよび16.4パーセント増加した)ことによるものであった。これに対し、2016年度における航空輸送の旅客の増加は13.5パーセントであった。

これらの改革は、数々の民営化の完了、特に現在ではもっぱら民間業者が従事している陸路での商品運輸部門の民営化によって支えられてきた。運輸部門は1997年に新しい海運会社、ガス・マリーン社(Gaz Marine)およびジェネラル・マリティーン社(Compagnie Générale Maritime)(COGEMA)の2社が創立されて強化された。航空輸送に特化した民間航空会社、地中海航空サービス(MAS)も1999年に営業を開始した。

2013年度の運輸部門に対する投資は22.0パーセント減少し、総固定資本形成(以下「GFCF」という。)合計の11.5パーセントであった。2014年度の運輸部門に対する投資は9.8パーセント増加し、GFCF合計の12.5パーセントであった。2015年度の運輸部門に対する投資は25.0パーセント増加し、GFCF合計の15.5パーセントであった。2016年度の運輸部門に対する投資は6.5パーセント増加し、GFCF合計の15.6パーセントであった。2017年度の運輸部門に対する投資は55.8パーセント増加し、GFCF合計の17.0パーセントであった。

政府は、この部門を拡大し、改善し、現代化するための投資を引き続き推奨している。ラ・グレットとラデスの2つの主な港湾を拡充させるために、1996年度初頭に80百万米ドルをかけた計画が開始した。また1996年度初頭に政府は、2011年度まで続く、南はリビア、西はアルジェリアに至る818キロメートルのハイウェイ建設計画を発表した。さらには、予想される観光業の成長に対応するため、チュニス・カルタゴ空港、モナスティール・スカーン空港、ジェルバ・ザルジス空港およびスファックス・ティナ空港の収容能力を拡大する、空港の基盤設備の現代化計画が進行中である。新エンフィダ空港も営業が開始される。さらに、最新の航空機の導入も継続的に実施されている。2012年、チュニスエアーがエアバス2機を購入した。

通信

通信が国内総生産(要素費用ベース)に占める割合は、2013年度は5.7パーセント、2014年度は5.2パーセント、2015年度は5.1パーセント、2016年度は4.9パーセント、2017年度は4.7パーセントであった。チュニジアの通信ネットワークは、近年急速に発展し、政府は国際通信および携帯電話通信のコストを下げる措置を講じてきた。チュニジアの通信ネットワークは、2016年12月31日現在において固定電話回線が975,000本および携帯電話回線が14.3百万本、2015年12月31日現在において固定電話回線が943,000本および携帯電話回線が14.6百万本であったのに対し、2017年12月31日現在においては固定電話回線が1,113,200本および携帯電話回線が14.4百万本であった。チュニジアには、主要な携帯電話事業者として、チュニジア・テレコム(65パーセントは国有)、ウーレドゥー(旧チュニジアナ社)およびオレンジ・チュニジアの3社がある。2016年3月30日、これらの事業者それぞれに対して第4世代移動通信システムの帯域免許が付与された。

金融サービス

チュニジアの金融部門は銀行業、その他の金融機関および株式市場で構成されている。

銀行部門

チュニジアの銀行部門は、2017年12月31日現在、フルサービス銀行として行為している貸付機関23社(このうち、5行が専門銀行である(イスラム銀行3行、中小企業向け融資銀行1行およびマイクロファイナンス銀行1行。))、リース会社8社、主に非居住者を取引対象とするオフショア銀行7行、マーチャント・

バンク2行、外国銀行のチュニジア支店9店、ファクタリング会社2社ならびにその他の金融機関から構成されている。中央銀行は銀行部門を統制する。2017年12月31日現在、チュニジアは1,860店の銀行部門の支店ネットワークを有し、住民6,154人あたり1店の割合となった。上記「(6) その他 銀行制度」を参照。この数年で、チュニジアの銀行制度に関する主要な変更が行われた。チュニジア社会銀行(STB)によるチュニジア経済開発銀行(BDET)および観光開発国民銀行(BNDT)の吸収合併、マグレブ・アラブ協力銀行(BCMA)の清算ならびにチュニジア・クウェート開発銀行(BTKD)、チュニジア・アラブ首長国連邦投資銀行(BTEI)、チュニジア・カタール投資銀行(BTQI)、チュニジア・サウジアラビア投資・開発銀行(STUSID Bank)およびチュニジア・レバノン開発・対外商業銀行の多目的銀行への変換である。銀行制度の再編成計画としては、1997年の南部銀行(BS)の一部民営化およびチュニジア社会銀行(STB)による2000年のチュニジア経済開発銀行(BDET)と観光開発国民銀行(BNDT)の合併・買収の後、さらに2002年の国際銀行協会(UIB)の民営化、および合併の開発銀行からフルサービス銀行への変換が続いた。UIBの民営化のための取引は2002年11月に完了し、資本の52パーセントに当たる3,640,000株がフランスの銀行「ソシエテ・ジェネラル」に102.7百万チュニジア・ディナールで売却された。この取引は、国の民営化計画の流れにおいて、チュニジアの銀行の支配株が外国の投資家に初めて売却されたということで重要な出来事であった。

2004年、当局は南部銀行(BS)の完全民営化をめざした。そのための入札は2003年度末に行われた。2005年、南部銀行の民営化は、国が保有する株式(6,708,805株、すなわち株主資本の33.54パーセントであり、61百万チュニジア・ディナール)の外国投資家への売却が成立したことにより達成された。4百万株(36百万チュニジア・ディナール)を追加取得したことにより、合併企業アンダルマグレブ社(ANDALUMAGHREB)が株式資本の53.54パーセントを保有する主要株主となった。2008年、チュニジア・クウェート開発銀行(BTKD)は60百万チュニジア・ディナールに達する株式資本の60パーセントを売却することにより民営化された。

1997年に着手された銀行制度の現代化計画が達成された後、とりわけ電子決済の分野において実施の次段階に入った。電子決済は振替、引出、小切手および為替手形について運用されるようになった。これらの取引は、いまや、発行および支払の場所にかかわらず48時間以内に決済される。モネティックス(Monetics)(すなわち電子マネーの利用)の開発も、支払手段の現代化が大幅に進んだことを反映している。2015年12月31日現在、チュニジアにおける約13.4百万の口座(銀行口座および郵便口座、双方)に対して3.0百万枚のペイメントカードが発行されている。これに対し、2013年度および2012年度の口座数は6.0百万であった。同じ方針で、中央銀行が議長を務める部門集中委員会が設置され、2002年10月末から業務を開始した。その責務はモネティックス開発計画の監視であり、それによってカードによる支払を普及させることおよび電子ペイメントカード・テクノロジーへの動きを支持することをめざしている。支払制度の現代化を狙いとして、2005年、電子振替取引におけるセキュリティの強化および各参加者の責任の明確化を目的とした電子振替操作の規制の枠組みが定められた。同時に、中央銀行は、巨額決済システム(SGMT)を設置した。これは2006年11月に稼働を開始した。このシステムにより、振替における国際標準および基準に沿ったセキュリティ、速度および透明性が保証されることになる。

さらに、情報基盤の再編成の枠組みの中での情報システムの改善を目的として、個人への貸付に関するファイルの運用が2002年11月から開始された。これは、事業者が利用できる情報の質を改善させ、個人への非専門の貸付のリスクを評価しやすくするものである。

通信システムを使った中央銀行と各銀行との電子データ交換制度の運用も開始された。この新しい制度および電子決済システムの両方の創設は、不渡り小切手を管理し、提示、照合、公式化および不渡宣言における手続のための事務処理の削減を試みる規則(チュニジア中央銀行から各銀行に公表された2002年6月25日通達第2002-10号)の採用に有利に働いた。

当局は、チュニジア中央銀行の設立に関する法律第58-90号および貸付機関に関する法律第2001-65号の改正を通じて、その健全性維持の枠組みを検討した。

チュニジア中央銀行の設立に関する法律第58-90号は、2006年5月15日法律第2006-26号によって改正された。この改正は、金融政策のより効果的な実施、決済システムの管理を加えるための、チュニジア中央銀行の職務の拡大、他の金融部門当局との提携および協力関係を正式なものにすること、「監理官」を「外部会計監査人」に変更することによる中央銀行に対する管理の強化、とりわけ銀行業務の品質に対する評価および照会結果を公表する「全国銀行業務品質監視機関」のチュニジア中央銀行内部における設置を目的としている。

貸付機関に関する法律第2001-65号もまた、2006年5月2日法律第2006-19号によって改正された。この改正は、貸付機関に対し「内部統制システム」の確立、「執行与信委員会」の創設および「コンプライアンス機能」の設置を義務付けることによって取締役会に銀行運営を適切に管理するのに必要な手段を提供し、よってコーポレート・ガバナンスを強化することを目的としている。この改正は、銀行の活動状況を改善すること、ならびに「銀行口座開設」約款の制定および銀行と顧客間の紛争を友好的に解決するための「調停手続」の設定によって銀行と顧客の関係を明確化することも目的としている。

株式市場

1969年に創立されたチュニス証券取引所(Bourse des Valeurs Mobilières de Tunis(BVMT))は1990年まではほとんど休眠状態であった。設立されてから最初の20年間、政府の期待通りにこの証券取引所が機能しなかった原因にはいくつかの要因があったが、政府はその後そういった現状を是正しようと努めてきた。

第一に、いくつかの国営企業が民営化されるまでの間、ほとんどの大企業は国有であり、民間企業は同族会社であった。民営化および再編成計画と同様に1988年に国によって立ち上げられた公共部門改革は、これらの企業の資本を、株式市場を通じて一般に公開することによって、資本市場を活性化することを狙いとしていた。

第二に、改革以前のチュニジアの税法は、借入による資金調達を優遇し、エクイティ・ファイナンスを冷遇していた。1990年、資本所得の二重課税は、収益に対する直税課税に関する法律によって廃止された。

さらに、企業に株式市場への上場を促し、投資家を市場に引きつけることを期待して、いくつかの税制上の優遇措置が与えられた。

これらの措置は、とりわけ、証券取引所に上場する会社に対する税制優遇措置の延長に関するものである。すなわちその資本金の少なくとも30パーセントを公開した会社につき、2014年度より前に上場が許可された場合、許可された年度からの5年間にわたる法人税を20パーセント減額した³。

3 企業による証券取引所への上場促進に関する2010年6月7日法律第2010-29号を参照。

また、立法では、法制上の一定の免除の維持を確保する一方で、短期証券により実現されたキャピタルゲインに対する課税の導入において、上場証券の売却によるキャピタルゲインの免除の合理化を通じて株式市場における過度の投機的な操作を制限することにより、中・長期における貯蓄の安定化を確保した⁴。

4 この措置は、2011年1月1日以降に取得または上場され、その購入または引受後の年度末より前に売却された上場証券の売却によるキャピタルゲイン純額に関する2010年12月17日法律第2010-58号(2011年度財政法)によって導入された。

第三に、政府は、チュニス証券取引所の現代化ならびに参加企業の会計および報告実務の指導、適合および更新の措置を講じた。これらの改革は、投資家の信頼を高め、活動を促進するために、株式譲渡を促進し、仲介過程をより効率化し、市場の透明性を高めることをめざしていた。

1995年度始めに、経営機能と管理機能を分離する構造改革による資本市場の現代化の取組が開始され、決済・受渡業務を担当する唯一の預託機関である決済会社が設立された。現代化の取組は、国際基準を満たすような相場および運営のための適切な手法ならびに安定したインフラをチュニスの市場にもたらしことを狙いとし、1997年に引き継がれた。1997年6月以降、証券取引所で取引されている全ての株式は、新しい電子相場システムによって取り扱われるようになった。チュニス証券取引所はまた、株式ブローカーによる全ての取引が正常に完了するよう、市場保証基金の運営も行っている。

1994年11月14日法律第94-117号第62条の適用により、2009年5月6日の臨時総会での株式ブローカーの会議において、株式および金融商品市場に顧客のための保証基金を創設することが決定された。この基金はチュニス証券取引所によって運営され、株式ブローカーによる契約不履行に関連する非商業リスクから顧客を保護しようとするもので、金融市場委員会協会(CMF college)によってかかる不履行についての通知がなされた場合にのみ活用される。この基金の財源は、

- ・ 市場における株式取引に対してチュニス証券取引所に支払われる手数料の5パーセント
- ・ 各株式ブローカーにより支払われる1,000ディナールの年間出資金
- ・ 基金の資産による投資からの手取金

である。

この基金による保証は、基金の利用可能額の3分の2に相当する金額を超えないものとする。基金から払い出された金額が、株式市場によって補償を決定された顧客の間で、1顧客あたり30,000ディナールを上限として、その口座の数にかかわらず、補償を受けることのできる債権の全額における各顧客の持分に応じて按分されて分配され、支払われる金額の合計は1顧客あたりの補償金額の90パーセントを超えないものとされている。

また、政府の改革のうち、決済会社の設立は、決済の合理化を目的としていた。1996年10月、フランス政府の補助金による支援を受けて、チュニス証券取引所は、SUPERCACと呼ばれるパリ証券取引所システムを基にしたコンピュータによる取引および決済システムを新たに導入した。チュニジアのこのシステムは、新興市場初であろう。新たなシステムによってめざすものは、チュニジア市場の透明性と即時性を高めることを通じて投資家の市場への信頼度を高めること、そしてチュニジア株式の取引を促進することであった。

チュニス証券取引所の組織および機能に関する一般規則は、1997年2月に金融市場委員会(Conseil du Marché Financier(CMF))によって承認された。同委員会は、チュニス証券取引所の取引所規則も承認した。新しい規則は証券取引所に上場される企業の条件を定めており、また取引の交渉、公募手続、支払不履行の決済手続、証券の受渡手続に関する原則を規定している。チュニス証券取引所および金融市場委員会の活動を律する規制の枠組みに大がかりな変更が導入されたことは注目に値する。とりわけ企業の株式市場への参加を促すことを狙って、条件が緩和された(チュニジア共和国官報2005年10月4日第79号に掲載された2005年9月24日財務省通達を参照。)。かかる変更は、株式市場の2つの分野を資本証券を扱う1つの市場に統合することを目的としていた。よって、資本市場は、いまや、資本証券市場と債券市場の両方を担っている。

一方、金融関係のセキュリティ強化に関する2005年10月の法律によって、金融市場委員会がその任務を遂行する際の役割が強化された。これは、金融市場委員会の承認に服する第三者のための株式ポートフォリオ運用活動を体系化することによって行われた。

2009年度から、管理会社の事業計画ならびにその利用可能な人的および物的資源に基づき、第三者のための有価証券の事業ポートフォリオ運用行為に関する承認が付与されている。さらに、同法は、監査人の独立性の強化によって公共貯蓄を扱う会社の透明性を高めること、ならびに公共貯蓄を扱う会社および上場企業に対するディスクロージャー義務の改革に取り組んでいる。これ以降、上場会社は、金融市場委員会およびチュニス証券取引所に対し、四半期毎に活動に関する部門別指標を報告することが求められることとなった。

また、上場企業のガバナンスを改善するために、2008年に取締役規則が改定され、かかる改定により、上場企業が年次報告書に内部統制についての記載を含めることが義務付けられた。同様に、かかる事業体の経営者および取締役会の責任についても、明確に規定しなくてはならない。外部監査役に関しては、株主総会において内部統制について意見を述べるのが義務付けられた。

一方、資本市場の活性化をも狙い、長期貯蓄を市場に動員させるため、相互貯蓄商品が特に重視された。よって、投資信託(Organismes de Placement Collectif(OPC))を管轄する全ての法体系が2001年7月に1つの法典に統一された。この法典の施行時に、これら相互投資信託に対する特定の税制が設定された。

次に、2005年の起業ファンドおよび資本リスク投資信託(fonds communs de placement à risque(FCPR))の創設により、相互貯蓄動員のための仕組みが充実した。これらの投資信託は、起業を志す投資家の支援およびかかる投資家への起業に必要な資本の提供によって、創業段階から企業を支援することを狙いとされている。

当局は、経済および市場がますます統合される中、外国人投資家の資本市場発展における役割を意識し、外国人投資家を引き付けるための一連の方策を次々に打ち出した。

この点において最近行われた方策は、2005年、上場国内企業が発行した社債または格付のある社債の外国の非居住者による引受および買取を、各発行の残高の10パーセントを限度に認めたことである。この限度は2007年4月に20パーセントに引き上げられた。

同時に、チュニジアで設立された企業の議決権または持分を付与する有価証券ポートフォリオへの投資は、外国人同士でより高い投資委託手数料を目的として取引される場合には事前承認が免除されたことによって、条件が緩和された。2014年9月18日付の政令第3629/2014号ではかかる条件が見直され、株式資本における資本参加の上限が50パーセントから66.66パーセントに引き上げられた。

この措置は、チュニジアで設立され、設立時に外国投資に対して公開されていた部門を営む中小企業(純資本資産が最大で4百万チュニジア・ディナールであり、かつ従業員300人までの企業)が発行する同様の株式を外国人が取得する場合にも適用される。

同様に、外国人投資家に対し、国が発行した準国庫債券(BTA)の引受も認められた。当初は各発行の残高の5パーセントが上限であったが、2005年、暫定6か月期間中の10パーセントに引き上げられた。この上限は、2007年4月に20パーセントに引き上げられた。

国が2006年にゼロ・クーポン国庫債券(BTZc)の創設(初めての発行は2006年10月)によってその国内債務証券を多様化させたことは注目に値する。

株式市場の2007年度における主要な出来事は、農産物を専門とするSOPATの上場による代替市場の設立であった。その後、他の2銘柄、すなわちセルヴィコム(Servicom)およびカルタゴ・セメント(Carthage Cement)の株式の新規上場によって強化された。SOPATは、2010年8月に証券取引所の主要市場に移転した。

2009年8月12日法律第2009-64号によって公布された非居住者向け金融サービスに係る法律では、チュニス証券取引所内のオフショア部門の創設、および規制の対象である非居住者の投資家の需要に適合した新しい金融ツール(プロ向けのファンドおよび投資信託のための合理的な投資規則(ARIA OPCVM)を含む。)の導入が計画されている。

非チュニジア企業によるチュニジア企業の所有を制限する規制は緩和され、政府の事前承認を必要としない場合の上限を50パーセントにまで拡大した。それまでの上限は、上場企業については10パーセント、非上場企業については30パーセントであった。

さらに、証券取引所は次の5銘柄の上場によって強化された。すなわち、主要市場に保険会社サリム(SALIM)、チュニス・レ(Tunis Ré)、エナクルおよびモダン・リーシング(Modern Leasing)、ならびに代替市場にカルタゴ・セメントである。エナクルはチュニス証券取引所とカサブランカ証券取引所に同時に上場した。よって2010年度末の上場会社は56社に達した。

株式取引の減少により、2011年度の取引高は18.2パーセント減少し、3,138百万チュニジア・ディナールであった。チュニス証券取引所に新規に上場された会社は、2009年度には2社、2010年度には4社であったのに対し、2011年度は1社のみであった。TUNINDEX指数は、2008年度は278.3ポイント、2009年度は1,399.3ポイント、2010年度は820.8ポイントと連続して上昇していたが、2011年度は390.3ポイント下落した。

2012年度における金融市場において注目すべき出来事は、インターネット・プロバイダーであるヘキサバイト(Hexabyte)とアテリエール・メカニクス・ドゥ・サヘル(Ateliers Mécaniques du Sahel)(AMS)という会社が代替証券取引所に上場したことである。その結果、上場会社数は59社に増加した。取引所の取引総額は2,078百万チュニジア・ディナールに回復し、1日あたりの取引高は7.7百万チュニジア・ディナールに達した。

2013年度、チュニス証券取引所のベンチマーク指数は、2012年度における3.0パーセントの低下に対して、4.3パーセント低下した。2014年度には、ベンチマーク指数は16.2パーセント上昇し、2015年度には、ベンチマーク指数は0.9パーセント低下した。2013年度、チュニス証券取引所の流通市場における取引は26.2パーセント減少し、1,534百万チュニジア・ディナールであった。2014年度、チュニス証券取引所の流通市場における取引は、2013年度比で15.8パーセント増加し、1,777百万チュニジア・ディナールであった。2015年度、チュニス証券取引所の流通市場における取引は20.4パーセント増加し、2,140百万チュニジア・ディナールであった。日毎の平均取引高は、2015年度は8.6百万チュニジア・ディナール、2014年度は7.2百万チュニジア・ディナールであった。2016年度、チュニス証券取引所の流通市場における取引は18.6パーセント減少し、1,741百万チュニジア・ディナールであった。日毎の平均取引高は、2015年度は8.6百万チュニジア・ディナールであったのに対し、2016年度は6.9百万チュニジア・ディナールであった。

チュニス証券取引所における上場会社数は、近年増加した。2013年度、チュニス証券取引所には12社が新たに上場され、2014年度には6社が新たに上場された。2015年12月31日現在においてチュニス証券取引所に上場されていた企業は78社であったのに対し、2016年12月31日現在においては79社であった。

2017年12月31日現在においてチュニス証券取引所に上場されている企業は81社であった。

次に掲げる表は、表中に示された年の12月31日に終了する年度におけるチュニス証券取引所の主な指数を示したものである。

チュニス証券取引所の主な指数⁽¹⁾

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽²⁾
預金のための公募による発行額 (百万チュニジア・ディナール)...	2,430	3,783	3,950	3,874	2,770
国庫債券.....	1,739	3,207	2,343	3,373	2,079
株式および社債.....	691	576	1,649	501	691
チュニス証券取引所指数 (単位：ポイント)(1997年12月31日を 1000として)	4,381.3	5,090	5,042	5,489	6,282
証券取引所時価総額 (百万チュニジア・ディナール)...	14,093	17,324	17,830	19,300	21,852
国内総生産における証券取引所時価 総額の割合(%)	18.8	21.4	20.9	21.1	22.4
上場会社数.....	71	77	78	79	81
取引 総量 (百万チュニジア・ディナール)...	3,885	2,597	4,000	2,765	3,480
株式.....	1,457	1,651	1,995	1,651	2,243
債券.....	77	126	144	90	165
店頭取引およびその他の取引...	2,351	820	1,861	1,024	1,072

(1) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。

(2) 2017年度の一定の数値は暫定的なものである。

出所 チュニス証券取引所および金融市場委員会

観光業

2013年度には、観光業部門の付加価値(不変価格表示)は0.7パーセント減少し、観光業による外貨収入は1.5パーセント増加した。これは、主に、一定の国からの観光客の入国者数の回復が緩やかであったこと、および宿泊数が低下したことによるものであった。2013年度の観光客の入国者数は、2011年1月14日革命以降、観光業部門における回復が続いてきたことを反映して、2012年度比で5.3パーセント増加し、6.3百万人であった。

2014年度には、外国人観光客の入国者数は、14.3パーセント増加し、7.2百万人であったが、宿泊数は2013年度の30百万泊から29.1百万泊に減少した。これは主に、マグレブから到着する観光客、とりわけリビアからの観光客の減少(2013年度比で21.3パーセント減)、ならびにフランス人観光客の減少(2013年度比で6.1パーセント減)によるものであった。

2015年度、外国人観光客の入国者数は30.8パーセント減少し、4.2百万人であった。これは主に、バルド国立博物館テロ攻撃、スーステロ攻撃、およびチュニスでのバステロ攻撃がチュニジアを訪問する観光客に影響を及ぼしたことによるものであった。2016年度、外国人観光客の入国者数は7パーセントのわずかな増加となり、4.5百万人であった。これは主に、2016年度において一定の旅行会社のチュニジア旅行計画がキャンセルとなったことを受けて、西欧諸国からの訪問者数が減少したためであった。

2017年度、外国人観光客の入国者数は26.7パーセント増加し、5.7百万人であった。これは主に、マグレブから到着する観光客の30.0パーセントの増加およびヨーロッパ諸国から到着する観光客の20.0パーセントの増加によるものであった。これは、元を辿れば、主に、大都市および観光地の治安が向上したことによるものであった。2015年度、観光収入は2014年度の3,626百万チュニジア・ディナールから33.4パーセント減少し、2,415百万チュニジア・ディナールとなった。2016年度においては、訪問者数は2015年度の4.2百万人から4.5百万人に増加したものの、観光収入は1.7パーセント減少して2,373百万チュニジア・ディナールとなった。これは、主に、他の国々からの観光客よりも一般的に支出の多い西欧諸国からの訪問者数が減少したことによるものであった。2017年度、観光収入は17.7パーセント増加して2,794百万チュニジア・ディナールとなった。

次に掲げる表は、表中に示された各期間における観光業に関するいくつかの指標を示したものである。

観光業に関する指標

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
投資(百万チュニジア・ディナール)	350	280	292	303	320
宿泊数(百万泊).....	30.0	29.1	16.2	17.9	22.0
訪問者数(百万人).....	6.3	7.2	4.2	4.5	5.7
収入(百万チュニジア・ディナール)	3,221	3,626	2,415	2,373	2,794

(*) 暫定データ

出所 観光省、開発、投資および国際協力省、中央銀行

貿易

貿易部門には、農産物および農業食品、原材料、設備、燃料、車両、機械・ハードウェア、ならびに繊維および皮革の取引が含まれる。

この部門の活動は、投資環境を改善させた経済改革に支えられた。この部門の活動は、チュニジアにおけるフランチャイズに係る2009年の新法の公布(かかる新法の公布により複数の国際的ブランドがチュニジアにおける事業を拡大させ、流通経路を最新化することが可能になった。)を含む、経済改革に支えられた。これは、投資環境およびチュニジア企業の競争力を改善させ、消費者性向の変化にも繋がった。

貿易部門の付加価値が国内総生産(要素費用ベース)に占める割合は、2013年度には9.1パーセント、2014年度には9.4パーセント、2015年度には9.5パーセント、2016年度には10.2パーセント、2017年度には10.2パーセントであった。

貿易部門の成長率は、2013年度には4.9パーセント、2014年度には3.1パーセント、2015年度には1.1パーセント、2016年度には2.1パーセントであった。2017年度、貿易部門の成長率は、経済成長の減速により、1.5パーセントに鈍化した。

2015年9月、国民議会は、政府による経済への介入を減らすこと、および、事業に対する規制の裁量的適用を撤廃し、主要な製品市場を開放することにより供給と需要に基づいた競争を促進することを目標として競争法を採択した。競争法の主要な規定には、現行の2名の独立委員に対して4名の独立委員を含めるよう競争委員会(*Conseil de la Concurrence*)を拡大すること、競争に影響を及ぼす法案については競争委員会での協議が必要とされること、合併および買収の申請に対する政府省庁の回答までの時間を短縮すること、合併および買収の申請に関する決定について説明責任を課すこと、法律に基づく適用除外項目とEU内の適用除外項目を一致させること、ならびに、反競争的慣行に対する制裁を強化することが含まれる。

雇用および労働

2015年度において、チュニジアの総労働人口は4.02百万人であり、そのうち約3.4百万人が被雇用者であった。2013年度および2014年度におけるチュニジアの総労働力人口はそれぞれ3.94百万人および4.02百万人であり、そのうち約3.3百万人および3.4百万人が被雇用者であった。2016年度において、チュニジアの総労働人口は4.07百万人であり、そのうち約3.4百万人が被雇用者であった。2017年度において、チュニジアの総労働人口は4.1百万人であり、そのうち15.5パーセントが失業者であった。特に農業以外の部門における雇用創出は政府の優先事項であり、多くの政府予算が割かれている。

国立統計局により発表された失業率(公式数値)は、2013年度には15.3パーセント、2014年度には15.0パーセント、2015年度には15.4パーセント、2016年度には15.5パーセント、2017年度には15.5パーセントであった。失業率は、とりわけ、期待されていたよりも遅い経済成長および特に若者の雇用機会の欠如により、依然として高いままである。

次に掲げる表は、チュニジアの労働市場の傾向を要約したものである。

雇用および労働傾向

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
労働人口 合計(百万).....	3.94	4.02	4.02	4.07	4.10
失業率(公式数値) ⁽¹⁾	15.3%	15.0%	15.4%	15.5%	15.5%

(1) 国際労働機関(ILO)のガイドラインに従って計算した。
 出所 職業訓練・雇用省

2013年度、雇用の創出は112,900件に達したが、2011年度と同様、農業および漁業部門は雇用喪失の影響が残り、2013年度の雇用の喪失数は13,200件に達した。2014年度、雇用の創出は45,000件となり、主にサービス部門(特に貿易)における40,500件の雇用の創出を反映したものであった。2015年度、正味の雇用喪失数は11,700件で、主に観光業部門(21,500件)、運輸および通信部門(10,600件)ならびに農業および漁業部門(11,600件)における雇用喪失を反映したものであった。2016年度、雇用の創出は34,700件で、主に観光業部門における8,700件および建設部門における13,500件の雇用の創出を反映したものであった。2017年度、雇用の創出は正味43,300件で、特に観光業部門(15,500件)、製造業部門(19,000件)、建設および土木部門(20,700件)に関するものであった。一方、農業および漁業部門においては12,200件の雇用喪失となった。

次に掲げる表は、表中に示された年度における非農業部門の雇用の創出を示したものである。

雇用の創出

	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
(雇万件数)					
農業および漁業.....	(13,200)	8,500	(11,600)	900	(12,200)
製造業.....	28,300	3,100	(1,600)	(7,000)	19,000
鉱業およびエネルギー.....	2,700	200	(6,500)	4,800	(3,600)
建設および土木.....	21,600	5,300	2,400	13,500	20,700
運輸および通信.....	(600)	4,400	(10,600)	500	(900)
観光業.....	13,500	6,300	(21,500)	8,700	15,500
その他のサービス業.....	31,500	12,100	40,100	13,200	1,900
公共サービス.....	29,100	5,100	(2,400)	(2,400)	2,900
合計.....	112,900	45,000	(11,700)	34,700	43,300

出所 国立統計局

国は数々の雇用機会改善策を率先して行っている。新卒者のために社会保険の雇用者負担分を国が負担することによって新卒者雇用を奨励し、民間投資に関する法的枠組みを改善し、連帯チュニジア銀行(BTS)および国民雇用基金(21-21)を設立し、さらに雇用機会の識別および創出の役割を担う全国および地方委員会を設置した。

小規模なプロジェクトを促進させ雇用を創出するために、連帯チュニジア銀行は、2010年度は11,400件のプロジェクトに融資し(合計129.1百万チュニジア・ディナール)、20,370件の雇用を創出し、2011年度は11,522件のプロジェクトに融資し(合計132.8百万チュニジア・ディナール)、19,660件の雇用を創出した。

1998年の設立時から2011年12月31日まで、BTSは118,593件の貸付を成立させ、その合計費用は約1,089.8百万チュニジア・ディナールであった。これにより、約194,480件の雇用の創出が見込まれた。

国民雇用基金(21-21)による介入は、とりわけ若い世代による起業のための職業訓練・学習・推奨の支援において急速に進行した。2009年度の統合都市開発計画(PDUI)および統合地方開発計画(PDRI)に対する予算からの割当はわずかとなった。

2011年度には、2011年1月14日革命後の労働市場への圧力を抑えるために、公共部門および民間部門で新たな雇用を創出するための多くの活動および対策が決定された。特に、積極的な求職者向けのAMALプロジェクトは、2011年3月より実施され、144,000人を支援した。当該プログラムにかかった合計費用は340百万チュニジア・ディナールであった。2012年度において、積極的な雇用政策の見直し等いくつかの措置が講じられた。特に、2012年8月、求職者が積極的に求職活動を行うのを奨励するために、従前の「AMAL」プログラムに取って替わる「労働インセンティブ」プログラムが創設された。さらに、求職者の年齢および大学卒業年度に関する2つの項目を必須条件として公共部門において25,000人の求職者を採用する法律が2012年6月に制定された。このほかに、雇用および相応の仕事の主たる柱とする新しい開発モデルを構築するために、4年間(2014年度から2017年度)を対象とした「国家雇用戦略」が策定された。

2013年度において、労働者の雇用可能性を改善するため、グローバル戦略が設定された。かかる戦略は、研修システムを経済の需要に適合させること、教育・雇用間の移行を確実なものにすること(研修、キャリアガイダンス等)、また労働者の技術レベルを向上させることに基づいている。

2014年度においては、年度末に、積極的雇用政策の2つの新しいプログラム、すなわち「雇用支援調査」プログラムおよび「雇用可能性改善調査」プログラムが、民間部門および高付加価値業務への就労をターゲットとした新しい部門の雇用政策の一環として開始された。

[次へ](#)

価格および賃金

価 格

2013年度、主に、再び食品および飲料の価格が上昇(前年度比で8.0パーセントの上昇)したこと、ならびに賃金の上昇および主要外国通貨(主にユーロおよび米ドル)に対する継続的なチュニジア・ディナールの価値下落により、インフレ率は5.8パーセントに上昇した。2014年度、主に食品価格の上昇が減速したことにより、インフレ率は4.9パーセントに低下した。こうしたインフレ圧力に対処するために、中央銀行は2014年6月に基準金利を25ベース・ポイント引き上げ、4.75パーセントとした。2015年度、中央銀行の決定を受けて、インフレ率は4.9パーセントに留まったが、これはまた食品および工業製品の価格の上昇率の鈍化、ならびに国際的な商品価格の下落の結果でもあった。したがって、2015年9月、中央銀行は基準金利を50ベース・ポイント引き下げ、4.25パーセントとすることができた。2016年度においては、中央銀行による基準金利の追加的な変更はなかった。2017年度のインフレ率は5.3パーセントであった。2016年度の水準を上回る増加は、主に、国際市場における商品価格の上昇、チュニジア・ディナールの価値下落および国内の賃金の上昇によるものであった。

次に掲げる表は、表中に示された期間におけるインフレに関するデータを示したものである。

インフレ

	生産者物価指数 ⁽¹⁾	増減(%) ⁽²⁾	消費者物価指数 ⁽¹⁾	増減(%) ⁽²⁾
2013年度から2017年度まで				
2013年度.....	113.2	1.8	115.1	5.8
2014年度.....	115.6	2.0	120.8	4.9
2015年度.....	121.4	5.1	126.6	4.9
2016年度.....	123.3	2.0	131.4	3.7
2017年度				
1月.....	105.9	5.8	103.5	3.5
2月.....	111.3	5.1	108.8	5.1
3月.....	113.2	1.8	115.1	5.8
4月.....	115.6	2.1	120.8	4.9
5月.....	121.4	5.0	126.6	4.9
6月.....	123.1	1.4	131.4	3.7
7月.....	125.6	2.4	135.3	4.6
8月.....	125.5	2.5	134.8	4.6
9月.....	125.9	3.4	135.1	4.8
10月.....	127.0	3.9	136.3	5.0
11月.....	128.0	5.2	136.9	4.8
12月.....	128.8	4.5	137.4	4.8

(1) 2010年度の物価水準を100として表示されている。

(2) 増減は年間変動で表示されている。

出所 国立統計局および中央銀行

賃 金

政府は、労働法典に従って農業部門で働く者のための農業従事者最低賃金(SMAG)と鉱工業部門で働く者のための専門職業間最低賃金(SMIG)を設定する。政府、雇用者およびUGTTの間で最低賃金調整の交渉を行う。

1990年、チュニジアの雇用者と労働者代表が3年間の賃金協定を取り決めた。それによると、賃金は消費者物価指数の上昇に応じて上昇する。前協定が満了となると、同様の3年間の賃金協定が取り決められる。直近では2002年5月に採択されている。この新しい3年間の労働協定に基づき年間約3パーセントから5パーセントと予定された賃金上昇率は、2005年5月に取り決められた。

2013年度において、名目の専門職業間最低賃金および農業従事者最低賃金に変更はなかった。2014年度の名目の専門職業間最低賃金および農業従事者最低賃金は、2013年度比で、それぞれ約6パーセント上昇した。2015年度の名目の専門職業間最低賃金および農業従事者最低賃金は、2014年度比で、それぞれ約8.3パーセントおよび約8.1パーセント上昇した。2017年度の名目の専門職業間最低賃金および農業従事者最低賃金は、2016年度比で約5.6パーセント上昇した。

次に掲げる表は、表中に示された年度におけるチュニジアの最低賃金の詳細を示したものである。

最低賃金⁽¹⁾

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
専門職業間最低賃金(SMIG)					
時間給 SMIG (チュニジア・ディナール)					
週48時間.....	1.450	1.540	1.625	1.625	1.717
週40時間.....	1.500	1.580	1.671	1.671	1.763
月給 SMIG (チュニジア・ディナール)					
週48時間.....	320.000	348.096	376.192	376.192	395.328
週40時間.....	277.671	302.751	327.831	327.831	343.778
1日あたり農業従事者最低賃金(SMAG) (チュニジア・ディナール).....	11.608	12.304	13.000	13.000	13.763

(1) SMAGは、当初は固定で、2012年7月1日より10.608ディナール、2012年12月1日より11.608ディナールとなった。
 出所 社会問題省

環 境

1988年以前の政府には特に環境政策というものがなかった。その後、政府は、環境を管轄する環境・持続可能開発省のほか、環境政策を実施する当局である環境保護庁、国際環境技術センターおよびエネルギー管理庁を設置した。政府は、新たな環境基準と環境汚染の防止に関する枠組みの策定において既に重要な進展を遂げている。この枠組みは、経済および環境規制、市場ベースの奨励策、監視の強化、ならびに産業界と当局の間で取り決められた協定の実施を含むものである。政府の戦略は大きく2つの目標を掲げている。人口集中地帯および工業地帯であるために従来ひどく環境が汚染されている地域の清浄化、ならびに環境への影響を許容限度内におさえた「クリーンな」産業の成長を促進することである。

政府はまた、エネルギーと再生不能な資源の保全を目的とした環境政策にも乗り出した。その目的で、政府は、薪への依存度を下げるために農村地域においてバイオ・ガスの利用を進めており、またソーラー・エネルギー・パネルと温水器の普及と利用に努めている。

チュニジアは、いまでは、欧州の基準と比べて引けを取らない法的および制度的枠組みを有する。この枠組みは、今後も、さまざまな経済部門における環境的側面との統合を考慮してさらに改善される。

チュニジアは、2002年6月19日の法律第2002-55号により、京都議定書に従っている。

7 外国貿易および国際収支

外国貿易

輸出および輸入

1987年以降のチュニジアの外国貿易政策は、チュニジアの経済力を高め国際収支を改善し、チュニジア経済を世界経済へ統合するため、輸出を促進することであった。この目標を達成するために多くの措置と振興政策が採用された。1986年、チュニジアを市場経済に適応させることを目的とした構造改革計画(PAS)を開始した後、1996年には、チュニジア政府は、チュニジア企業の生産性向上と、特にEUとの提携後の国際市場での経済的競争力を備えることをめざしたアップグレーディング・プログラムを開始した。当局は、1993年にディナールの交換性を現在の方式とすることを決定し、外貨を取得するために必要であった事前承認を廃止したため、危険な製品として一覧表に記載されている製品を除くほとんどの製品について外国貿易が自由化された。これらの措置は、貿易の国際化や激化する国際競争といった新たな動向に対峙することにより経済的競争力を強化する国策のひとつとして、輸出を促進するために採用された。この新しい動向は、保護貿易主義が排除され、関税が取り除かれるに従いさらに強まると予想される。自由貿易圏を確立するためのEUに対する働きかけの枠組みの中で、チュニジアはこのような方法を実施してきた。チュニジアは1995年3月より世界貿易機関の加盟国となっている。EUは依然としてチュニジアの主な貿易相手国であり、チュニジアのEUとの貿易総額は、2016年度において外国貿易の61.5パーセント、2015年度において63.5パーセント、2014年度において61.6パーセントを占めた。サービス貿易の自由化交渉が行われており、EUとの取引増加の促進を最終的な目標とする農業食品に関する交渉はほぼ終了している。物流問題は引き続き、EUとアラブ諸国との取引増加を阻止する問題となっている。

隣国リビアとの貿易は近年減少しており、2016年度における輸入総額の0.2パーセント、輸出総額の3.3パーセントを占めた。これに対し、2015年度はそれぞれ0.1パーセントおよび3.3パーセント、2014年度はそれぞれ0.2パーセントおよび4.0パーセント、2013年度はそれぞれ1.8パーセントおよび5.1パーセントであった。こうした減少は、主にリビアで継続している紛争によるものである。

次に掲げる表は、表中に示された年度におけるチュニジアの輸出(FOB)および輸入(CIF)の合計を示したものである。

輸出(FOB)および輸入(CIF)の総額

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(パーセント表示を除き、 百万チュニジア・ディナール)					
輸出(FOB)総額	27,701.2	28,406.7	27,607.2	29,145.6	34,426.6
年間増減(%)	4.3	2.5	(2.8)	5.6	18.1
輸入(CIF)総額	39,509.4	42,042.6	39,609.7	41,746.9	50,018.7
年間増減(%)	3.5	6.4	(5.7)	5.4	19.8
収支.....	(11,808.2)	(13,635.9)	(12,002.5)	(12,601.3)	(15,592.1)

出所 国立統計局

2013年度において、貿易赤字は2012年度から1.5パーセント、すなわち177.9百万チュニジア・ディナールの穏やかな増加を計上し、11,808.2百万チュニジア・ディナールとなった。これは、輸入の成長が大幅に減速した(2012年度の13.3増パーセントに対して3.5パーセント増)ことに加えて、輸出の成長がやや滞った(2012年度の5.8パーセント増に対して4.3パーセント増)結果である。これは2012年度に先立つ数年間と比較すれば高い水準であるが、2012年度においては、赤字が2011年度から37パーセント、すなわち32億ディナール超増加した。

さらに、過去3年間に記録された貿易赤字の悪化は、主にエネルギーおよび食品両方の収支において赤字が拡大している影響を受けたものであった。

生産現場の混乱が粗リン酸塩の抽出活動の妨げとなっており、鉱業、リン酸塩および副産物の輸出は、引き続きその影響を受けている。当該部門の売上は2012年度と比較してわずかに増加したものの、2010年度の水準からは23.2パーセント低い水準で留まった。

2014年度において、貿易赤字は18億チュニジア・ディナール(すなわち15.5パーセント)超増加し、136億チュニジア・ディナールの水準を記録した。これは、毎月約11億チュニジア・ディナールの貿易赤字に相当する。

2013年度に関しては、エネルギー収支および食品収支の赤字の著しい増加(41.7パーセント増および24パーセント増)が、引き続き、こうした状況の主な原因であった。かかる2収支の赤字だけでも、全体的な貿易赤字の増加の73パーセント超を占めた。

このように、チュニジアの外国貿易は、輸出に関しては2.5パーセント、輸入に関しては6.4パーセント成長した。これに対し、前年度はそれぞれ4.3パーセントおよび3.5パーセントの増加であった。そのため、カバー率は2.5パーセント・ポイント減少して67.6パーセントとなった。

2014年度下半期中に世界市場において炭化水素の価格が下落したことにより、エネルギーの輸出が11.1パーセント減少した。原油の国内生産が減少したことも輸出の減少の原因となったことにも留意すべきである。それでもなお、価格への影響は、8.9パーセントの増加を記録したエネルギーの輸入の水準に限定された。

また、鉱業、リン酸塩および副産物の輸出は、引き続き、この部門に影響を与えている社会的混乱の影響を反映して、2.4パーセントの減少を記録した。一方、製造業部門の輸出は、繊維、皮革および靴部門ならびにその他の製品においては成長が鈍化し、電気および機械部門の売上については成長が加速した。

2015年度において、輸出額は2.8パーセント、輸入額は5.8パーセント縮小した。その結果、貿易赤字は12パーセント減少して12,002.5百万チュニジア・ディナールとなった。2015年度における輸出の減少は、主にリン酸塩鉱業の輸出の31.4パーセントの減少およびエネルギー部門の輸出の46.9パーセントの減少によるものであった。これらは、元を辿れば、主に、2015年度におけるリン酸塩およびエネルギー生産の減少、ならびに国際的なエネルギー価格の下落によるものであった。こうした減少は、農業および食品産業の輸出が74.5パーセント増加(特にオリーブ油の輸出が増加)したことにより、一部のみではあるが相殺された。2015年度における輸入の減少は、主に原材料の輸入の4.2パーセントの減少、半製品の輸入の3.4パーセントの減少および消費財の輸入の成長の減速によるものであった。これは、元を辿れば、主に、2014年度に比べて2015年度の経済成長が低迷したことによるものであった。

2015年度における貿易赤字の減少は、主に、農産物の貿易赤字が同様に減少(2014年度の1,381百万チュニジア・ディナールから2015年度には91百万チュニジア・ディナールに減少)したことによるものであった。かかる減少は、元を辿れば、主に、2015年度における食品および農業部門の輸出が2014年度比で74.5パーセント増加したことによるものであった。輸出のこうした増加は、主に、2015年度においてオリーブ油の輸出が1,892百万チュニジア・ディナールに増加したことによるものであった。

2016年度において、輸出および輸入はそれぞれ2015年度から5.6パーセントおよび5.3パーセント増加した。貿易赤字は4.8パーセント増加し、12,601百万チュニジア・ディナールとなった。輸出の成長は、主に、電気および機械産業、ならびに繊維、衣料品および皮革の売上が好調で、それぞれ15.7パーセントおよび8.3パーセント増加したことによるものであった。2016年度における輸入は、エネルギー(19.2パーセント減)以外の全ての物品に関して増加した。特に、原材料、資本財および消費財の輸入がそれぞれ9.9パーセント、9.6パーセントおよび10.5パーセント成長した。

2017年度において、輸出は18.1パーセントの増加、輸入は19.8パーセントの増加であった。その結果、貿易赤字は23.7パーセント増加して15,592百万チュニジア・ディナールであった。2017年度における輸出の成長は、主に、製造業からの輸出の増加(18.5パーセント増に相当する。)、ならびに食品および農業部門による売上の増加(20.9パーセント増に相当する。)によるものであった。2017年度における輸入の増加は、主に、全部門における輸入の増加、特にエネルギー(39.9パーセント増に相当する。)、原材料(23.5パーセント増に相当する。)および消費財(15.2パーセント増に相当する。)の輸入の増加によるものであった。

次に掲げる表は、表中に示された年度におけるチュニジアの商品の輸出入を主なカテゴリー別で示したものである。

輸出

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(百万チュニジア・ディナール)					
エネルギー ⁽¹⁾	4,209.7	3,741.7	1,986.3	1,643.0	2,047.4
食品および農業.....	2,740.6	2,297.1	4,008.9	3,082.7	3,726.0
鉱業・リン酸塩および副産物.....	1,657.9	1,618.0	1,110.4	1,434.0	1,411.8
繊維、皮革および靴.....	6,227.2	6,460.9	6,002.5	6,502.1	7,564.7
電気および機械.....	10,364.6	11,574.1	11,450.7	13,251.0	15,954.2
その他.....	2,501.2	2,714.9	3,048.4	3,232.8	3,722.5
輸出総額(FOB)	27,701.2	28,406.7	27,607.2	29,145.6	34,426.6

(1) 国際パイプラインの乗り換えのためにチュニジアに支払われたロイヤリティを除く。上記「6 チュニジア共和国の経済 主
 な経済部門 鉱工業 非製造業 エネルギー 天然ガス」を参照。
 出所 中央銀行

輸入

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(百万チュニジア・ディナール)					
資本財.....	8,037.2	8,837.8	8,462.8	9,271.4	10,172.6
原材料.....	11,705.0	12,477.4	12,057.2	13,247.9	16,360.8
エネルギー.....	6,778.7	7,381.5	5,377.9	4,346.8	6,080.3
食品および農業.....	3,544.9	3,429.3	3,692.9	3,812.1	4,654.2
消費財.....	9,443.6	9,916.6	10,018.9	11,068.7	12,750.8
輸入総額(CIF)	39,509.4	42,042.6	39,609.7	41,746.8	50,018.7
運賃および保険料.....	(2,173)	(2,312.3)	(2,178.5)	(2,296.1)	(2,751.2)
輸入総額(FOB)	37,336.4	39,730.3	37,431.2	39,450.8	47,267.5

出所 中央銀行

貿易の方向性

EU諸国は依然としてチュニジアの主な貿易相手国である。

EUの債務危機はチュニジアと当該地域との対外貿易に影響を与えた。実際、欧州諸国は繊維および衣料品ならびに機械および電気産業におけるチュニジアの第一の顧客であるが、欧州諸国からのこれらの製品への需要は落ち込み、その結果、かかる商品のチュニジアからの輸出は減少した。

2013年度において、チュニジア・EU間の輸出および輸入は、それぞれ4.2パーセントおよび7.4パーセント成長し、貿易赤字の増加をもたらした。かかる地域諸国が依然としてチュニジアの主な貿易相手国であり、輸出総額の71.4パーセントおよび輸入総額の55.5パーセントを占めた。かかる地域のうち、輸出額の増加は特にスペイン(13.4パーセント)、イギリス(26.7パーセント)およびドイツ(14.1パーセント)に関連するものであり、輸入額の増加には主にフランス(14.9パーセント)、イタリア(5.7パーセント)およびドイツ(7.4パーセント)が寄与した。

2014年度において、EUは依然としてチュニジアの主な貿易相手国であり、国の輸出総額の74.3パーセントおよび輸入総額の55.5パーセントを占めた。EU向けの輸出は6.9パーセント成長し、特にフランス(10.2パーセント)、イタリア(6.2パーセント)、ドイツ(16.5パーセント)およびイギリス(15.3パーセント)と

いったチュニジアの欧州における主要相手国に関連するものであった。また、EUからの輸入は、イタリア(7.6パーセント)およびドイツ(4.2パーセント)からの輸入が増加した一方、フランス、スペインおよびイギリスからの購入がそれぞれ5パーセント、6.4パーセントおよび5.7パーセント減少したことを受けて、わずかに(1.1パーセント)増加した。よって、対EUの貿易収支赤字は1,102.8百万チュニジア・ディナール縮小して、1,094.8百万チュニジア・ディナールまで回復した。

2015年度において、対EUの貿易総額は、外国貿易の63.5パーセントを占め、EUへの輸出およびEUからの輸入は、2014年度比でそれぞれ2.4パーセントおよび0.7パーセント減少した。フランス、イタリアおよびドイツはEU内におけるチュニジアの最大の貿易相手国であり、それぞれ輸出総額の29.3パーセント、18.5パーセントおよび10.5パーセント、輸入総額の17.8パーセント、14.9パーセントおよび7.3パーセントを占めた。アルジェリアへの輸出は2015年度において2014年度比で4.3パーセント増加し、アルジェリアからの輸入は同期間において41.0パーセント減少した。アルジェリアからの輸入は主に天然ガスで構成されており、チュニジアの国内市場における天然ガスの供給力により影響を受ける。2015年度におけるモロッコからの輸入は、2014年度比で24.9パーセント増加し、輸出は16.0パーセント増加した。輸入の増加は、主に自動車の購入が60.8パーセント増加したことによるものであった。

2016年度において、対EUの貿易総額は、外国貿易の61.5パーセントを占め、EUへの輸出およびEUからの輸入は、2015年度比でそれぞれ4.3パーセントおよび0.2パーセント増加した。フランス、イタリアおよびドイツはEU内におけるチュニジアの最大の貿易相手国であり、それぞれ輸出総額の32パーセント、17.4パーセントおよび10.5パーセント、輸入総額の15.5パーセント、14.5パーセントおよび7.7パーセントを占めた。アルジェリアへの輸出は2016年度において30.2パーセント増加し、輸入は同期間において2.6パーセント減少した。2016年度におけるモロッコからの輸入は、2015年度とほぼ同水準であった(0.2パーセント減)のに対し、輸出は2015年度比で2.8パーセント増加した。

2017年度において、対EUの貿易総額は、外国貿易の62.2パーセントを占め、EUへの輸出およびEUからの輸入は、2016年度比でそれぞれ19.1パーセントおよび21.7パーセント増加した。フランス、イタリアおよびドイツはEU内におけるチュニジアの最大の貿易相手国であり、それぞれ輸出総額の30.5パーセント、16.5パーセントおよび11.6パーセント、輸入総額の15.0パーセント、15.6パーセントおよび8.0パーセントを占めた。アルジェリアへの輸出は、2017年度において0.4パーセントの増加であり、ほぼ横ばいであった。アルジェリアからの輸入は、2017年度において36.7パーセント増加した。アルジェリアからの輸入の増加は、主に、天然ガスの購入が21.1パーセント増加したことによるものであった。2017年度におけるモロッコからの輸入は、2016年度比で17.5パーセントの増加であり、これは、主に、綿およびトラックの購入がそれぞれ57.1パーセントおよび34.1パーセント増加したことによるものであった。モロッコへの輸出は、2016年度比で23.4パーセントの増加であり、これは、主に、オリーブ油およびチーズの売上がそれぞれ233.7パーセントおよび156.7パーセント増加したことによるものであった。

次に掲げる表は、表中に示された年度におけるチュニジアの商品の輸出入を主な地域別に示したものである。

輸出先別輸出額

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(百万チュニジア・ディナール)					
EU諸国	19,753.0	21,101.7	20,586.8	21,474.8	25,575.1
うち:					
フランス	7,305.5	8,054.1	8,091.2	9,314.2	10,516.7
イタリア	5,116.7	5,433.4	5,093.6	5,075.4	5,670.3
ドイツ	2,489.8	2,899.7	2,897.1	3,072.1	3,990.9
ベルギー	563.2	520.8	494.6	529.8	600.2
スペイン	1,304.2	1,006.1	1,372.8	1,019.7	1,305.5
中東諸国	2,963.3	3,056.7	3,024.7	3,205.5	3,174.7
うち:					
リビア	1,411.0	1,132.1	1,059.4	950.5	954.3
アルジェリア	789.8	1,049.5	1,094.9	1,426.1	1,131.1
モロッコ	312.0	304.5	353.3	363.2	448.3
アメリカ合衆国	645.3	412.8	693.6	526.5	762.9
CIS ^(*)	61.1	59.1	37.7	49.0	81.1
その他の諸国	4,295.9	3,776.4	3,264.4	3,889.8	4,832.8
輸出総額(FOB).....	27,701.2	28,406.7	27,607.2	29,145.6	34,426.6

(*) CIS: 独立国家共同体(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、ジョージア、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ウズベキスタン、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタンおよびウクライナ)

輸入先別輸入額

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(百万チュニジア・ディナール)					
EU諸国	22,045.6	22,265.1	22,111.7	22,160.4	26,971.2
うち:					
フランス	7,215.3	6,856.7	7,056.4	6,459.0	7,520.3
イタリア	5,721.8	6,154.7	5,910.6	6,071.3	7,791.1
ドイツ	2,826.7	2,946.3	2,901.1	3,229.0	4,012.6
ベルギー	631.6	598.8	501.7	568.2	622.5
スペイン	1,818.8	1,702.9	1,662.4	1,754.1	2,258.9
中東諸国	3,907.5	4,239.1	3,088.9	3,247.4	4,141.6
うち:					
リビア	664.6	95.4	38.2	64.3	87.9
アルジェリア	1,925.8	2,662.8	1,571.5	1,530.5	1,812.2
モロッコ	155.8	199.0	248.5	247.9	291.2
アメリカ合衆国	1,286.1	1,212.3	1,207.0	1,481.0	1,675.1
CIS ^(*)	2,896.7	4,028.3	3,020.7	2,734.6	2,866.5
その他の諸国	9,580.9	10,297.8	10,226.5	12,123.4	14,364.3
輸入総額(CIF).....	39,716.8	42,042.6	39,654.8	41,746.8	50,018.7
運賃および保険料	(2,173)	(2,309.8)	(2,182.4)	(2,296.1)	(2,751.2)
輸入総額(FOB).....	37,336.4	39,730.3	37,431.2	39,450.8	47,267.5

(*) CIS: 独立国家共同体(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、ジョージア、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ウズベキスタン、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタンおよびウクライナ)

国際収支

国際収支は、ある国の居住者と世界のその他の国々の間で実行された取引の額を記録するものである。国際収支は、() 経常収支(商品およびサービスの輸出額(純額)(輸出額と輸入額の差額)で構成される。)、要素所得(純額)および移転(純額)、ならびに() 資本収支(金融資本の流入額と金融資本の流出額の差額で構成される。)から成る。過去5年間に係るチュニジアの国際収支の経常収支は赤字により特徴付けられるが、一部は資本収支の黒字により相殺された。2013年度以降、経常収支赤字は国内総生産の平均9.1パーセントである。

次に掲げる表は、表中に示された年の12月31日に終了する年度におけるチュニジアの国際収支を示したものである。

国際収支

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽¹⁾
(百万チュニジア・ディナール)					
経常収支					
商品					
輸出(FOB) ⁽²⁾	27,701.2	28,406.7	27,607.2	29,145.6	34,426.6
輸入(FOB) ⁽²⁾	(37,336.4)	(39,730.3)	(37,431.2)	(39,450.8)	(47,267.5)
貿易収支.....	(9,635.2)	(11,323.6)	(9,824.0)	(10,305.2)	(12,840.9)
サービス ⁽³⁾					
収入.....	8,176.0	8,420.8	6,812.4	7,345.8	8,239.6
支出.....	(5,541.6)	(5,972.7)	(6,260.6)	(6,676.6)	(7,370.7)
純額.....	2,634.4	2,448.1	551.8	669.2	868.9
要素所得 ⁽⁴⁾					
収入.....	3,971.0	4,225.3	4,177.9	4,202.0	4,807.5
支出.....	(3,845.8)	(3,350.2)	(3,045.0)	(2,983.5)	(3,414.2)
純額.....	125.2	875.1	1,132.9	1,218.5	1,393.3
経常移転					
収入.....	615.1	680.3	631.4	505.7	511.1
支出.....	(41.0)	(48.8)	(43.8)	(23.7)	(19.1)
純額.....	574.1	631.5	587.6	482.0	492.0
収支 - 経常勘定	(6,301.5)	(7,368.9)	(7,551.7)	(7,935.5)	(10,086.7)
資本収支					
援助資金(純額).....	186.3	509.9	440.7	203.5	340.7
外国直接投資(純額).....	1,719.9	1,739.7	1,903.8	1,337.3	1,960.1
ポートフォリオ投資(純額)...	130.0	122.1	299.5	(122.1)	(154.5)
中・長期借入(純額)					
チュニジア共和国および 通貨当局による借入(純額)	429.5	3,776.4	4,193.9	1,863.3	4,757.6
企業による借入(純額).....	596.3	265.5	542.8	327.9	(123.6)
	1,025.8	4,041.9	4,736.7	2,191.2	4,634.0
その他の中・長期債務 ⁽⁵⁾	816.8	250.6	195.7		(1,158.4)
短期資本(純額).....	1,122.7	2,074.3	555.1	2,718.9	4,971.4
収支 - 資本勘定	5,001.5	8,738.5	8,131.5	6,328.8	9,593.3
調整.....	205.4	225.0	201.8	464.7	491.2
総収支	(1,094.6)	1,594.6	781.6	(1,142.0)	(2.2)

(1) 暫定データ

(2) 税関の統計に基づく。

(3) 2013年度、2014年度、2015年度、2016年度および2017年度の観光収入、それぞれ3,221百万チュニジア・ディナール、3,626百万チュニジア・ディナール、2,415百万チュニジア・ディナール、2,373百万チュニジア・ディナールおよび2,794百万チュニジア・ディナール、ならびに2017年4月30日に終了した4か月間の観光収入507.3百万チュニジア・ディナールおよび2018年4月30日に終了した4か月間の観光収入663.7百万チュニジア・ディナールを含む。

(4) その他の項目の中でもとりわけ、短期、中期、長期貸付利息、直接投資収入および労働者の送金を含む。

(5) 2013年度の817百万チュニジア・ディナールは、カタール国立銀行(QNB)による中央銀行への預金に相当する。2014年度の251百万チュニジア・ディナールは、アルジェリアおよびリビアの中央銀行による中央銀行への預金に相当する。2015年度の100百万米ドルは、アルジェリア銀行による中央銀行への預金に相当する。2017年度の1,158.4百万チュニジア・ディナールは、2013年度におけるカタール国立銀行(QNB)からの預金の払戻しに相当する。

出所 中央銀行

2013年度において、国際収支は1,095百万チュニジア・ディナールの赤字を記録したが、これは主に、經常収支赤字の増幅および資本収支黒字の減少によるものであった。經常収支赤字は490百万チュニジア・ディナール増加し、国内総生産の8.4パーセントに相当する6,302百万チュニジア・ディナールとなった。かかる増加は、主に、輸入の3.5パーセントの増加および輸出の4.3パーセントの増加を反映して、貿易赤字が9,635百万チュニジア・ディナールに増加したことによるものであった。2013年度において、サービス収支は419百万チュニジア・ディナール減少して2,634百万チュニジア・ディナールとなったが、これは、主に、運輸収入の9.8パーセントの減少、ガスパイプラインのロイヤリティー(かかるロイヤリティーは、アルジェリアとイタリアを結ぶ2本の大陸横断ガスパイプラインに関してチュニジア政府に対して支払われるものである。)による収入の36.2パーセントの減少、および2012年度には30.5パーセントの増加であったのに対して2013年度には1.5パーセントの増加であった観光収入の減速によるものであった。2013年度において、要素所得および經常移転の黒字は、30.0百万チュニジア・ディナール増加して699百万チュニジア・ディナールとなったが、これは、主に、労働者の送金が5.1パーセント増加して3,721百万チュニジア・ディナールになったことによるものであった。2013年度において、資本収支は5,002百万チュニジア・ディナールの黒字を記録したが、これは2012年度比で36.1パーセントの減少であった。かかる減少は、主に、援助資金が2012年度比で73.4パーセント減少したこと、およびFDIが2012年度比で29.2パーセント減少したことによるものであった。2013年度において、中・長期債務に係る利息支払が5.6パーセント減少した一方で、外国投資への支払額の送金としての資本所得の支出は18.7パーセント増加した。

2014年度において、国際収支は1,595百万チュニジア・ディナールの黒字を記録した。かかる黒字は、主に純資本移動の増加によるものであった。しかしながら、經常収支赤字は、2014年度において引き続き増幅し、1,067百万チュニジア・ディナール増の7,369百万チュニジア・ディナール(国内総生産の9.1パーセントに相当する。)となった。かかる増加は、貿易赤字が、2013年度の9,635.2百万チュニジア・ディナールから17.5パーセント増加して11,323.6百万チュニジア・ディナールになったことによるものであったが、これは、元を辿れば、主に、輸入の6.4パーセントの増加(輸出の2.5パーセントの増加により一部相殺された。)に起因するものであった。2014年度において、サービス収支黒字は186百万チュニジア・ディナール縮小し、2,448百万チュニジア・ディナールとなったが、これは、主に、貨物取扱業務の赤字が9.2パーセント増加し、その他の運輸業による黒字が3.3パーセント減少したことによるものであった。要素所得および經常移転の収支は、2013年度においてはそれぞれ125百万チュニジア・ディナールおよび574百万チュニジア・ディナールの黒字であったのに対し、2014年度にはそれぞれ875百万チュニジア・ディナールおよび632百万チュニジア・ディナールの黒字を記録し、双方とも改善した。2014年度において、資本収支は、2013年度比で74.7パーセント増の8,739百万チュニジア・ディナールの黒字を記録した。かかる増加は、主に、その他の投資、政府および通貨当局による中期借入ならびに短期資本の増加(FDIおよび企業による中・長期借入の減少により一部相殺された。)によるものであった。2014年度において、主にEUから受領した援助資金(157百万ユーロ)を反映して、援助資金は173.7パーセント増加した。

2015年度において、国際収支は782百万チュニジア・ディナールの黒字を記録した。黒字の減少(2014年度比)は、主に、経常収支赤字が引き続き増幅したことによるものであった。2015年度において、経常収支赤字は、2014年度から183百万チュニジア・ディナール増加し、7,552百万チュニジア・ディナール(国内総生産の8.9パーセントに相当する。)となった。経常収支赤字の増加は、主に、サービス収支が1,896百万チュニジア・ディナール縮小して552百万チュニジア・ディナールになったことによるものであったが、これは、元を辿れば、観光収入の33.4パーセントの減少および運輸収入の12.0パーセントの減少の結果であった。2015年度において、貿易赤字は13.2パーセント減少して9,824百万チュニジア・ディナールとなったが、これは、元を辿れば、主に、輸入の5.7パーセントの減少および輸出の2.8パーセントの減少によるものであった。2015年度において、要素所得および経常移転の収支の黒字は214百万チュニジア・ディナール増加して1,721百万チュニジア・ディナールとなったが、2.9パーセント減少して3,867百万チュニジア・ディナールになった労働者の送金により一部相殺された。2014年度の資本収支は8,739百万チュニジア・ディナールの黒字であったのに対し、2015年度の資本収支は、607百万チュニジア・ディナール、すなわち6.9パーセント減少して、8,132百万チュニジア・ディナールの黒字を記録した。この減少は、主に、短期資本流入(純額)の黒字の減少によるものであった。

2015年度の国際収支は782百万チュニジア・ディナールの黒字であったのに対し、2016年度の国際収支は1,142百万チュニジア・ディナールの赤字を記録した。2015年度比での赤字は、主に、経常収支赤字の増幅および経常収支黒字の減少によるものであった。2016年度において、経常収支赤字は、2015年度から383百万チュニジア・ディナール増加し、7,936百万チュニジア・ディナール(国内総生産の8.8パーセントに相当する。)となった。経常収支赤字の増加は、主に、輸入の5.4パーセントの増加および輸出の5.6パーセントの増加を反映して、2016年度に貿易赤字が481百万チュニジア・ディナール、すなわち4.9パーセント増加したことによるものであった。2016年度において、サービス収支は117百万チュニジア・ディナール増加し、669百万チュニジア・ディナールとなったが、これは、主に、運輸収入が17.9パーセント増加したことによるものであった(かかる増加は、観光収入の1.7パーセントの減少により一部相殺された。)。2016年度において、要素所得の収支は、2015年度の1,133百万チュニジア・ディナールの黒字から7.6パーセント増加し、1,219百万チュニジア・ディナールの黒字となった。2016年度の経常移転(純額)は、2015年度の588百万チュニジア・ディナールの黒字から18.0パーセント減少し、482百万チュニジア・ディナールの黒字となった。2016年度において、資本収支は、2015年度の8,132百万チュニジア・ディナール(調整を含めると8,334百万チュニジア・ディナール)の黒字から1,803百万チュニジア・ディナール(調整を含めると1,541百万チュニジア・ディナール)、すなわち22.2パーセント(調整を含めると18.5パーセント)減少し、6,329百万チュニジア・ディナール(調整を含めると6,793百万チュニジア・ディナール)の黒字を記録した。資本収支黒字の減少は、主に、2015年度の441百万チュニジア・ディナールから2016年度には204百万チュニジア・ディナールに削減された援助資金の減少、ならびに、2015年度の5,689百万チュニジア・ディナールから2016年度には5,375百万チュニジア・ディナールに減少したその他の投資および調整⁵の減少によるものであった。

5 その他の投資および調整 = 中・長期借入 + その他の中・長期債務 + 短期資本 + 調整

2016年度の国際収支は1,142百万チュニジア・ディナールの赤字であったのに対し、2017年度の国際収支は2.2百万チュニジア・ディナールの赤字を記録した。かかる赤字は、主に、経常収支赤字の増幅によるものであった。2017年度において、経常収支赤字は、2016年度から2,152百万チュニジア・ディナール増加し、10,087百万チュニジア・ディナール(国内総生産の10.4パーセントに相当する。)となった。経常収支赤字の増加は、主に、2017年度において貿易赤字が2,536百万チュニジア・ディナール、すなわち24.6パーセント増加したことによるものであった。2017年度において、サービス収支の黒字は200百万チュニジア・ディナール増加して869百万チュニジア・ディナールとなったが、これは、主に、運輸収入の19.8パーセントの増加および観光収入の17.7パーセントの増加によるものであった。要素所得の収支は、2016年度には1,219百万チュニジア・ディナールの黒字であったのに対し、2017年度には14.3パーセント増加して1,393百万チュニジア・ディナールの黒字となった。経常移転(純額)は、2016年度には482百万チュニジア・ディナールの黒字であったのに対し、2017年度には2.1パーセント増加して492百万チュニジア・ディナールの黒字となった。資本収支は、2016年度には6,329百万チュニジア・ディナールの黒字であったのに対し、2017年度には3,756百万チュニジア・ディナール、すなわち59.3パーセント増加して、9,593百万チュニジア・ディナールの黒字を記録した。資本収支黒字の増加は、チュニジアによる中・長期借入の増加(2016年度の2,191百万チュニジア・ディナールから2017年度には4,634百万チュニジア・ディナールに増加した。)および短期資本の増加(2016年度の2,719百万チュニジア・ディナールから2017年度には4,971百万チュニジア・ディナールに増加した。)によるものであった。

貿易赤字および労働者の送金

2013年度から2017年度にわたり、貿易赤字(輸出(FOB) - 輸入(CIF))は3,784百万チュニジア・ディナール、すなわち32.0パーセント増加した。輸出は、2013年度には1,154百万チュニジア・ディナール、すなわち4.3パーセント増加し、2014年度には706百万チュニジア・ディナール、すなわち2.5パーセント増加して28,407百万チュニジア・ディナールとなった。輸出は、2015年度には2014年度比で800百万チュニジア・ディナール、すなわち2.8パーセント減少し、2016年度には2015年度比で1,538百万チュニジア・ディナール、すなわち5.6パーセント増加し、2017年度には2016年度比で5,281百万チュニジア・ディナール、すなわち18.1パーセント増加した。2015年度の貿易赤字は、2014年度比で1,633百万チュニジア・ディナール、すなわち12パーセントの減少であった。2016年度の貿易赤字は、2015年度比で599百万チュニジア・ディナール、すなわち5.0パーセントの増加であった。2017年度の貿易赤字は、2016年度比で2,991百万チュニジア・ディナール、すなわち23.7パーセントの増加であった。

貿易赤字が継続しているのには、いくつか理由がある。過去10年間に製品の輸出は著しく増加したが、この増加は特に原油とリン酸塩などの原材料の旧来の輸出が減少しているため一部相殺されている。チュニジア経済は、資本設備についても外国市場に依存している。そのため、経済的發展、特に産業の發展は資本財を取り込み、輸入を増加させる。さらに、製造業、繊維および皮革、機械および電気産業などの主な輸出部門はチュニジアの労働力を使って原材料や、綿、布地、自動車部品などの半製品輸入物を最終製品へと作り変え、輸出している。その結果、輸出のための生産の拡大はいかなるものでも必然的に原材料および半製品の輸入をより増加させることとなるのである。最終的に、可処分所得を増加させることは、消費財の輸入を促進し、貿易の自由化は政府が輸入量を調整する力を減少させている。政府は、チュニジアが旧来の輸出に依存する度合いを低下させることを、改革の重要な目標としている。

貿易赤字は、主に観光収入、海外に住む労働者からの送金およびこれらより小額ではあるが天然ガスパイプラインからのロイヤリティ収入から生じるサービス収支の黒字により一部相殺される。2014年度末、海外に住む推定1.3百万人に及ぶチュニジア人労働者からの送金は継続的な強みとなっており、経常収支赤字の水準を低下させるのに役立っている。ここ数年、海外で働くチュニジア人に対する税金、関税その他財務上の優遇措置の拡充および送金対象である主要通貨(主にユーロ)に対するディナールの価値下落により、労働者の送金は増加している。1994年以来、労働者の送金の合計のおよそ4分の3が銀行間送金、郵便為替、外国紙幣送金の形で行われている。現物による送金は主に自動車である。

次に掲げる表は、表中に示された年の12月31日に終了する年度におけるチュニジアの労働者の送金の詳細を示したものである。

労働者の送金

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(パーセント表示を除き、 百万チュニジア・ディナール)					
現金.....	2,719	2,896	2,863	3,017	3,485
現物.....	1,002	1,088	1,004	895	1,015
合計.....	3,721	3,984	3,867	3,912	4,500
合計が国内総生産に 占める割合(%).....	5.0	4.9	4.6	4.3	4.6

(*) 暫定データ
出所 中央銀行

2013年度において、労働者の送金は3,721百万チュニジア・ディナールであった。2014年度において、労働者の送金は7.1パーセント増加して3,984百万チュニジア・ディナールとなった。かかる増加は、主に、現金が6.5パーセント増加して2,896百万チュニジア・ディナールとなったこと、および現物による送金が8.6パーセント増加して1,088百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。2015年度において、労働者の送金は2.9パーセント減少して3,867百万チュニジア・ディナールとなった。かかる減少は、主に、現金が1.1パーセント減少して2,863百万チュニジア・ディナールとなったこと、および現物による送金が7.7パーセント減少して1,004百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。2016年度において、労働者の送金は1.2パーセント増加して3,912百万チュニジア・ディナールとなった。この増加は、現物による送金が10.9パーセント減少して895百万チュニジア・ディナールとなったことにより、一部相殺されたものの、主に、現金が5.4パーセント増加して3,017百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。2017年度において、労働者の送金は、588百万チュニジア・ディナール、すなわち15.0パーセント増加した。かかる増加は、主に、現金が468百万チュニジア・ディナール、すなわち15.5パーセント増加して3,485百万チュニジア・ディナールとなったこと、および現物による送金が13.4パーセント増加して1,015百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。

2013年度において純外貨準備高は減少し、2013年12月31日現在で11,602百万チュニジア・ディナールとなり、これは106日分の輸入に相当するものであった。かかる減少は、主に、多額の経常収支赤字(金融および資本業務の黒字収支により一部相殺された。)によるものであった。

2014年度において純外貨準備高は増加し、2014年12月31日現在13,097百万チュニジア・ディナールとなり、これは112日分の輸入に相当するものであった。かかる増加は、主に2014年度に行われた政府による国外での資金調達によるものである。これには、IMF、EUおよびアルジェリアから受領した予算支援のほか、チュニジア共和国に代わって中央銀行が発行した500百万米ドルのUSAID保証付債券およびチュニジア共和国に代わって中央銀行が発行した500億円の国際協力銀行保証付債券が含まれる。

2015年度において純外貨準備高は増加し、2015年12月31日現在14,102百万チュニジア・ディナールとなり、これは128日分の輸入に相当するものであった。かかる増加は、2015年度において観光収入が減少したにもかかわらず、主に、オリーブ油の輸出収入、中央銀行による10億米ドルの債券発行、多数の二国間貸付および多国間貸付の締結、ならびにディナールの価値下落によりもたらされた。

2016年度において純外貨準備高は減少し、2016年12月31日現在12,934.7百万チュニジア・ディナールとなり、これは111日分の輸入に相当するものであった。かかる減少は、主に、継続的な経常収支赤字によるものであった。

2017年度において純外貨準備高は減少し、2017年12月31日現在12,885百万チュニジア・ディナールとなり、これは93日分の輸入に相当するものであった。かかる純外貨準備高には、チュニジア共和国に代わって中央銀行が発行した850百万ユーロの債券およびチュニジア共和国に代わって中央銀行が発行した10億米ドルの債券が含まれる。これらの債券発行は、継続的な経常収支赤字のマイナスの影響を一部相殺した。

次に掲げる表は、表中に示された年度における債権者別のチュニジア経済の対外債務を全体として示したものである。

チュニジアの債権者別対外債務

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
(百万チュニジア・ディナール)					
二国間資金源.....	8,378.9	9,062.1	9,510.6	10,195.1	12,594.9
多国間資金源.....	17,395.3	19,809.7	22,397.0	26,009.8	33,210.5
国際資本市場.....	5,724.8	7,640.2	10,101.4	13,255.1	16,788.6
総額.....	31,499.0	36,512.0	42,009.0	49,460.0	62,594.0

(*) 暫定データ
出所 中央銀行

チュニジアの公的および民間中・長期対外債務残高は、2013年度の31,499百万チュニジア・ディナールから、2014年度は36,512百万チュニジア・ディナール、2015年度は42,009百万チュニジア・ディナール、2016年度は49,460百万チュニジア・ディナール、2017年度は62,594百万チュニジア・ディナールへと増加した。それぞれ9.8パーセント、15.9パーセント、15.1パーセント、17.7パーセントの増加であった。

政府の対外債務(IMFからの貸付を含む。)の金額は、2013年度の19,962.7百万チュニジア・ディナールから、2014年度は24,781.0百万チュニジア・ディナール、2015年度は29,890.7百万チュニジア・ディナール、2016年度は36,412.5百万チュニジア・ディナール、2017年度は46,830.2百万チュニジア・ディナールへと増加した。

外国直接投資

外国からの投資を誘致することは政府の重要な政策のひとつである。政府はほとんどの部門の投資規制を簡略化し、投資に関する財務上の優遇措置を提供し、チュニジア・ディナールを当座勘定取引で交換可能にして、外国投資家が法律に則って行った資本投資を本国へ送金する権利を保証した。チュニジアは欧州の投資家を誘致するという目的のためにもEU連合協定も締結しており、特にアメリカ、日本、イギリスの投資家を勧誘するよう、外国投資推進局を創設している。

1994年1月に施行された投資優遇法は、国内投資および外国投資の両方に適用される法律である。この法律は、ほとんどの分野で自由な投資を承認し、世界に対するチュニジア経済の開放を強化している。税金免除、投資奨励金、費用の掛からないインフラストラクチャーおよび従業員の社会的費用の負担等の形で、一般および特殊な優遇措置が豊富にあり、これらの優遇措置により、地域開発が行われている地域への投資が利益を受けている。

2013年11月、投資に関する新しい法律が内閣により採択された。2015年、政府は、国民議会に投資法案を提出した。2016年9月、国民議会は新しい投資法を承認した。投資法は、全ての経済部門における投資を促進し、地域および包括的な開発ならびに人材開発を奨励し、雇用機会を創出し、輸出を拡大し、チュニジア企業の国際化を奨励することを目的としている。

当該新法は、とりわけ、投資保証、市場への参入、税制上の優遇および金銭的利益、ならびに投資に責任を有する組織間の調整を任務とする投資のための国家機関の創設という4本の軸に支えられている。

部 門

次に掲げる表は、表中に示された年の12月31日に終了する年度における産業別の外国直接投資の総額を示したものである。

産業別の外国直接投資⁽¹⁾

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽²⁾
(百万チュニジア・ディナール)					
エネルギー.....	1,077.4	891.7	970.3	796.4	810.0
製造業.....	507.1	454.3	565.7	801.5 ⁽³⁾	974.3
うち:					
化学およびゴム産業.....	56.8	27.5	23.3	16.0	17.7
建築資材産業.....	26.5	94.9	39.8	28.2	104.6
機械産業.....	75.9	31.7	89.7	79.6	120.9
サービス.....	218.0	452.5 ⁽⁶⁾	421.7 ⁽⁵⁾	281.6 ⁽⁴⁾	318.3
うち:					
観光業および不動産業.....	18.5	52.3	85.9	106.9	130.3
通信.....	88.0	83.2	98.4	109.3	75.8
金融部門.....	99.4	225.5	155.6	4.9	84.0
その他.....	12.1	91.5	81.8	60.5	28.2
農業.....	11.3	7.9	9.3	21.9	25.6
合計.....	1,813.8	1,806.4	1,967.0	1,901.4	2,128.2
エネルギーを除いた合計.....	736.4	914.7	996.7	1,105.0	1,318.2

(1) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。

(2) 暫定データ

(3) イギリスの投資ファンドであるアクティスによる、製薬グループであるメディへの資本参加による76百万チュニジア・ディナールを含む。

(4) リビアによるライコホテルへの投資70百万チュニジア・ディナール、トルコによる免税店への投資30百万チュニジア・ディナール、ならびに、モロッコのグループHolgedと関連のあるスウィコーブおよびメニクスにより形成されたコンソーシアムへのカルタゴ・インターナショナル・スクールの売却による44.4百万チュニジア・ディナールを含む。

(5) 投資ファンドであるアブラージがJMホールディングおよびタウフィック総合病院の株式を取得したことによる、それぞれ96百万チュニジア・ディナールおよび67百万チュニジア・ディナール、ならびにウィファック国際銀行の増資による45百万チュニジア・ディナールを含む。

(6) カタール国立銀行(QNB)チュニジア支店、国際銀行協会およびジトーナ銀行の増資による、それぞれ100.7百万チュニジア・ディナール、78.3百万チュニジア・ディナールおよび36.8百万チュニジア・ディナール、投資ファンドであるアブラージがタウフィック総合病院の株式の過半数を取得したことによる49百万チュニジア・ディナール、ならびに投資ファンドであるアクティスによるセントラル大学の購入による42.2百万チュニジア・ディナールを含む。

出所 中央銀行

農地の外国人所有については投資制限があるため、農業部門の外国直接投資は大きくない。

2013年度のFDIフローは1,814百万チュニジア・ディナールであった。2014年度において、FDIフローは、0.4パーセント減少して1,806百万チュニジア・ディナールとなった。これは、主に、エネルギー産業へのFDI流入の17.2パーセントの減少および製造業へのFDI流入の10.4パーセントの減少によるものであった(かかる減少は、サービス部門へのFDI流入が107.6パーセント増加したことにより一部ではあるが相殺された。)。2015年度において、FDIフローは8.9パーセント増加して1,967百万チュニジア・ディナールとなった。これは、主に、エネルギー産業へのFDI流入が8.8パーセント増加したこと、および製造業へのFDI流入が24.5パーセント増加したことによるものであった。2016年度のFDIフローは、3.3パーセント減少して1,901百万チュニジア・ディナールとなった。これは、主に、エネルギー部門およびサービス部門へのFDI流入の減少によるものであった。2017年度のFDIフローは、11.9パーセント増加して2,128百万チュニジア・ディナールとなった。これは、主に、製造業部門へのFDI流入の21.6パーセントの増加およびサービス部門へのFDI流入の13.0パーセントの増加によるものであった。

2014年度において、FDI総額は、2013年度の1,814百万チュニジア・ディナールから0.4パーセント減少して1,806百万チュニジア・ディナールとなった。かかる減少は、主に、エネルギーおよび製造業部門におけるFDIがそれぞれ、17.2パーセントおよび10.4パーセント減少して、892百万チュニジア・ディナールおよび454百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。かかる減少は、サービス部門へのFDIが107.6パーセント増加して453百万チュニジア・ディナールとなったことにより一部相殺された。かかる増加のうち、100.7百万チュニジア・ディナール、78.3百万チュニジア・ディナールおよび36.8百万チュニジア・ディナールは、カタール国立銀行(QNB)チュニジア支店、国際銀行協会およびジトーナ銀行それぞれの増資への非居住者の資本参加、ならびにアブラージ・グループによるタウフィク総合病院の過半数の株式の取得による49百万チュニジア・ディナールのFDI流入および投資ファンドであるアクティスによるセントラル大学の取得による42.2百万チュニジア・ディナールのFDI流入に相当するものであった。

2015年度において、FDI総額は8.9パーセント増加して1,967百万チュニジア・ディナールとなった。かかる増加は、主に、エネルギーおよび製造業部門におけるFDIがそれぞれ8.8パーセントおよび24.5パーセント増加して、970百万チュニジア・ディナールおよび566百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。2015年度におけるサービス部門へのFDI流入は、主に、2014年度と比べて、外資系銀行への資本注入の水準が低下したこと、および投資活動が減少したことにより、6.8パーセント減少して422百万チュニジア・ディナールとなった。

2016年度において、FDI総額は3.3パーセント減少して1,901百万チュニジア・ディナールとなった。この減少は、主に、エネルギー部門およびサービス部門へのFDI流入がそれぞれ17.9パーセントおよび33.2パーセント減少して、それぞれ796百万チュニジア・ディナールおよび282百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。この減少は、製造業部門へのFDI流入が2015年度の566百万チュニジア・ディナールから2016年度には802百万チュニジア・ディナール(このうち76百万チュニジア・ディナールは、投資ファンドであるアクティスによる、製薬グループであるメディへの投資に関連するものであった。)へと41.7パーセント増加したことにより、一部相殺された。サービス部門へのFDI流入は、2015年度の422百万チュニジア・ディナールから33.2パーセント減少して、2016年度には282百万チュニジア・ディナールとなった。エネルギー部門へのFDI流入は、2015年度の970百万チュニジア・ディナールから17.9パーセント減少して、2016年度には796百万チュニジア・ディナールとなった。

2017年度において、FDI総額は11.9パーセント増加して2,128百万チュニジア・ディナールとなった。かかる増加は、主に、製造業部門におけるFDIが2016年度の802百万チュニジア・ディナールから21.6パーセント増加して、2017年度には974百万チュニジア・ディナールとなったことによるものであった。サービス部門へのFDI流入は、2016年度の282百万チュニジア・ディナールから13.0パーセント増加して、2017年度には318百万チュニジア・ディナールとなった。エネルギー部門へのFDI流入は、2016年度の796百万チュニジア・ディナールから1.7パーセント増加して、2017年度には810百万チュニジア・ディナールとなった。これらの増加は、部分的には、政府が実施した措置(経済の自由化の進展、世界経済への統合の推進、チュニジアの規制枠組みの改善および税制上の優遇措置の提供に関するものを含む。)によるものであった。

外国直接投資の財源

次に掲げる表は、表中に示された期間における外国直接投資の財源に係る情報を示したものである。

外国直接投資

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(百万チュニジア・ディナール)					
オーストラリア.....	163.0	19.8	6.1	8.3	入手不能
オーストリア.....	247.2	138.0	374.8	393.0	入手不能
ベルギー.....	9.1	3.6	1.1	11.9	入手不能
カナダ.....	217.3	64.9	45.6	4.7	入手不能
フランス.....	261.0	279.8	0.0	0.0	入手不能
フィンランド.....	0.2	0.0	304.3	368.8	入手不能
ドイツ.....	63.4	54.0	71.7	162.5	入手不能
イギリス.....	202.2	325.3	383.7	250.9	入手不能
イタリア.....	155.8	94.0	88.3	176.6	入手不能
日本.....	0	8.5	13.2	3.3	入手不能
クウェート.....	18.3	1.3	4.4	2.0	入手不能
ノルウェー.....	0.5	0.0	0.0	0.8	入手不能
ポルトガル.....	2.1	86.3	1.0	0.7	入手不能
サウジアラビア.....	1.5	37.4	52.9	2.8	入手不能
スペイン.....	38.6	17.0	44.2	36.6	入手不能
スウェーデン.....	13.1	53.8	80.8	3.5	入手不能
スイス.....	29.3	2.6	12.5	12.5	入手不能
オランダ.....	21.9	3.2	27.7	30.5	入手不能
トルコ.....	1.3	0.6	0.5	31.0	入手不能
アメリカ合衆国.....	27.6	32.2	16.2	8.7	入手不能
アラブ首長国連邦.....	39.5	33.4	138.9	68.6	入手不能
その他.....	300.9	550.7	299.1	323.7	入手不能
合計.....	1,813.8	1,806.4	1,967.0	1,901.4	2,128.2

出所 中央銀行

2013年度におけるEUからのFDIは1,036百万チュニジア・ディナールとなり、FDIフロー総額の57.1パーセントに相当した。2013年度におけるアラブ諸国からのFDIは75.2パーセント減少して、236百万チュニジア・ディナールとなった。2014年度におけるEUからのFDIは1,300百万チュニジア・ディナールとなり、FDIフロー総額の72.0パーセントに相当した。2014年度におけるアラブ諸国からのFDIは30.5パーセント増加して、308百万チュニジア・ディナールとなった。2015年度におけるEUからのFDIは1,474百万チュニジア・ディナールとなり、FDIフロー総額の75.0パーセントに相当した。2015年度におけるアラブ諸国からのFDIは343百万チュニジア・ディナールであった。2016年度におけるEUからのFDIは1,454百万チュニジア・ディナールとなり、FDI総額の76.5パーセントに相当した。2016年度におけるアラブ諸国からのFDIは1.7パーセント増加して349百万チュニジア・ディナールとなった。

8 公的資金

概 説

法的枠組みおよび予算過程

予算法(1967年12月8日法律第67-53号を改正し、補完した2004年5月13日法律第2004-42号の予算基本法)は、国の年度予算を組むための法的枠組みおよび期限を規定している。予算法によると、国の会計年度は暦年である。毎年7月までに各省大臣は翌年度の支出の試算を作成し財務省に提出する。財務省は支出試算を検討し、収入の試算を出し、国の年度予算を内容とする財政法案を作成する。その後、財政法案はチュニジア共和国大統領に提出され、各会計年度の最終四半期中(ただし10月25日まで)に大統領は国会および諮問議会に財政法案を上程する。2011年1月14日革命前においては、チュニジア共和国大統領が当時の国会および諮問議会に財政法案を上程したが、2011年1月14日革命後、財政法は制憲国民議会に上程され、現在は首相により国会に上程されている。

財政法では、チュニジア共和国の歳出および歳入の詳細を規律する。財政法には、公的収入の金額を決定し、その徴収方法を承認し、チュニジア共和国が付与できる保証枠の上限を設定し、チュニジア共和国のために引き受けることのできる借入金および債務を承認するための規定が置かれている。

国家予算の他に、財政法には、法人格を持ち、経済的に自立している公共事業体、ならびにそれらの属性を持たない工業的および商業的公共サービス事業体の付属予算も含まれている。付属予算を区別する主な目的は、財政法の全体的な法的枠組みと予算目標の範囲内に収入と支出を維持する一方で、事業体内における健全な財務運営を促進するために比較的自律性をもって運営している国の事業体の会計を分離することにある。2011年1月14日革命前は、国会および諮問議会が財政法案について採決していた。2011年1月14日革命および2011年10月の制憲国民議会の選挙の後、制憲国民議会が財政法を採択した。制憲国民議会は、2012年度、2013年度および2014年度の財政法を承認した。2014年10月26日、国会は5年間の任期で選出され、当該国会は2015年度の予算法を承認した。国会および諮問議会は財政法の採決を行い、各年度予算は前暦年の12月31日までに承認されなければならない。

2015年度の改正財政法は2015年8月に承認され、スースでのテロ攻撃の短期的な経済的影響を軽減するための一連の緊急措置(国内総生産の約0.5パーセントにのぼる。)および安全保障に係る費用の増加(国内総生産の約0.2パーセントにのぼる。)を含むものであった。改正財政法には、公共部門全体での5パーセントの給与引上げを受けた公共部門の賃金総額の増加および教育部門で合意された賃上げも含まれていた。2015年12月26日、国民議会は2016年度の財政法を承認した。

以下に詳述されるとおり、国の主な歳入源は、消費税(歳入調達の観点から最も重要なのは付加価値税(VAT)である。)、所得税(個人および法人)、ならびに石油収入、ガス・ロイヤリティー、工業および商業的国営企業の収入などの税収入以外の収入である。国の歳出の主なものは、経常支出として補助金、移転、賃金および給料、ならびに資本支出として投資および債務返済がある。

国の歳出は、発効した年度予算中に予定された支出に限定される。国の会計は会計検査院の監査を受け、会計検査院は報告書を作成し国会および諮問議会に提出する。

会計検査院

会計検査院の任務は、公的資金の運営を監督することである。したがって、会計検査院は、国、全ての地方政府および地域政府、公共事業体、工業的および商業的な公共サービスを行う事業体の運営と会計、ならびに国または地方政府もしくは地域政府が持分を所有する企業の会計を検査する権限を有する。

次に掲げる表は、2013年度から2016年度の各会計年度のチュニジア共和国の歳入および歳出、2017年度の暫定的結果、ならびに2018年度予算を要約したものである。

歳入および歳出の要約

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽¹⁾	2018年 (予算)
(パーセント表示を除き、 百万チュニジア・ディナール)						
税収入						
直接税 ⁽²⁾	7,118.0	8,169.4	7,822.1	7,576.8	8,560.1	8,385.0
間接税 ⁽³⁾	9,203.8	10,504.2	10,723.7	11,125.2	12,626.4	15,099.0
合計	16,321.8	18,673.6	18,545.8	18,702.0	21,186.5	23,484.0
国内総生産に占める割合 (%)	21.7	23.1	21.9	20.7	21.8	22.0
税収入以外の収入						
石油収入およびガス・ ロイヤリティ収入	109.7	121.5	188.4	293.0	1,164.6	875.3
利息 ⁽⁴⁾	22.9	28.7	33.0	37.3	43.2	37.0
援助資金 ⁽⁵⁾	224.8	369.8	292.0	129.6	186.9	365.0
民営化および没収資産	1,549.4	96.3	70.2	526.9	145.0	500.0
債券回収 ⁽⁶⁾	151.6	132.9	123.6	150.6	163.9	160.0
その他の税収入以外の収入 ⁽⁷⁾	1,612.3	937.4	932.8	1,405.8	1,001.6	993.7
合計	3,670.7	1,686.6	1,640.0	2,543.2	2,704.9	2,931.0
歳入の合計(総額)⁽⁸⁾	19,992.5	20,360.2	20,185.8	21,245.2	23,891.4	26,415.0
国内総生産に占める割合 (%)	26.6	25.2	23.8	23.5	24.5	24.8
歳入の合計(純額)⁽⁹⁾	19,840.9	20,227.0	20,062.2	21,094.6	23,727.8	26,255.0
国内総生産に占める割合 (%)	26.4	25.0	23.7	23.3	24.3	24.6
経常支出						
賃金、給料、商品 およびサービス	10,577.8	11,483.4	12,627.6	14,241.8	15,465.0	15,901.0
補助金および移転	6,869.9	5,801.3	4,600.1	4,178.6	5,967.0	5,831.0
補助金合計						
(石油、食品および運輸) ⁽¹⁰⁾	5,514.0	4,154.2	2,882.9	2,211.0	3,492.0	3,520.0
(石油価格補助) ⁽¹⁰⁾	3,734.0	2,353.0	918.0	197.0	1,550.0	1,500.0
未配分経常支出						404.0
合計	17,447.7	17,284.7	17,227.7	18,420.4	21,432.0	22,136.0
利息の支払						
国内債務	843.9	949.3	956.9	1,165.3	1,255.6	1,537.0
対外債務	570.2	566.4	687.5	821.1	1,004.0	1,250.0
合計	1,414.1	1,515.7	1,644.4	1,986.4	2,259.6	2,787.0
資本支出						
直接投資 ⁽¹¹⁾	1,683.9	1,633.7	2,355.9	2,795.9	2,570.3	2,714.0
資本取引 ⁽¹²⁾	1,665.4	2,162.5	1,407.2	1,384.4	1,826.8	1,633.0
直接返済 ⁽¹³⁾	479.0	470.0	493.9	645.5	673.0	646.0
債務返済 ⁽¹⁴⁾	197.1	125.0	178.0	242.7	231.0	100.0
国庫貸付および貸出金	(25.8)	251.3	43.9	28.0	106.0	
その他の資本支出	564.2	525.5	541.9	595.8	659.6	622.0
未配分資本支出						128.0

資本支出合計	4,563.8	5,168.0	5,020.8	5,692.3	5,854.6	5,843.0
支出、貸付および						
貸出金合計(総額) ⁽⁸⁾	23,425.6	23,968.4	23,892.9	26,099.1	29,546.2	30,766.0
支出、貸付および						
貸出金合計(純額) ⁽⁹⁾	23,254.3	23,592.1	23,671.0	25,828.4	29,421.2	30,666.0
予算の赤字 ⁽¹⁵⁾	(3,433.1)	(3,608.2)	(3,707.1)	(4,853.9)	(5,654.8)	(4,351.0)
国内総生産に占める割合(%)	(4.6)	(4.5)	(4.3)	(5.4)	(5.8)	(4.1)
予算の赤字 ⁽¹⁶⁾	(5,207.3)	(4,074.3)	(4,069.3)	(5,510.4)	(5,986.7)	(5,216.0)
国内総生産に占める割合(%)	(6.9)	(5.0)	(4.8)	(6.1)	(6.1)	(4.9)
国内総生産(現行市場価格)...	75,144	80,790	84,656	90,350	97,460	106,643

- (1) 暫定データ
- (2) 個人所得税および法人税を含む。
- (3) 主に付加価値税、物品税、関税、通行税およびその他輸送税、流通税、登録および印紙税、ならびに専売である賭博事業からの収入ならびにタバコおよびマッチの売上(純額)を含む。
- (4) 国、主にチュニジアの国有の事業体に支払われる貸付金の利息を含む。
- (5) 国に対する援助資金を含む。
- (6) 以前は回収不可能とみなされていた、チュニジアの公共および民間部門の事業体に対する貸付の返済を含む。
- (7) 主に公共部門の商業的および工業的の事業体により国に支払われる収益を含む。
- (8) 債務の返済および貸付を含む。
- (9) 債務の返済および貸付を含まない。
- (10) 2015年度の財政法以降、石油収入および石油価格補助は総額が計上されている。
- (11) 主に水および灌漑資源の開発、水および土壌保全ならびに開発計画を含むインフラストラクチャーへの投資。
- (12) 国有の事業体の特定の長期投資計画に対して資金供与するための国による貸付。
- (13) 国に代わってチュニジアの公共および民間部門の事業体が輸入設備およびその他耐久財を購入するための資金を提供した海外の貸手に対する直接返済。
- (14) 国が供与するその他の貸付(返済額差引後)(通常、国有の事業体に対する貸付および貸出金を含む。)。
- (15) 民営化および援助資金を含む。
- (16) 民営化、援助資金および没収資産を含まない。

出所 財務省

次に掲げる表は、2013年度から2016年度のチュニジア共和国の税収入の内訳、2017年度の暫定的結果の内訳、および2018年度予算の内訳を示したものである。

税収入の内訳

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)	2018年 (予算)
(パーセント表示を除き、 百万チュニジア・ディナール)						
直接税						
個人所得税.....	3,707.4	4,095.3	5,088.4	5,942.9	6,204.8	5,931.0
法人所得税.....	3,410.6	4,074.1	2,733.7	1,633.8	2,355.3	2,454.0
直接税合計.....	7,118.0	8,169.4	7,822.1	7,576.8	8,560.1	8,385.0
間接税						
国産品への課税						
付加価値税.....	2,037.4	2,450.1	2,641.8	2,416.7	2,836.6	3,762.0
物品税.....	1,121.1	1,272.0	881.5	927.2	1,046.2	1,272.0
その他の税.....	2,163.8	2,602.9	2,927.2	2,916.4	3,050.7	3,657.5
国産品に対する税の合計.....	5,322.3	6,325.0	6,450.5	6,260.3	6,933.5	8,691.5
外国製品への課税						
輸入税.....	718.3	817.1	826.7	635.0	739.1	1,081.0
輸出税.....	10.6	8.2	5.8	4.7	2.8	8.0
関税合計.....	728.9	825.3	832.5	639.7	741.9	1,089.0
付加価値税.....	2,414.6	2,656.5	2,416.3	2,721.3	3,255.5	3,378.0
物品税.....	534.9	578.9	891.4	1,247.0	1,446.7	1,649.0
その他の税.....	203.1	118.5	132.9	257.0	248.9	291.5
外国製品に対する税の合計...	3,881.5	4,179.3	4,273.2	4,865.0	5,693.0	6,407.5
間接税合計.....	9,203.8	10,504.2	10,723.7	11,125.2	12,626.4	15,099.0
税収入 総額.....	16,321.8	18,673.6	18,545.8	18,702.0	21,186.5	23,484.0
国内総生産に占める割合(%)...	21.7	23.1	21.7	20.7	21.7	22.0

(*) 暫定データ
出所 財務省

2017年度の暫定的な結果

税収入総額は、2016年度の18,702百万チュニジア・ディナールから2,485百万チュニジア・ディナール、すなわち13.3パーセント増加し、2017年度は21,187百万チュニジア・ディナールであった。

税収入以外の収入には、主に、様々な国有企業からチュニジア共和国に対して支払われる利息および配当金支払による収入、ならびに政府の石油資源の売上および天然ガスパイプラインのロイヤリティーによる収入が含まれる。税収入以外の収入は、2016年度の2,543百万チュニジア・ディナールから162百万チュニジア・ディナール、すなわち6.4パーセント増加し、2017年度には2,705百万チュニジア・ディナールであった。この増加は、主に、石油およびガスのロイヤリティーによる収入が増加したことによるものであった。税収入以外の収入が歳入の合計(総額)に占める割合は、2016年度には12.0パーセントであったのに対し、2017年度は11.3パーセントであった。

歳入の合計(純額)は、2016年度の21,095百万チュニジア・ディナールから2,633百万チュニジア・ディナール、すなわち12.5パーセント増加し、2017年度には23,727百万チュニジア・ディナールであった。この増加は、主に、上記の税収入および税収入以外の収入の増加によるものであった。

2010年度以降、政府支出の約48パーセントは、公共部門の従業員の賃金および給料ならびに政府サービスに利用される商品およびサービスに関するものである。政府支出のその他の主要分野には、チュニジア共和国の公債に係る債務返済、インフラストラクチャーへの投資(特に道路)、灌漑資源ならびに水および土壌保全の開発、テロ行為防止のための治安部隊および国防の支援に係る投資、ならびにチュニジアの国および民間企業に対する直接的な支払および貸付が含まれる。

経常支出の合計は、2016年度の18,420百万チュニジア・ディナールから3,011百万チュニジア・ディナール、すなわち16.4パーセント増加し、2017年度には21,432百万チュニジア・ディナールであった。この増加は、主に、補助金および移転の42.9パーセント増加、ならびに賃金、給料、商品およびサービスの8.6パーセントの増加によるものであった。経常支出の合計が支出の合計(総額)に占める割合は、2016年度には70.6パーセントであったのに対し、2017年度は72.6パーセントであった。

資本支出の合計は、2016年度の5,692.3百万チュニジア・ディナールから163百万チュニジア・ディナール、すなわち2.9パーセント増加し、2017年度には5,854.6百万チュニジア・ディナールであった。この増加は、主に、資本取引の増加によるものであるが、その一部は、直接投資の減少により相殺された。資本支出の合計が支出の合計(総額)に占める割合は、2016年度には21.8パーセントであったのに対し、2017年度は19.8パーセントであった。

上記の結果、予算の赤字(民営化、没収資産および援助資金を含む。)は、2016年度の4,853.9百万チュニジア・ディナールから801百万チュニジア・ディナール、すなわち16.5パーセントの赤字の増加を反映し、2017年度は5,654.8百万チュニジア・ディナールであった。

2018年度予算

次に掲げる表は、2018年度予算作成の際に使用された主要な経済前提を示したものである。

2018年度予算	
	(年間増減率(%))
実質国内総生産成長率.....	3
消費.....	1.9
投資(国内総生産に占める割合).....	20.1
輸出.....	2.1
輸入.....	2.2
インフレーション.....	5.8
貯蓄(国民総生産に占める割合).....	11.8
経常収支赤字(国内総生産に占める割合).....	8.2
ブレント原油のパレル価格(米ドル)	54
米ドル/チュニジア・ディナール為替相場.....	2.5

9 公債

総債務

次に掲げる表は、表中に示された年度の12月31日におけるチュニジアの総債務を示したものである。

公債⁽¹⁾

	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在 ⁽²⁾
(百万チュニジア・ディナール)					
国内債務.....	15,024.1	16,273.3	17,028.3	19,508.0	21,154.7
対外債務 ⁽³⁾	19,962.7	24,781.1	29,890.7	36,412.5	46,830.2
総債務.....	34,986.8	41,054.4	46,919.0	55,920.5	67,984.9
国内総生産に占める割合(%)	46.6	50.8	55.4	62.4	70.3

(1) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。

(2) 暫定データ

(3) IMFのSBAおよびEFFに基づく融資実行額は対外債務として計上されており、2018年5月31日現在4,427.4百万チュニジア・ディナールであった。これに対し、2017年12月31日現在は4,128.0百万チュニジア・ディナール、2016年12月31日現在は3,503.1百万チュニジア・ディナール、2015年12月31日現在は2,521.3百万チュニジア・ディナール、2014年12月31日現在は1,857.7百万チュニジア・ディナールであった。

出所 財務省および中央銀行

次に掲げる表は、表中に示された年度のチュニジアの公債および債務返済水準の推移を示したものである。

公債および債務返済水準⁽¹⁾

	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在 ⁽²⁾
(百万チュニジア・ディナール)					
債務合計.....	34,986.8	41,054.3	46,919.0	55,920.5	67,984.9
利息支払					
国内債務.....	843.9	949.3	956.9	1,165.3	1,255.6
対外債務.....	570.2	566.4	687.5	821.1	1,004.0
合計.....	1,414.1	1,515.7	1,644.4	1,986.4	2,259.6
元本支払					
国内債務.....	1,332.6	2,277.3	1,791.9	1,829.8	1,128.8
対外債務.....	1,676.6	1,071.9	1,177.9	1,382.9	3,616.5
合計.....	3,009.2	3,349.2	2,969.8	3,212.7	4,745.3
債務返済総額					
国内債務.....	2,176.5	3,226.6	2,748.8	2,995.1	2,384.4
対外債務.....	2,246.8	1,638.3	1,865.4	2,204.0	4,620.5
合計.....	4,423.3	4,864.9	4,614.2	5,199.1	7,004.9

(1) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。

(2) 暫定データ

出所 財務省

国内債務

1991年より前は、市場以下の金利の10年満期の国庫投資証券(bons d'équipement)の買入を国内銀行に求めることで財政赤字を補填していた。1991年以降、政府は、金融自由化計画の一環として、赤字の補填は市場に連動した金利の国庫証券(bons du Trésor)に主に依存している。国庫証券は1989年に初めて導入され、数回にわたり修正が加えられた。満期が13週間から15年の当該証券は、毎週入札で銀行が引き受け、それを銀行が公売する。銀行が付ける国庫証券の金利は公売(アペル・ドフル)金利についてはほぼ一定の水準が保たれており、満期が最短の国庫証券の金利も、最長のものと比べてわずかに低いだけである。

次に掲げる表は、表中に示された年度の12月31日におけるチュニジアの国内債務の動向を示したものである。

国内債務⁽¹⁾

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽²⁾
(パーセント表示を除き、 百万チュニジア・ディナール)					
公債 総額					
投資債券およびその他.....	6,819.5	6,886.3	6,821.2	7,025.9	7,713.7
国庫証券.....	8,204.6	9,387.0	10,207.1	12,482.1	13,441.0
	15,024.1	16,273.3	17,028.3	19,508.0	21,154.7
債務返済					
元本					
投資債券およびその他.....	199.6	231.4	245.7	200.8	135.2
国庫証券.....	1,133.0	2,045.9	1,546.2	1,629.0	993.6
	1,332.6	2,277.3	1,791.9	1,829.8	1,128.8
利息					
投資債券およびその他.....	284.5	321.9	341.7	350.3	401.4
国庫証券.....	559.4	627.4	615.2	815.0	854.2
	843.9	949.3	956.9	1,165.3	1,255.6
国内債務返済 総額.....	2,176.5	3,226.6	2,748.8	2,995.1	2,384.4
総歳入に占める割合(%).....	10.9	15.8	13.6	14.1	10.0

(1) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。

(2) 暫定データ

出所 財務省

対外債務

対外債務が国内総生産に占める割合は2017年12月31日時点で48.4パーセントと推定された。これに対し、2016年12月31日時点では40.6パーセント、2015年12月31日時点では35.3パーセント、2014年12月31日時点では30.7パーセント、2013年度は26.6パーセントであった。チュニジアは1994年以来、国際公債市場を利用している。

次に掲げる表は、表中に示された年度の12月31日におけるチュニジアの対外債務を示したものである。

対外債務⁽¹⁾

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽²⁾
(パーセント表示を除き、 百万チュニジア・ディナール)					
対外債務 合計.....	19,962.7	24,781.1	29,890.7	36,412.5	46,830.2
国内総生産に占める割合(%)...	26.6	30.7	35.3	40.6	48.4
債務返済					
元本.....	1,676.6	1,071.9	1,177.9	1,382.9	3,616.5
利息.....	570.2	566.4	687.5	821.1	1,004.0
対外債務返済 合計.....	2,246.8	1,638.3	1,865.4	2,204.0	4,620.5
総歳入に占める割合(%).....	11.2	8.0	9.2	10.4	19.3

(1) 本表内の一定の数値は修正されており、以前に公表された数値とは異なる。

(2) 暫定データ

出所 財務省

次に掲げる表は、表中に示された年度の12月31日におけるチュニジアの対外公債を通貨別に示したものである。

対外公債(通貨別)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ^(*)
対外公債合計に占める割合(%)					
米ドル.....	23.5	27.2	31.2	31.8	47.3
日本円.....	16.8	16.4	14.4	13.8	28.3
ユーロ.....	53.5	43.2	40.9	40.0	11.2
その他.....	6.23	13.2	13.5	14.4	13.1
合計.....	100.0	100	100.0	100.0	100.0

(*) 暫定データ

IMFのSBAに基づく融資実行額は対外債務のその他として計上される(2014年度の残高：1,960百万チュニジア・ディナール)。

出所 財務省

対外公債(外債発行別)

発行	満期日	利率	元本金額	2017年12月31日 現在残存元本金額
第1回記名式チュニジア中央銀行 円貨債券(2000).....	2030年8月2日	4.30%	15,000,000,000円	15,000,000,000円
第2回記名式チュニジア中央銀行 円貨債券(2001).....	2031年3月	4.20%	20,000,000,000円	20,000,000,000円
チュニジア中央銀行 円貨債券(2003)(私募).....	2033年2月	3.50%	30,000,000,000円	30,000,000,000円
第7回チュニジア中央銀行 円貨債券(2007).....	2027年8月	3.28%	30,000,000,000円	30,000,000,000円
国際協力銀行保証 A号チュニジア中央銀行 円貨債券(2012) (適格機関投資家限定).....	2022年12月	1.19%	25,000,000,000円	25,000,000,000円
国際協力銀行保証 B号チュニジア中央銀行 円貨債券(2013) (適格機関投資家限定).....	2023年8月	2.04%	22,400,000,000円	22,400,000,000円
国際協力銀行保証 C号チュニジア中央銀行 円貨債券(2014) (適格機関投資家限定).....	2024年10月	1.61%	50,000,000,000円	50,000,000,000円
第2回記名式チュニジア中央銀行 米ドル債券(1997).....	2027年9月	8.25%	150,000,000米ドル	150,000,000米ドル
米国政府保証チュニジア中央銀行 記名式米ドル債券(2012).....	2019年7月	1.686%	485,000,000米ドル	485,000,000米ドル
米国政府保証チュニジア中央銀行 記名式米ドル債券(2014).....	2021年7月	2.452%	500,000,000米ドル	500,000,000米ドル
チュニジア中央銀行 記名式ユーロ債券(2005).....	2020年6月	4.50%	400,000,000ユーロ	400,000,000ユーロ
チュニジア中央銀行 ユーロ債券(2015).....	2025年1月	5.75%	1,000,000,000米ドル	1,000,000,000米ドル
米国政府保証チュニジア中央銀行 記名式米ドル債券(2014).....	2021年8月	1.416%	500,000,000米ドル	500,000,000米ドル
USAID保証チュニジア中央銀行 米ドル債券(2016).....	2021年8月	1.416%	500,000,000米ドル	500,000,000米ドル
チュニジア中央銀行 ユーロ債券(2017).....	2024年2月	5.625%	850,000,000ユーロ	850,000,000ユーロ
チュニジア中央銀行 米ドル分割償還債券.....	2022年4月	3.500%	1,000,000,000米ドル	1,000,000,000米ドル

次に掲げる表は、2013年、2014年、2015年、2016年および2017年の12月31日における政府の対外公債を債権者別に示したものである。

2010年度から2013年度まで、および、2014年度から2016年度までの二国間取引の相手国に対する公債は減少したのに対し、多国間機関に対する発行済み公債残高が占める割合は増加した。2016年度から2017年度までの二国間取引の相手国に対する公債は減少したのに対し、多国間機関に対する発行済み公債残高が占める割合に変動はなかった。かかる差異は、国際金融市場で借り入れた公債の割合の増加により説明される。多国間援助の大部分は、アフリカ開発銀行および世界銀行からの援助が占めており、またこれよりも割合は低いものの、IMFおよび欧州投資銀行からの援助も含まれている。二国間援助による債務は、主にフランスと日本に対するものである。チュニジアはIMFからも多額の資金提供を受けている。SBAおよびEFFに基づきIMFから借り入れられ、国家予算に割り当てられた資金は、財務省により政府の対外債務として分類される。

債権者別対外公債

対外公債合計に占める割合(%)

	2013年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在 ^(*)
二国間資金源	24.7	22.3	18.5	16.5	14.2
フランス.....	13.1	10.00	7.7	6.5	5.5
ドイツ.....	1.0	0.7	0.5	0.7	0.7
日本.....	4.7	3.5	2.9	2.7	2.2
アメリカ合衆国.....	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
イタリア.....	2.1	1.8	1.6	1.5	1.6
サウジアラビア.....	0.2	0.3	0.2	0.8	0.7
その他.....	3.4	5.9	5.5	4.2	3.4
多国間資金源	49.3	48.9	49.3	49.9	49.9
国際復興開発銀行 (世界銀行).....	16.6	14.5	15.3	14.1	15.9
アフリカ開発銀行.....	20.9	17.3	15.9	17.3	15.0
欧州投資銀行.....	6.2	4.8	3.9	3.7	3.6
アラブ経済・ 社会開発基金.....	3.7	3.0	2.5	2.6	2.6
IMF	0.0	7.4	8.4	9.6	8.8
その他.....	1.9	1.9	3.3	2.6	4.0
国際金融市場	26.0	28.8	32.2	33.6	35.9
ユーロ.....	4.5	3.6	2.9	2.7	7.8
米ドル.....	9.3	12.3	17.8	19.8	19.1
日本円.....	12.1	12.9	11.5	11.1	9.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(*) 暫定データ
 出所 財務省

債務記録

チュニジアは、1956年の独立以来、いかなる債務の元本または利息についても債務不履行を発生させたことはない。

チュニジア共和国の国内債務

次に掲げる表および補足情報は、チュニジア共和国の国内債務の詳細を示したものである。

52週債 - 満期全額返済

発行日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	利率 (%)	元本金額	2018年2月14日現在 残存元本金額
(百万チュニジア・ディナール)				
02/14/2017	02/27/2018	4.84	5.000	5.000
06/06/2017	06/19/2018	5.59	5.200	10.200
09/12/2017	09/25/2018	5.83	8.000	18.200
11/07/2017	11/20/2018	5.81	21.000	39.200
12/05/2017	12/18/2018	5.81	41.000	80.200
01/09/2018	01/15/2019	5.81	10.900	91.100
02/06/2018	02/12/2019	5.98	6.500	97.600
合計.....			97.600	

4年債 - 満期全額返済

発行日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	利率 (%)	元本金額	2018年2月14日現在 残存元本金額
(百万チュニジア・ディナール)				
06/14/2017	06/14/2021	6.868	108.200	108.200
07/12/2017	06/14/2021	6.943	75.450	183.650
08/09/2017	06/14/2021	6.984	30.600	214.250
10/11/2017	06/14/2021	6.601	65.000	279.250
11/15/2017	06/14/2021	6.601	27.000	306.250
12/13/2017	06/14/2021	6.601	27.000	333.250
01/03/2018	06/14/2021	6.585	40.000	373.250
01/17/2018	06/14/2021	6.584	51.746	424.996
01/31/2018	11/10/2021	6.804	134.000	134.000
02/14/2018	11/10/2021	6.854	88.500	222.500
合計.....			647.496	

6年債 - 満期全額返済

発行日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	利率 (%)	元本金額	2018年2月14日現在 残存元本金額
			(百万チュニジア・ディナール)	
02/11/2015	01/13/2021	6.384	50.650	50.650
03/11/2015	01/13/2021	6.394	142.540	193.190
04/15/2015	01/13/2021	6.417	106.600	299.790
06/10/2015	01/13/2021	6.464	140.900	440.690
07/15/2015	01/13/2021	6.494	62.000	502.690
08/12/2015	01/13/2021	6.553	83.100	585.790
09/09/2015	01/13/2021	6.558	107.700	693.490
01/25/2017	01/13/2021	6.228	7.000	700.490
06/15/2016	02/11/2022	6.720	215.400	215.400
07/13/2016	02/11/2022	6.994	300.900	516.300
09/14/2016	02/11/2022	7.255	217.000	733.300
03/15/2017	06/15/2023	7.244	51.418	51.418
04/12/2017	06/15/2023	7.234	29.500	80.918
05/10/2017	06/15/2023	7.314	125.500	206.418
09/13/2017	06/15/2023	7.390	94.600	301.018
合計.....			1,734.808	

10年債 - 満期全額返済

発行日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	利率 (%)	元本金額	2018年2月14日現在 残存元本金額
(百万チュニジア・ディナール)				
03/11/2009	03/11/2019	4.942	58.700	58.700
04/15/2009	03/11/2019	4.803	27.700	86.400
08/05/2009	03/11/2019	5.039	46.000	132.400
09/09/2009	03/11/2019	5.061	15.000	147.400
10/14/2009	03/11/2019	5.099	42.000	189.400
11/11/2009	03/11/2019	5.113	60.000	249.400
12/09/2009	03/11/2019	5.139	70.000	319.400
01/13/2010	03/11/2019	5.132	77.000	396.400
02/10/2010	03/11/2019	5.140	30.000	426.400
03/10/2010	03/11/2019	5.161	12.400	438.800
04/14/2010	03/11/2019	5.208	22.500	461.300
05/12/2010	03/11/2019	5.238	32.000	493.300
06/09/2010	03/11/2019	5.309	34.000	527.300
07/14/2010	03/11/2019	5.428	18.200	545.500
08/11/2010	03/11/2019	5.607	70.000	615.500
09/14/2011	03/11/2019	6.170	32.900	648.400
09/10/2014	04/10/2024	6.393	41.000	41.000
10/14/2014	04/10/2024	6.404	40.000	81.000
11/12/2014	04/10/2024	6.426	13.000	94.000
12/10/2014	04/10/2024	6.543	40.500	134.500
02/11/2015	04/10/2024	6.514	58.300	192.800
03/11/2015	04/10/2024	6.434	64.800	257.600
04/15/2015	04/10/2024	6.550	50.700	308.300
06/10/2015	04/10/2024	6.570	7.300	315.600
07/15/2015	04/10/2024	6.591	44.800	360.400
08/12/2015	04/10/2024	6.617	23.500	383.900
09/09/2015	04/10/2024	6.648	3.400	387.300
03/09/2016	04/10/2024	6.684	241.200	628.500
10/13/2015	10/14/2026	6.724	147.100	147.100
11/11/2015	10/14/2026	6.534	100.100	247.200
11/25/2015	10/14/2026	6.650	108.600	355.800
12/09/2015	10/14/2026	6.668	71.200	427.000
12/23/2015	10/14/2026	6.694	14.600	441.600
02/10/2016	10/14/2026	6.713	160.100	601.700
03/09/2016	10/14/2026	6.738	78.700	680.400

04/13/2016	10/14/2026	6.764	106.400	786.800
05/11/2016	10/14/2026	6.799	30.700	817.500
06/15/2016	03/11/2026	6.830	72.400	72.400
07/13/2016	03/11/2026	7.060	169.300	241.700
09/14/2016	03/11/2026	7.313	56.500	298.200
10/12/2016	03/11/2026	7.632	12.000	310.200
11/09/2016	03/11/2026	7.618	2.000	312.200
11/30/2016	03/11/2026	7.352	49.283	361.483
12/14/2016	03/11/2026	7.454	102.200	463.683
01/11/2017	03/11/2026	7.532	70.300	533.983
01/25/2017	03/11/2026	7.554	43.300	577.283
02/15/2017	03/11/2026	7.562	49.982	627.265
03/15/2017	03/11/2026	7.594	29.843	657.108
06/14/2017	03/11/2026	7.673	42.500	699.608
07/12/2017	03/11/2026	7.734	79.100	778.708
08/09/2017	03/11/2026	7.754	25.300	804.008
03/29/2017	03/29/2027	7.576	25.000	25.000
04/12/2017	03/29/2027	7.633	51.000	76.000
05/10/2017	03/29/2027	7.714	12.800	88.800
09/13/2017	03/29/2027	7.850	24.282	113.082
10/11/2017	03/29/2027	7.498	35.000	148.082
11/15/2017	03/29/2027	7.504	67.500	215.582
12/13/2017	03/29/2027	7.514	123.180	338.762
01/03/2018	03/29/2027	7.498	77.000	415.762
01/17/2018	03/29/2027	7.504	124.888	540.650
01/31/2018	07/10/2028	7.603	8.500	8.500
02/14/2018	07/10/2028	7.619	2.000	10.500
合計.....			3,449.558	

10年ゼロ・クーポン債 - 満期全額返済

発行日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	利率 (%)	元本金額	2018年2月14日現在 残存元本金額
				(百万チュニジア・ディナール)
10/12/2008	12/10/2018	0.000	100.350	100.350
合計.....			100.350	

12年債 - 満期全額返済

発行日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	利率 (%)	元本金額	2018年2月14日現在 残存元本金額
				(百万チュニジア・ディナール)

08/11/2010	08/11/2022	5.606	10.000	10.000
03/09/2011	08/11/2022	5.979	8.600	18.600
04/13/2011	08/11/2022	6.123	19.800	38.400
05/11/2011	08/11/2022	6.143	8.500	46.900
06/15/2011	08/11/2022	6.201	66.300	113.200
07/13/2011	08/11/2022	6.203	7.100	120.300
08/10/2011	08/11/2022	6.216	14.000	134.300
10/12/2011	08/11/2022	6.214	22.000	156.300
11/09/2011	08/11/2022	6.190	23.200	179.500
12/14/2011	08/11/2022	6.203	33.000	212.500
01/11/2012	08/11/2022	6.201	6.000	218.500
02/15/2012	08/11/2022	6.223	17.800	236.300
03/14/2012	08/11/2022	6.232	57.600	293.900
04/11/2012	08/11/2022	6.233	21.000	314.900
06/13/2012	08/11/2022	6.264	6.020	320.920
07/11/2012	08/11/2022	6.262	9.000	329.920
08/15/2012	08/11/2022	6.263	5.900	335.820
09/12/2012	08/11/2022	6.262	20.800	356.620
10/10/2012	08/11/2022	6.262	2.500	359.120
11/14/2012	08/11/2022	6.270	4.500	363.620
12/12/2012	08/11/2022	6.280	5.400	369.020
01/16/2013	08/11/2022	6.280	5.000	374.020
02/13/2013	08/11/2022	6.260	19.300	393.320
03/13/2012	08/11/2022	6.260	35.000	428.320
04/10/2013	08/11/2022	6.270	22.500	450.820
05/15/2013	08/11/2022	6.280	33.000	483.820
06/12/2013	08/11/2022	6.304	17.400	501.220
08/14/2013	08/11/2022	6.310	5.800	507.020
09/11/2013	08/11/2022	6.314	8.200	515.220
10/09/2013	08/11/2022	6.324	5.000	520.220
11/13/2013	08/11/2022	6.324	16.795	537.015
12/11/2013	08/11/2022	6.324	10.670	547.685
01/15/2014	08/11/2022	6.321	60.500	608.185
02/12/2014	08/11/2022	6.323	43.600	651.785
03/12/2014	08/11/2022	6.334	53.090	704.875
04/13/2016	04/13/2028	6.887	34.000	34.000
05/11/2016	04/13/2028	7.017	101.200	135.200
06/15/2016	04/13/2028	7.139	77.500	212.700
07/13/2016	04/13/2028	7.349	94.900	307.600
09/14/2016	04/13/2028	7.634	55.800	363.400

10/12/2016	04/13/2028	7.827	121.500	484.900
11/09/2016	04/13/2028	7.792	110.160	595.060
11/30/2016	04/13/2028	7.578	20.959	616.019
12/14/2016	04/13/2028	7.602	121.200	737.219
02/15/2017	04/13/2028	7.654	65.268	802.487
03/15/2017	04/13/2028	7.704	31.200	833.687

合計..... 1,538.562

15年債 - 満期全額返済

発行日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	利率 (%)	元本金額	2018年2月14日現在 残存元本金額
(百万チュニジア・ディナール)				
05/09/2007	05/09/2022	7.183	25.000	25.000
06/13/2007	05/09/2022	7.183	38.900	63.900
07/11/2007	05/09/2022	7.180	8.000	71.900
11/14/2007	05/09/2022	7.154	25.200	97.100
12/12/2007	05/09/2022	7.158	25.600	122.700
02/13/2008	05/09/2022	7.100	19.900	142.600
10/15/2008	05/09/2022	6.816	4.500	147.100
01/14/2009	05/09/2022	6.500	41.100	188.200
02/11/2009	05/09/2022	6.192	68.000	256.200
03/19/2014	05/09/2022	6.369	98.489	354.689
04/23/2014	05/09/2022	6.370	7.698	362.387
10/07/2014	05/09/2022	6.338	176.331	538.718
10/19/2015	05/09/2022	6.618	129.200	667.918
03/29/2017	07/15/2032	8.161	5.000	5.000
04/12/2017	07/15/2032	8.160	5.000	10.000
06/14/2017	07/15/2032	8.168	7.200	17.200
07/12/2017	07/15/2032	8.182	59.400	76.600
08/09/2017	07/15/2032	8.198	34.200	110.800
09/13/2017	07/15/2032	8.220	37.000	147.800
11/15/2017	07/15/2032	7.914	67.000	214.800
12/13/2017	07/15/2032	7.914	79.500	294.300
01/03/2018	07/15/2032	7.905	10.000	304.300
01/31/2018	07/15/2032	7.971	48.000	352.300
02/14/2018	07/15/2032	7.949	6.200	358.500

合計..... 1,026.418

出所 財務省

2014年5月、政府は少額の国債を発行するための「国家借入キャンペーン」を開始した。このキャンペーンには、国民およびチュニジアの銀行から955百万チュニジア・ディナールに及ぶ多額の応募があった。